

令和6年第4回定例会

南箕輪村議会会議録

南箕輪村議会

議 事 日 程 (第 1 号)

令和 6 年 1 2 月 2 日 (月曜日) 午前 9 時 0 0 分 開会

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

第 4 行政報告

第 5 請願・陳情の委員会付託

第 6 議案第 1 号～議案第 10 号

提案～審議

○出席議員（10名）

1 番 西 森 一 博
 2 番 都 志 今朝一
 3 番 笹 沼 美 保
 4 番 三 澤 澄 子
 5 番 加 藤 泰 久

6 番 山 崎 文 直
 7 番 百 瀬 輝 和
 8 番 太 田 篤 己
 9 番 唐 澤 由 江
 10 番 原 源 次

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村 長 藤 城 栄 文
 副 村 長 田 中 俊 彦
 教 育 長 清 水 閣 成
 総 務 課 長 清 水 勝 宏
 危機管理課長 宮 下 裕 司
 地域づくり推進課長 高 橋 里 江
 会 計 管 理 者 城 取 晴 美
 財 務 課 長 市 川 美 保
 住民環境課長 松 澤 さゆり

健康医療課長 武 島 亮 子
 福 祉 課 長 山 崎 一
 こども課長 武 井 香 織
 産 業 課 長 有 賀 正 浩
 観光森林課長 有 賀 仁 志
 建設水道課長 武 井 厚
 教 育 次 長 藤 澤 勇
 代表監査委員 加 藤 篤

○職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長 高 木 謙 治
 議 会 事 務 局 次 長 宮 澤 文 敏

会議のてんまつ

令和6年12月2日

午前9時00分 開会

事務局長（高木 謙治） 御起立願います。〔一同起立〕おはようございます。

〔一同「おはようございます」〕御着席ください。〔一同着席〕

議長（原 源次） お疲れさまです。

早いもので、今年もあと1か月となりました。経ヶ岳も雪化粧となり、本格的な寒さを迎えるとともに、師走の時期となりました。今年は、正月より能登半島地震、航空機事故、大雨などによる災害が多く発生した年であります。被災された皆様にお見舞い申し上げます。また、先日の衆議院選挙では与野党が拮抗し、今後の国会運営に注目が集まります。

ただいまから、令和6年第4回南箕輪村議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、4番、三澤澄子議員、5番、加藤泰久議員を指名します。

日程第2、会期決定の件を議題といたします。過日、議会運営委員会が開催されていますので、議会運営委員長の報告を求めます。

笹沼議会運営委員長。

議会運営委員長（笹沼 美保） おはようございます。

議会運営委員長報告をいたします。

本日招集されました令和6年第4回南箕輪村議会定例会の会期日程等について、過日、議会運営委員会を開催し次のように決定しましたので、報告をいたします。

本定例会に付議された事件は議案10件、報告1件です。請願・陳情は、陳情1件が提出されております。

会期は、本日12月2日から12月20日までの19日間とし、この間で12月3日から12月16日まで、12月19日は本会議を休会といたします。

また、最終日20日の開会時刻は午後3時を予定しています。

以上で、議会運営委員長報告を終わります。

議長（原 源次） ただいまの議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（原 源次） 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日から12月20日までの19日間に決定しました。

なお、本定例会の日程は、お手元に配付の表のとおりです。

ここで、村長の挨拶を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 皆さんおはようございます。〔一同「おはようございます」〕

令和6年第4回議会定例会を招集申し上げましたところ、全議員の出席を賜り開催できますことに、まずはお礼を申し上げます。

早いもので、2024年もあと1か月となりました。近年は自然災害が激甚化・頻発化しており、今年も1月1日に発生した能登半島地震をはじめ、全国各地で自然災害が発生した年となりました。

また、8月8日に日向灘で発生したマグニチュード7.1の地震に伴い、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が初めて発表をされました。

9月1日に予定されておりました村総合防災訓練は、台風10号の影響により中止といたしました。改めて、11月4日に村職員を中心に防災訓練を実施をいたしました。大規模な地震災害を想定し、限られた職員で本部開設訓練や情報収集のファーストミッション訓練をはじめ、広域避難所、救護所開設、要支援者の対応、給水車の実演、学校給食センターでの食糧確保などの訓練を実施をいたしました。災害対応の基本となる初動対応を学ぶ新たな試みの訓練となりました。

各地区におきましても、10月17日に中込区で昼間の避難訓練、11月23日に大泉区で防災セミナー、11月24日は神子柴区で救急救護炊き出し訓練が各地区の独自訓練として行われております。

さて、景気の状態、村税についてであります。今年度の村税収入は、当初見込んだ額をおおむね確保できる見通しであります。県内経済は持ち直しの動きが続いているものの、原材料価格高騰や海外経済の減速等の影響により、先行きが懸念されております。

また、記憶に新しいところでありますが、アメリカの大統領選挙が行われ、再びトランプ氏が大統領候補に選出されました。前回の初当選時は、当選翌日には株価が大きく下落し、円高が進行しましたが、今回はトランプ氏が輸入品に高い関税を課す政策を掲げていることから、インフレ再燃を抑え込むための高い金利水準が意識され、ドルを買う動きが進み、円安が進みました。当面、株や為替相場は、トランプ氏の言動に左右される展開が続く見込みであります。

今年度は、デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援の一環といたしまして、定額減税が行われましたが、その際、定額減税がし切れないと見込まれる方に対しては、調整給付金を支給いたしました。村では、7月末に支給対象者2,963名へ確認書を発送し、申請期限を10月31日までとし、滞りなく支給事務を行いました。申請者は2,867名で、申請率は96.76%、支給額は1億2,396万円となっております。

なお、定額減税による減収及び調整給付金に関わる費用は、全額国費で賄われ、補填されることとなっております。

10月までのふるさと納税の寄附が、前年同月と比較して好調でありました。令和6年度のふるさと納税の寄附見込み総額は、4億4,000万円を見込むところであります。また、これとは別枠のクラウドファンディング型のふるさと納税についても、令和6年度は8,000万円余を見込むところであります。

これらの歳入に伴う歳出といたしまして、ふるさと納税関連の委託料を3,500万円、クラウドファンディング分として、VC長野のスポンサー料を4,000万円新たに補正をお願いいたします。

その他、昨年から引き続く燃油価格高騰関連で、大芝関連施設等指定管理料の増額が4,000万円、米や食品の価格の高騰などにより、保育園の賄い材料費、地産地消事業補助金、学校給食補助金についても、それぞれ増額をお願いいたします。

次に、人口動態についてですが、県が発表した10月1日時点の年齢別人口推計によると、県内の総人口は、前年と比べ1万6,170人減の198万9,104人となりました。本村においては、令和6年12月1日の人口は1万6,043人となり、昨年の12月1日と比べ、45人の減少となりました。

本村の高齢化率、年少人口割合については、高齢化率が県下で最も低く、23.7%、年少人口の割合は、県内最高の15.1%となっております。なお、生産年齢人口については微増をしております。

次は自治会、地域づくり関係についてであります。

持続可能な自治会検討委員会については、7月から開催し、4回目の会合を終えました。今年度は自治会運営活動のガイドライン、他団体の業務の見直しを中心に検討を進めております。

昨年度中に方向性を決定いたしました行政協力業務の負担軽減については、10月から燃やせないごみ、缶、瓶、ペットボトル、資源プラスチックの立会いを村が直営で行う形に変更をいたしました。また、広報紙の全戸配布も、シルバー人材センターを中心に委託をする形に変更いたしました。今のところ、大きな問題なく移行できていると思っております。

北殿駅のトイレにつきまして、改修工事が終わりました。男子トイレを洋式化したほか、壁をきれいにしたことで、臭いを軽減することができております。また、暖房器具を入れたことから、冬季も利用が可能になりました。そのほか、手すり等の設置も行いました。

V C長野トライデントは、10月から2024-25のリーグが始まり、現在の成績は14戦中4勝10敗、順位は9位となっております。

令和6年度の県の地域発元気づくり支援金を活用した事業のスケートボードイベント、R I D E O N T I M E i n 大芝高原のスクールは、今年は残念ながら天候に恵まれず、11月に1回開催したのみとなってしまいました。24人の参加があり、初めてスケートボードに挑戦した保育園児も安心して楽しむことができました。

村政150周年記念事業の一環として、11月17日におむすびアイデアコンテストの最終審査会を開催いたしました。風の村米だより金芽米のおいしさを生かした数々のおむすびの中から、最優秀として、元気・森もりおむすびが選ばれました。そのほかにも、すばらしいおむすびが優秀賞などに選ばれております。今後は、味工房を中心に商品化をしてまいります。

また、昨日、a b n・八十二ふるさとCM大賞NAGANOに、150周年を題材にしたCM作品の最終審査会が行われました。その中で、優秀賞の一つである長野県教育委員会賞を受賞することができました。速報としてお知らせをいたします。

移住定住対策事業であります若者回帰定住増進支援事業は、11月14日にニッセイ基礎研究所天野氏による上伊那地域の人口動態データを分析し、上伊那地域の人口減少の実態や課題をテーマにした講演会が上伊那広域連合主催で行われました。議員の姿もあり、関心の高さを伺ったところでございます。

多文化共生事業では、9月27日に村民センターにおいて、ダイバーシティ研究所代表理事の田村太郎氏を講師に迎えまして、外国人とともにつくる持続可能な地域の未来、多文化共生のこれまでとこれからと題した講演会を開催をいたしました。55名の参加があり、外国人への支援の在り方などについて耳を傾けました。

公共交通対策事業では、11月に開催をいたしました地域公共交通会議において、南箕輪村

地域公共交通計画の素案をお示しをし、検討を進めました。

D X推進については、窓口での各種証明書発行等に関わる手数料について、キャッシュレスでの支払いが可能となりました。

次に、福祉関係であります。

低所得者及び世帯を対象といたしました給付金事業、令和6年度新たに住民税非課税世帯、または住民税均等割のみ課税となった世帯への10万円給付については、191世帯へ給付を行いました。

福祉灯油券交付事業については、対象となる住民税非課税の高齢者世帯や、重度障がい者や要介護認定者のいる世帯、675世帯に通知を送付をいたしました。現在、申請受付中でありまして、窓口及び郵送にて灯油券を交付をしております。

続いて、産業関係についてであります。

8月に農業委員と最適化推進委員が中心となり、農地利用状況調査、農地パトロールを実施をいたしました。遊休農地について、昨年は80筆6万3,055平米でありましたが、令和6年は81筆6万4,913平米となり、ほぼ横ばいの結果となっております。農業委員の皆様の活動によりまして、ここ数年単位で見ると、遊休農地は大きく減少してきております。

農作物について、今年は大きな台風等の影響もなく、ほぼ順調に秋の収穫時期を終えることができました。正式な確定値については、間もなく発表されるところであります。本年度の稲作作況指数は全国と長野県が101、南信地域は100と予想されております。品質につきましては、上伊那地域について、11月15日現在、1等米比率は97.2%と見込まれております。

米以外の農作物であります。大豆については、高温とカメムシの影響により、昨年同様大きく減収となってしまう見込みであります。この高温とカメムシによる影響は、リンゴにも及んでおります。また、飼料用トウモロコシにつきましても、高温の影響でアレチウリによる倒伏被害が多く、刈取りできない圃場や、昨年比50%近く減収となった圃場も見受けられました。今後は、J A、県の農業農村支援センターなど関係機関と連携し、複合的な高温対策を考えていく必要があります。

この秋は、風の村米だよりの金芽米を中心とし、9月は大阪府泉大津市、10月は東京、11月は名古屋で物販を行いました。どの会場でも金芽米は完売し、他の農産物もほぼ売り切れる大変好評な状況であります。同時にふるさと納税のPRも行っており、様々な面での波及効果を期待しております。

また、農業連携しております泉大津市では、先月11月に風の村米だよりの金芽米の新米が学校給食に提供されました。泉大津市の学校のホームページ等におきまして、村やお米の紹介をしていただいております。

J Aによるアスパラガス集出荷場施設整備に関しましては、改築関連の建設工事と機械設備関連の製造請負工事について、入札が9月までに行われました。建設工事については地元業者が落札し、11月中旬より現場工事に着手したところです。順調にいけば1月末に建設工事が終わり、2月末に機械設備の工事が終了となる予定であります。南箕輪村がアスパラガスの産地となっていくための大切な施設となりますので、村の農業者が有効利用できるよう、J Aと引き続き連携を図ってまいります。

次に、観光森林関係です。

大芝高原森林づくり協議会の委員の皆様へ策定に向けて取り組んでいただいた大芝高原森

林づくり実施計画について、11月末日までパブリックコメントを実施いたしました。今後、意見の取りまとめを行いまして、完成まで持ってまいります。村民の皆さんとともに守り育てる新たな大芝高原の森林づくりを進めてまいります。

また、大芝高原まつりにおいては、新たに企画委員を立ち上げました。大芝高原まつりの在り方などの検討を進めていただいております。第40回の大芝高原まつり開催に向け、引き続き検討を重ねてまいります。

次に、建設関係であります。

村事業の進捗状況は、村3か年実施計画、地区計画事業をはじめ、それぞれ順調に推移しております。継続事業としておりました村道6号線と村道10号線の舗装修繕工事は、無事完了いたしました。村道1098号線歩道設置工事は繰越分が完了し、今年度分の発注を行いました。また、水路改修を伴う村道3号線歩道整備工事についても、発注をしたところであります。

県事業関係では、北殿駅南側県道拡幅及び歩道設置事業は完了し、大清水川と県道の交差部改良、国道361号南原の歩道設置、それぞれの事業については、現在、順調に進んでいる状況です。また、9月には現地調査を行いまして、県議会議員も含めた県の方々に早期完成の要望を行ったところでございます。

上下水道関係についてです。

上水道では、村道3105号線配水管布設替工事と大芝区配水管布設工事を実施しております。第2配水池に来年度設置予定の自家発電施設の詳細設計業務は、今年中に完了する予定であります。

下水道では、住宅の新築等に伴う公共ます設置工事、ストックマネジメント計画に基づく沢尻のマンホールポンプ更新工事、神子柴のマンホール継手耐震設計及び、耐震改修工事や管渠の更生工事を実施しております。

また、これからいよいよ降雪シーズンとなります。例年のとおり、主要幹線道路の除雪については村内の建設業者や水道業者が行い、生活道路や歩道、また、地区を結ぶ道路などは、まっくん除雪隊を中心に、住民の皆様の御協力をいただきながら交通機能の確保に努めてまいりますので、地域の皆さんの御理解と御協力をお願いいたします。

続いて、保育園の状況であります。

先日、令和7年度の入園希望調査を行いました。現時点での全体での入園希望者数であります。当初は654人、途中入所希望者を含めた令和7年度末の見込みは717人と、本年度と比較し、減少となる見込みです。保育園児数の増加は落ちてきたものの、相変わらず1歳児をはじめとした未満児の入園率は高くなっており、若い世帯の多い本村としては、この傾向はしばらく続く見通しであります。保護者の皆様の多様化するニーズに応えるべく、対応をしてまいります。

学校関係であります。

小中学校では、2学期が残り1か月となりました。今年度は社会見学や臨海学習、若竹祭や音楽会、修学旅行といった行事を、おおむねコロナ禍の前のように実施することができております。子供たちの明るい笑顔の下、学習が展開されたことは大変喜ばしいことと捉えております。

これから、インフルエンザなど、感染症の流行状況が危惧されるところではありますが、

引き続き保護者の方の御協力、小中学校、保育園が連携・連絡を密にし、感染拡大を防ぐ対策を講じて、子供たちの安全・安心を第一に、学びを深める取組を進めてまいります。

南箕輪小学校北校舎改修工事につきましては、断熱改修に当たって工事音が発生する関係で、工程の見直しをしなければならなくなりました。本議会にて、工期の変更契約の御審議をお願いいたします。

南箕輪中学校管理教室棟トイレ改修工事や南箕輪小学校及び中学校の照明設備LED化工事は、順調に進んでおります。いずれの工事も事故がないよう安全管理を徹底し、連絡・調整・工程管理を行い、進めてまいります。近隣住民の皆様におかれましては、御迷惑をおかけいたしますが、御理解をお願いいたします。

中学校の休日部活動の地域クラブの立上げにつきましては、令和5年度から本村は取組をはじめ、保護者の皆様、教職員の皆様、わくわくクラブの皆様の御協力を受け、11月28日に12クラブが設立をいたしました。令和7年4月からの活動に向けて、指導者の確保、指導者研修会の開催など、引き続き準備を進めてまいります。

また、12月1日には、上伊那郡縦断駅伝競走大会に村としてチームが参加し、見事3位となり、表彰台に上ることができました。昨日のことであります。

文化講演会につきましては、村政150周年記念事業として、諏訪中央病院名誉院長の鎌田實先生に御講演をいただきました。200人を超える方々が来場され、元気に長生きすることの大切さについてのお話を聞きながらお聞きしたところでございます。

村民文化祭につきましては、村文化団体連絡協議会のステージ発表会、村文化団体などの作品展示会を行い、多くの方の御来場をいただきました。

また、二十歳のつどいは、来年1月3日に開催する予定であります。現在、準備を進めております。

図書館事業では、第4次南箕輪村子ども読書活動計画推進に基づいた取組を行っております。絵本、児童書の展示レイアウトの変更やリサイクル本市を開催し、絵本・児童書を御家庭で再利用していただいております。

また、10月には初めてナイトライブラリーを開催し、保育園から小学生を中心に150名の利用がありました。ふだんと違う時間帯ということで、お父さんを含めた家族での来館が多かった印象があります。また、影絵も大変好評でありました。

こども館につきましては、体制が変わり、行事などが少なくなっていますが、子供に関する行事は関係各課と連絡・連携を取りながら、できるだけこども館で実施するようにしていきたいと考えております。

さて、新年度の予算編成の時期となっており、先日も予算編成会議を実施したところであります。今回の予算につきましては、御承知のとおり、4月に村長選挙を控えている関係から、骨格予算となつてまいります。新たな村長の下で本予算が組み込まれていく状況となりますので、そんな点は、ぜひ御理解をお願いいたします。

なお、予算編成会議において、5年間で資材価格が約1.37倍、労務費が1.2倍、工事費は1.4倍となる中で、事業や予算編成方針等については、30年続いたデフレ、低インフレ期とは異なるインフレ期に対応したルールを、今後は速やかに設定していかなければならない環境であると申し上げたところでございます。

最後に、私の次期への態度であります。

9月議会の一般質問の中で、12月議会で態度を明らかにする旨の答弁をさせていただきました。過去の村長の様子をお調べしても、12月の議会で表明していることが多いようです。皆様の御理解をお願いいたします。

この間、村政や私の4年間の公約等に基づく状況を踏まえて考えてまいりました。私は職員や副村長等を未経験の中で、手探りでコロナ禍も含め4年間、不十分な面もありましたが、村の課題対応や村民生活を守るために、真面目に汗をかいてまいりました。後援会の中でも、やり遂げたことに加えて、経験不足や不十分な面についても正直に共有をさせていただき、様々な御意見を頂戴したところであります。

村の行政の業務というのは、もともと大変に幅が広いものであります。そこに、多様化の進行とコロナ禍を経て、社会は現在進行形で大きく変化を続けています。社会保障費負担の増加により国民負担率も50%に近づき、経済的に厳しい家庭が増えております。熟年者のみの世帯、熟年者の一人暮らしも増加傾向であります。自然災害も頻発化・激甚化しており、さらに、本村においては人口が増加し、様々な背景を持った方々がいらっしゃいます。

それらのことから、求められる住民サービスは多様化、複雑化、深刻化しており、それらに丁寧に対応していかななくてはならないため、行政の業務は増える一方であります。

そのような中ではありますが、関係者や村民の皆様からは、村行政の経験がない中で1期でできることは限られているため、2期目のさらなる発展を期待する声をいただいております。また、やりかけた仕事をきちんとやり遂げることが重要であるとの話もいただいております。

中長期的に大芝荘をどうするかという課題、大芝高原の森林づくりを計画どおりに進めること、また、持続可能な自治会の検討も2年で全てが決着することは難しく、引き続き動かししていく必要があります。やりかけた仕事はやり遂げなくてはなりません。

私の個人的な思いではありますが、2期目に挑戦しないことは、1期目で学ばせていただいた、また、得られた様々な貴重な経験を生かす場がなくなり、大変無責任になると感じています。

村長就任時、ゼロ歳だった息子も4歳になりました。改めて、一番苦勞をかけている家族の了承も得ることができたところであります。それらのことから、もう1期出馬し、村民の皆様判断を仰ぐ決意をいたしました。

今ここで来期のことを詳しく申し上げませんが、社会の多様化に対する対応、人と人とのつながり、人と自然とのつながり、具体の施策としては、熟年者や子育て世代、また、不登校の学生にとって、自宅以外の居場所づくりが重要な視点となってくると感じています。

従来からの施策の柱である子育て・教育の充実に加え、道の駅を中心とした防災拠点と連携した再生可能エネルギー施設の整備の推進、また、農業・林業の活性化を図りながら、いつまでも幸せに暮らせる村づくりを進めるべく、来年1月には取り組む施策を明らかにさせていただきたいと思っております。御理解をお願いいたします。

まずは、今任期を真面目に汗をかいて全力で頑張ってみますので、議員の皆様方の御協力をお願いいたします。

本定例会に提出いたしました案件は、報告1件、議案10件であります。いずれも原案どおりの決定をお願い申し上げ、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

議長（原 源次） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和6年8月分から令和6年10月分までの例月出納検査報告がありました。報告書はお手元に配付したとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4、行政報告を行います。これを許可します。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 行政報告を申し上げます。

報告第1号は、1件50万円以内の損害賠償の報告であります。地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり1件の専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告をいたします。

細部につきましては、報告書を御覧ください。

以上、行政報告とさせていただきます。

議 長（原 源次） 日程第5、請願・陳情の委員会付託を行います。

本日までに受理しました請願・陳情は、陳情1件です。

会議規則第89条の規定により、お手元に配付の請願・陳情等文書表のとおり、所管の常任委員会に付託します。本定例会の会期中に審査し、本会議において報告を行ってください。

日程第6、議案の上程を行います。

議案第1号「専決処分事項の承認を求めることについて」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議案第1号「専決処分事項の承認を求めることについて」の提案理由を申し上げます。

本案は、令和6年度南箕輪村一般会計補正予算（第7号）であり、衆議院解散に伴う総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の日程が10月27日に投開票と決定され、その執行に要する経費を緊急に措置する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和6年10月9日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議 長（原 源次） 細部説明を求めます。

市川財務課長。

財務課長（市川 美保） それでは、議案第1号の細部説明を申し上げます。

歳入歳出補正予算事項別明細書により説明いたします。6ページからお願いいたします。

2、歳入から御説明いたします。

17款県支出金、3項県委託金、2目総務費委託金、4節選挙費委託金です。10月9日に衆議院解散に伴い、総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の執行に伴う委託金です。

おめくりいただき、7ページをお願いいたします。

3、歳出です。

2款総務費、4項2目0271衆議院議員選挙事務990万3,000円です。1節報酬から18節負担金、補助及び交付金まで、選挙執行に伴う人件費ほかの諸費用でございます。お目通しをいただければと思います。

おめくりいただき、9ページをお願いします。

14款予備費、1項1目予備費です。歳入歳出を調整させていただくものでございます。

10ページ、給与費明細書でございます。一番下の比較の欄をお願いいたします。

その他の特別職は、投票管理者や立会人、選挙事務従事者等、合計234人分の報酬500万3,000円です。

おめくりいただき、11ページをお願いいたします。

一般職で、選挙事務補助のための会計年度任用職員報酬58万5,000円です。

以上、議案第1号の細部説明とさせていただきます。

議長（原 源次） 議案第1号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

4番、三澤議員。

4 番（三澤 澄子） 4番、三澤です。

7ページの歳出のところでちょっとお聞きいたします。選挙事務に関わるいろいろなんですけども、特に、選挙公報の配布についてお聞きしたいと思います。

公報は、私のところに届いたのが10月24日の木曜日でした。いつも公報は、期日前投票する人はほとんど見ることはできないわけですが、いつもかなり遅いので、この選挙公報がいつ頃までに届いて、どのような体制で配布しているのかをちょっとお聞きしたいと思います。

議長（原 源次） 高木事務局長。

議会事務局長（高木 謙治） 選挙公報の各家庭に届く関係の質問になりますけれども、選挙法におきましては、当日の選挙3日前までに届けるとそのように決まっておりますので、そちらに合わせるというか、その期日までに各家庭に届けるという状況になっております。

業者に委託をしておりますので、そちらのほうで各家庭に配布するという形で依頼をしているところでございます。

以上です。

議長（原 源次） よろしいでしょうか。

三澤議員。

4 番（三澤 澄子） 今、3日前までに届けるという規定だそうですが、期日前投票の人たちは全然見ることがほとんどできないというふうに思うので、届いている日はいつなのかを教えてくださいたいんです。届いたらすぐに配布するっていうことが可能なのかどうか、その点をお聞きしたいと思います。

議長（原 源次） 高木事務局長。

議会事務局長（高木 謙治） 届く日ですが、こちらについては、上伊那地域の振興局のほうに、今回の場合は国の選挙でありますので、届いております。

正確な日程は、ちょっとこちらの今、手元にはございませんけれども、大体10日ぐらい前には振興局のほうには届いておりますので、それをこちらの選挙管理委員会のほうに持ってきてもらいます。それから業者のほうに渡すという形になりますので、そこで10日から一週間ほどの間には選挙公報はこちらに届くという形になります。

以上です。

議長（原 源次） よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 源次） これで質疑を終わります。

議案第2号「記号式投票に関する条例を廃止する条例」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議案第2号「記号式投票に関する条例を廃止する条例」について、提案理由を申し上げます。

本案は、南箕輪村長選挙及び村長選挙と同時に行われる南箕輪村議会議員補欠選挙で採用している記号式投票を廃止し、自書式投票に統一する方針が村選挙管理委員会より示されたことに伴い、記号式投票に関する条例の廃止を提案するものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（原 源次） 細部説明を求めます。

高木事務局長。

事務局長（高木 謙治） 議案第2号の細部説明を申し上げます。

公職選挙法では、候補者1人の氏名を自書する自書式投票を原則としておりますが、条例により、記号式投票により行うこともできると規定されており、本村では、昭和44年から村長選挙及び村長選挙と同時に行われる村議会議員補欠選挙において、選挙の当日には記号式投票を採用しております。

現在では、期日前投票の投票数が全体の約4割を占めており、自書式投票が多くなっております。開票作業では、同一の選挙で投票用紙が2種類あると時間もかかり、開票事務の効率が低下します。また、疑問票があった場合、自書式であれば、誰の名前を書こうとしたかという有権者の意見をできる限り反映することができますが、記号式ではできません。

以上の理由により、記号式投票を廃止して、全ての選挙一律に自書式投票に移行するものです。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行いたします。

以上、細部説明とさせていただきます。

議長（原 源次） 議案第2号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 源次） 質疑なしと認めます。

議案第3号「南箕輪村ふれあい交流センター等設置条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議案第3号「南箕輪村ふれあい交流センター等設置条例の一部を改正する条例」について、提案理由を申し上げます。

本案は、フォレスト大芝を行政財産として使用するため、南箕輪村ふれあい交流センター等設置条例に加えるための改正を行うものです。

また、各施設、休日を現状に合わせた改正を行うものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（原 源次） 細部説明を求めます。

有賀観光森林課長。

観光森林課長（有賀 仁志） それでは、議案第3号の細部説明を申し上げます。

平成17年3月に、大芝高原のヒノキを利用してフォレスト大芝ができました。これを行政財産として活用するために、南箕輪村ふれあい交流センター等設置条例に加えます。また、ふれあい交流センター森のコテージと観光とお試し住宅高原のコテージの施設を、現状に合わせた形で条例を改正するものであります。

新旧対照表により説明いたしますので、議案4ページを御覧ください。

まず、第1条の関係で、趣旨で、今回のフォレスト大芝について規定することといたします。名称、位置を第2条で、1枚おめくりください。

5ページの中で、使用時間、休日を第3条で規定します。使用料は、第9条の別表上で定めております。時間を超過して使用する場合の関係につきましても、備考の3号で規定しております。

また、5ページをお目通しください。

2条中のふれあい交流センター森の研修コテージと観光とお試し住宅高原のコテージの休日を、現状の利用状況に合わせて、毎月第1、第3、第5木曜日から、12月29日から翌年の1月3日として、第9条関係の別表、備考第1の4号につきましても、合わせて削除するものであります。

3ページにお戻りください。

附則としまして、令和7年4月1日から施行するものです。

以上で、議案第3号の細部説明とさせていただきます。

議長（原 源次） 議案第3号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

4番、三澤議員。

4 番（三澤 澄子） 4番、三澤です。

フォレスト大芝は、長い間ちょっと放置されている状況で心配されていたので、このように活用するということは良いことだというふうに思います。

今回は、主に合宿を想定した一棟貸しということになっていますけれども、現状で見ても、なかなか今、調理場が使えないということの中で、森のコテージなんかとは条件がかなり違うので、これを来年まで、開設までにどのように整備していくのかというところをちょっとお聞きしたいと思います。

議長（原 源次） 有賀観光森林課長。

観光森林課長（有賀 仁志） 三澤議員の御質問にお答えします。

これからの整備状況ですけれども、大芝荘とつながっている部分、また、一部ちょっと暖房の関係が大芝荘にメインスイッチがあったりする、そういうところは直していきます。

あと、飲食の関係ですけれども、隣の施設に防災研修センター、そちらのほうに、簡単ではありますが調理場があります。そちらを活用して、利用できるような形で整えて

いきたいと思っています。

以上です。

議長（原 源次） よろしいでしょうか。

他に質疑はございませんか。

1 番、西森議員。

1 番（西森 一博） 1 番、西森です。

このフォレスト大芝の使用料に関してなんですが、現状、あまり使用率が高くないと思われます。その上で、この1人から10人までが1棟6万円となっておりますけれども、これが、今後使用する方が、この6万円という数字に対して多いと感じるような気がするんですが、この6万円が適切かどうかというその判断はどうされたのかをちょっとお聞きしたいと思います。

議長（原 源次） 有賀観光森林課長。

観光森林課長（有賀 仁志） 西森議員の御質問にお答えします。

使用料の関係ですけれども、今、現状ですけれども、寝具のレンタル、リースが1セット4,400円となっております。それを鑑みまして、1人当たりの計算でいうと6,000円という形で設定させていただきました。

また、そのほかにつきましては、管理費の関係ですとか光熱費の関係、また、この金額ですけれども、最高金額が1人6,000円という形で計算させてもらいまして、多く使う場合の季節が多いときとか、そういうときとかは、使用料の関係を村長等の定める額に変えることも可能ですので、そっちの関係で金額の関係は動かしていければと思っています。

ですので、今のところ、最高が1人6,000円という形で考えております。

以上です。

議長（原 源次） よろしいでしょうか。

ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 源次） これで質疑を終わります。

議案第4号「南箕輪村地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議案第4号「南箕輪村地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部を改正する条例」について、提案理由を申し上げます。

本案は、介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（原 源次） 細部説明を求めます。

山崎福祉課長。

福祉課長（山崎 一） それでは、議案第 4 号の細部説明を申し上げます。

本案は、厚生労働省令の一部改正に伴い、地域包括支援センターの人員配置について、国の基準に合わせて改正を行うものです。

改正の内容ですが、地域包括支援センターに配置すべき 3 職種、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員について、人材確保が困難となっている現状を踏まえ、配置基準の柔軟化を行います。

それでは、新旧対照表に沿って説明申し上げますので、議案 2 ページを御覧ください。

まず 2 条、基本方針第 2 項では、南箕輪村地域包括支援センター運営協議会という字句が第 2 条以降に複数回登場するため、以下、協議会と表記するものです。

続きまして、3 条、人員に関する基準については、センターが担当する区域における第 1 号被保険者の数がおおむね 3,000 人以上 6,000 人未満については、現状では常勤配置としていますが、協議会が認める場合は、常勤換算方法によることを可能とするものです。これについては、兼務職員や会計年度任用職員を配置することも可能とするものでございます。

また、2 項を追加しまして、複数の区域にセンターを設置する場合であって、協議会が認める場合には、おおむね 3,000 人以上 6,000 人未満ごとに配置すべき 3 職種を、複数のセンターに配置することにより基準を満たすものとするもので、その場合、それぞれのセンターに置くべき常勤の職種は 2 人とするものです。

これについては、全区域合わせて 3 職種配置しておけば、1 区域当たり 2 職種のみ配置することも可能とするものであります。

このほか、項を追加したことによる必要な字句の修正を行います。

1 ページにお戻りをいただきまして、附則で、この条例は公布の日から施行するものとします。

以上で細部説明とさせていただきます。

議 長（原 源次） 議案 4 号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

三澤議員。

4 番（三澤 澄子） 4 番、三澤です。

地域包括支援センター、うちの村の場合は下の庁内に一緒に設置しているという認識ですので、今、一応、介護地域包括支援センターというふうに指定されているうちの村の現状の職員配置の状況なんかをちょっと教えていただければと思います。

議 長（原 源次） 山崎福祉課長。

福祉課長（山崎 一） 村の地域包括支援センターの人員配置について、現状を回答いたします。

三澤議員おっしゃるとおり、当村の地域包括支援センターは 1 か所、福祉課に設置されておりまして、区域も 1 か所という設定であります。

専門職は、保健師につきましては正規職員が 1 名、会計年度任用職員が 1 名です。社会福祉士は正規職員が 4 名、主任介護支援専門員は保健師と兼ねている職員が 1 名、それから、私、福祉課長も主任介護支援専門員であります。加えまして、保健師も主任介護支援専門員の資格があります。

以上、職員体制の説明でございます。

議長（原 源次） よろしいでしょうか。

ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 源次） これで質疑を終わります。

議案第5号「南箕輪村犯罪被害者等支援条例」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議案第5号「南箕輪村犯罪被害者等支援条例」について、提案理由を申し上げます。

本案は、犯罪被害者等基本法に基づき、犯罪被害者等支援に関する基本理念を定め、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復や軽減、日常生活の再建などを図り、誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とし、条例の制定を提案するものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（原 源次） 細部説明を求めます。

松澤住民環境課長。

住民環境課長（松澤 さゆり） それでは、議案第5号につきまして、細部説明を申し上げます。

犯罪被害に遭う人は特別な人ではなく、社会で普通に暮らしている人になります。受けた被害を早期に回復し、また軽減する一助になれるよう、犯罪被害者等に対しまして、支援を行うための条例を制定するものでございます。

議案1ページを御覧ください。

第1条は、先ほど村長が提案理由で申し上げました設置の目的について定めております。

第2条は用語の定義、第3条は村の基本理念を定めております。

おめくりいただき、2ページ、第4条は村の責務について、第5条及び第6条は村民及び事業者の役割について、第7条は支援体制の整備について、第8条は個人情報の適切な管理について規定しております。

おめくりいただき、3ページになりますが、第9条は財政上の措置について、第10条は相談及び情報の提供等について、第11条は日常生活の支援について、第12条は住居の安定について、第13条は経済的負担の軽減について、第14条は村民等及び事業者の理解の増進のための施策について、第15条は民間支援団体に対する支援について、第16条は委任を規定しております。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

なお、経済的支援など具体的な内容につきましては、別途要綱で定めるものでございます。

以上で、細部説明とさせていただきます。

議長（原 源次） 議案第5号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

3番、笹沼議員。

3 番（笹沼 美保） 3 番、笹沼です。

第7条の犯罪被害者等支援を総合的に実施するための窓口とあるんですが、この窓口はどこに設置して誰が対応するのか教えてください。

議長（原 源次） 松澤住民環境課長。

住民環境課長（松澤 さゆり） この窓口は住民環境課のほうに設置をしますが、各方面の方々と対応しながら、窓口対応のほうを進めていきたいと思っております。

以上です。

議長（原 源次） よろしいでしょうか。

笹沼議員。

3 番（笹沼 美保） この点に関しても、要綱等でちょっと示していくというような形でよろしいでしょうか。

議長（原 源次） 松澤住民環境課長。

住民環境課長（松澤 さゆり） 今のところ、ちょっと要綱に何課という課名までは入れる予定ではございません。今のところその予定でおりますが、ちょっとまたそこも検討していきたいと思っております。

以上です。

議長（原 源次） よろしいでしょうか。

ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 源次） これで質疑は終わります。

ただいまから、10時15分まで休憩いたします。

ただいまから暫時休憩いたします。

休憩 午前 10時03分

再開 午前 10時15分

議長（原 源次） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第6号「令和6年度南箕輪村一般会計補正予算（第8号）」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議案第6号「令和6年度南箕輪村一般会計補正予算（第8号）」について、提案理由を申し上げます。

本案は、ふるさと納税の寄附金見込額の増とそれに伴う経費の増額、物価高騰による経費の増額などが主なものです。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ8,004万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ86億2,250万7,000円とするものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（原 源次） 細部説明を求めます。

市川財務課長。

財務課長（市川 美保） 議案第6号の細部説明を申し上げます。

初めに、予算書の26ページをお開きいただき、歳出の人件費の説明からさせていただきます。

給与費明細書でございます。

1、一般職、（1）総括の比較の欄でございますが、会計年度任用職員報酬29万8,000円の増です。これは、10月1日から長野県の最低賃金が998円に引き上げられたことに伴い、予算不足となった事業の報酬となります。

それでは、議案書13ページをお願いします。

歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出から御説明申し上げます。

2款総務費、0201一般管理事務、8節旅費です。職員等旅費で、県や能登への派遣職員分の増、また、職員出張増に伴い、増額をお願いするものです。

0210文書広報事務、10節需用費の印刷製本費ですが、10月から広報紙を村が直接配布することにより、印刷部数増となり、増額をお願いするものです。

0229ふるさと納税事業ですが、ふるさと納税の寄附額が9月と10月が急激に増加し、7,000万円の増を見込んでいます。それに伴い、10節需用費の印刷製本費で、封筒印刷の増刷と13節委託料については、寄附額の50%を増額計上するものです。

0230会計管理事務ですが、1節報酬は最低賃金改定によるものです。10節需用費の消耗品費は、来年度から会計システムが更新され、口座振込通知が変更となり、この通知はがきに使用する目隠しシール代です。印刷製本費は、この通知はがきの印刷費です。

14ページをお願いします。

0221財産管理事務、12節委託料は、役場や学校など公共施設のごみの産業廃棄物の処分料の単価が上がったこと、また、小中学校で古い椅子や机の処分と校内の伐採木など大量に出たことが主な理由で、処分料の不足が見込まれることから、増額をお願いするものです。

13節使用料及び賃借料は、村バスが当初年明け1月の納車の予定でしたが、10月末の納車となり、11月から使用開始になったことに伴い、リース料を増額計上するものです。

0242地域づくり推進事業、7節報償費は、自治会組織検討部会が当初予定していた会議より1回増加するため、増額計上するものです。

10節需用費の消耗品費ですが、村政150周年記念事業のイベント関連分を一部、11節役務費の村政150周年記念関連の新聞広告料に組替えるものです。一つ上のVC長野スポンサー料は、クラウドファンディングでの寄附が4,000万円増加したため、VC長野スポンサー料として計上するものです。

12節委託料です。自治会組織検討支援委託料は、アンケート集計とガイドライン作成業務を追加するための費用の増額をお願いするものです。

0241企画調整管理事務ですが、地域おこし協力隊の8節旅費と18節負担金をそれぞれ減額し、17節備品購入費に組み替えるものです。パソコン購入費です。

おめくりいただき、15ページをお願いします。

0246公共交通対策事業費、10節需用費の光熱水費は、本年度、北殿駅前トイレの改修をしました。これにより、冬期間の使用も可能となり、不足する光熱水費を計上するものです。

0261賦課徴収事務、22節償還金、利子及び割引料は、9月議会の補正予算（第5号）でも増額補正をしていただきましたが、その後、法人確定申告等により予算不足が見込まれましたので、増額をお願いするものです。

16ページをお願いします。

3款民生費、0306障がい者福祉事業、7節報償費です。障がい者が技能取得のため、手話

通訳依頼に係る報償費です。

0330児童福祉総務事務、12節委託料です。子ども・子育て支援計画作成業務委託料を、昨年度から債務負担行為でニーズ調査及び分析業務について予算計上しています。10月にプロポーザルを実施しましたが、応札業者がなく再設計した結果、部分発注でなく、ニーズ調査から分析、計画案作成支援、成果品作成までの一連の業務を委託するための増額をお願いするものです。これにつきましては、繰越明許費として計上させていただいています。

0340保育園運営事業です。8節旅費は、本年度、村外の会計年度任用職員が増加し、これに伴い通勤費が増額し、不足が見込まれる額を計上するものです。10節需用費の賄材料費は、保育園給食の食材費の物価高騰による増額をお願いするものです。

0345こども館運営事業、11節役務費の通信運搬費と13節使用料及び賃借料は、こども館が機構改革により、電話代及び複写機使用料の不足が見込まれ、増額をお願いするものです。

おめくりいただき、17ページをお願いします。

4款衛生費、0400保健衛生総務事務です。補正額はございませんが、健康かるての改修に伴う経費の3分の2が国庫補助となり、一般財源から組み替えるものです。

0403健康増進事業、18節負担金、補助及び交付金の負担金ですが、がん患者へのアピアランスケア助成事業について不足が見込まれることから、増額をお願いするものです。

0406市町村母子保健事業、10節需用費の医薬材料費は、これまでの4種混合ワクチンから、ヒブワクチンを加えた5種混合ワクチンへ移行しました。これにより薬剤費が上がり、不足が見込まれる額を計上するものです。

0407環境衛生事業、1節報酬は、最低賃金の改定による不足分です。

0411塵芥処理事業、1節報酬は、資源ごみ分別立会いの会計年度任用職員6人分です。12節委託料からの組み替えをしております。11節役務費の通信運搬費は、地区役員の負担軽減のため、3月に配布していましたがごみ袋購入チケットとごみカレンダーを全戸郵送としました。これに伴う6,500世帯分の郵送料です。

おめくりいただき、19ページをお願いします。

6款農林水産業費、0601農業委員会事務、11節役務費の通信運搬費は、これも地区役員の負担軽減のため、農地基本台帳と水田台帳を対象約2,100世帯に郵送し、返送していただくための郵送料です。

0605農業振興事業、18節負担金、補助及び交付金の補助金です。学校給食の金芽米風の村米だよりについて、地産地消事業として一般米との差額分を補助していますが、10月からの値上げ分について計上するものです。

0651林業振興事業、18節負担金、補助及び交付金は、上伊那山林協会の負担金確定によるものです。国庫補助金と一般財源2,800万円の財源組替えについては、歳入で御説明いたします。

0652森林病虫害等防除対策事業の1節報酬は、最低賃金の改定によるものです。291万円の財源組替えは、歳入で御説明いたします。

20ページをお願いします。

0654間伐対策事業、18節負担金、補助及び交付金の間伐事業等補助金ですが、補正予算第5号と第6号で増額補正をし、これまで500万円の補助をしております。年度末までに不足が見込まれます額の増額をお願いするものです。

おめくりいただき、21ページをお願いします。

7 款商工費、0720大芝高原観光事業、10節需用費の修繕費ですが、コテージ等の修繕に伴うものです。

22ページをお願いします。

8 款土木費、0803道水路維持事業、15節原材料費は、道路の簡易修繕のためのアスファルト簡易補修材や砂利敷き用の砕石など、使用する量の増に伴い、不足が見込まれる額の増額をお願いします。

0806国庫補助道路改良事業、21節補償、補填及び賠償金は、村道1098号線の道路改良工事に伴い、資材費及び労務費の単価の上昇と、上水道関係の補償工事のための費用を計上しています。

0850大芝公園管理総務事務、11節役務費の通信運搬費は、森の交流施設の電話料の不足が見込まれる額を計上しております。12節委託料で、大芝関連施設等指定管理委託料は、物価高騰により増額するものです。モバイルトイレメンテナンス委託料が納車が年度末となりましたので、本年度は不用額となり、減額するものです。13節使用料及び賃借料は、森の交流施設複合機リース料の不足が見込まれる額の増額をお願いします。

おめくりいただき、23ページをお願いします。

10款教育費、1005教育振興事務、7 節報償費の部活動コーディネーター報償費の一部を10節需用費の消耗品費へ組替え、休日部活動地域クラブ設立に伴う消耗品を整備するものです。

13節使用料及び賃借料は、6月から南原コミュニティセンターで実施している中間教室の使用料です。

1013学校給食センター事業、18節負担金、補助及び交付金の補助金は、給食の食材費高騰により、児童生徒1人1食当たり15円の補助を増額することにより、保護者負担を増額せず、据置きをするものです。南箕輪小学校、中学校、1,254人分を計上しています。

1019南部小学校給食事業、18節負担金、補助及び交付金についても、1013事業同様に、児童1人1食当たり15円の補助増額分で、292人分です。

24ページをお願いします。

1059図書館運営事業、1 節報酬は、最低賃金改定に伴う補正です。

おめくりいただき、25ページをお願いします。

14款予備費、1400予備費でございます。歳入歳出予算の調整をさせていただくものでございます。

9ページにお戻りいただきたいと思います。

2、歳入をお願いいたします。

16款国庫支出金、2 項国庫補助金、4 目衛生費国庫補助金、1 節保健衛生費補助金は、健康かるての改修経費の3分の2の補助金となります。

6 目農林水産業費国庫補助金、2 節林業費補助金の松林健全化推進事業補助金は、森林病害虫等防除対策事業の確定により、増額分を計上するものです。保全松林緊急保護整備事業補助金は、本年度になり、この事業の要件の厳格化や国県の関連予算減により、大芝高原の森林にこの事業を活用できなくなり、減額するものです。減額分につきましては、一般財源となります。

10ページをお願いします。

17款県支出金、2項県補助金、4目衛生費県補助金の1節保健衛生費補助金は、がん患者へのアピアランスケア助成事業の2分の1を計上しています。

6目農林水産業費県補助金の2節林業費補助金の森林づくり推進支援金は、国庫補助金で御説明申し上げましたが、事業要件の厳格化と県の関連予算減により活用できなくなり、減額するものです。減額分につきましては、一般財源となります。

おめくりいただき、11ページをお願いします。

19款寄附金、1項寄附金、1目1節一般寄附金です。ふるさと納税寄附金が7,000万円の増額を見込んでいます。これにより、本年度の寄附金総額は4億4,000万円を見込んでおります。ふるさと納税クラウドファンディング寄附金は、追加で4,000万円の寄附がありましたので、増額計上するものです。

12ページをお願いします。

22款諸収入、5項1目雑入、6節清算金及び返還金ですが、病児・病後児保育の委託料の消費税分が委託事業所から返還となり、計上するものです。

以上が歳入の説明となります。

予算書2ページにお戻りいただきたいと思います。

第2表、繰越明許費でございます。

3款民生費、2項児童福祉費、子ども・子育て支援計画作成業務委託290万円です。歳出で御説明させていただきましたとおり、この業務委託は再設計により、部分発注でなく成果品作成までの一連の業務を委託することとしたため、3月31日までに終了できないことから、繰越しをお願いするものです。

おめくりいただき、3ページをお願いします。

第3表、債務負担行為補正の追加になります。

村内公園整備工事について、令和6年度から令和7年度の期間で、限度額900万円とします。建設工事等の発注時期の平準化を図ることを目的としています。債務負担行為により、新年度予算が成立する前に工事契約に向けた工事入札を行うことができ、令和7年度早々に工事が可能となることから、これまでの工事の閑散期であった4月から工事を実施することができるようになります。村内の公園整備工事ということで、計画的に修繕などをする工事を対象としました。

以上で、議案第6号の細部説明とさせていただきます。

議長（原 源次） 議案第6号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

山崎議員。

6 番（山崎 文直） 20ページの間伐対策事業130万円の間伐事業等補助金ということでもられています。先日も民有林というか、個人の所有の山林のアカマツが枯れてどうしようかという相談を受けまして、役場のほうへお願いしたわけですが、この間伐事業補助金というのは、その中身は主に今のこの松くい虫の影響の部分が多いのか、その辺のところの中身が少し分かりましたら教えてほしいんですが。

議長（原 源次） 有賀観光森林課長。

観光森林課長（有賀 仁志） 山崎議員の御質問ですが、内容的には建物にかかりそうな木、また、そういった木が今、多くなっております。森林全体を切っているところもあ

りますけれども、多くは建物にかかりそうで危険だっているところが、今、多く使われているところですよ。

以上です。

議長（原 源次） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

加藤議員。

5 番（加藤 泰久） 5 番、加藤です。

この11ページにありますところのふるさと納税寄附金7,000万円とありますが、全国的にふるさと納税は伸びているという状況であります。村においては、返礼品が新たに加わったとかそういうような要因もない中で、このふるさと納税がこれだけ伸びている、この要因は何であるか、今後においても、それを参考にしてふるさと納税を増やしていきたいという考えがあるんですが、この伸びた要因は何であるか質問いたします。

議長（原 源次） 市川財務課長。

財務課長（市川 美保） ただいまのふるさと納税の返礼品についてお答えいたします。

当村の返礼品の多くが果樹でございます。リンゴ、梨、特に梨ですね。そういったものが上位を占めておりまして、これが今後すごい拡大していくかといいますと、もう結構いっぱい伸びているところがありますので、今後については、またその辺について拡大できるのかどうか、農地も含めて、リンゴ農家さんとの話があったりですとか、そういったことで検討していかなければならないと思っております。

議長（原 源次） よろしいでしょうか。

加藤議員。

5 番（加藤 泰久） ただいまの答弁によりますと、果樹、その関係が増えたことによって増えたと、こんなふうに梨、リンゴ、その辺が増えたことによって増額になっているというふうにお聞きしたんですけど、そういう理解でよろしいですか。

議長（原 源次） 市川財務課長。

財務課長（市川 美保） 主にはそういうことです。今年度分でなくて、来年度の分まで含めて動いておりますので、そういったことで御理解いただきたいと思います。

議長（原 源次） よろしいでしょうか。

ほかに質疑はございませんか。

百瀬議員。

7 番（百瀬 輝和） 7 番、百瀬です。1 点お願いします。

3 ページの債務負担行為の補正が900万円で上がっております。公園整備工事ということですが、具体的な内容を教えていただければと思いますが。

議長（原 源次） 武井建設水道課長。

建設水道課長（武井 厚） 百瀬議員の御質問にお答えいたします。

村内の公園の中にあります公園整備でありますけれども、まず、中込区のあずまやの設置の工事、また、田畑のところではありますが、トイレの改修工事、それからフェンスの改修ということで、北殿、田畑等の公園についての整備をしていくという内容になっております。

以上です。

議長（原 源次） よろしいですか。

太田議員。

8 番（太田 篤己） 8 番、太田です。

歳入のほうで、9 ページと10ページにあります農林水産業費の国庫補助金と、それから、10ページの県のほうの補助金ですかね。これについて、大幅に減額ということのようですけども、この辺の事情と今後の見通し等、来年度以降のその辺の状況をちょっと教えていただければと思います。

議 長（原 源次） 有賀観光森林課長。

観光森林課長（有賀 仁志） 太田議員の御質問にお答えします。

国県の入の関係ですけれども、御承知のとおり、県の関係のほうの予算的なものがなくなったのと、林野庁のほうからの、要は内容的なしっかりと精査しなさいよと県のほうから指導があったということの中で、多くは大芝のほうにはちょっと使いづらいということの形で、今回、内容変更という形で、県のほうが使えないという形となっています。

ただ、ほかの補助金も踏まえまして、県と相談しながら、大芝高原の関係の事業に活用していけるものがあつたらしめていきたいなと思っていますので、ちょっと今後どうなるか見えないところがありますので、その点は、ちょっとまた最新の情報をつかみながら収入の関係を踏まえていきたいのと、あと、立木伐採の関係についても、大きなところで買っていただくようなところも、ちょっと営業活動をしながら動いていければいいかなと思っています。

以上です。

議 長（原 源次） よろしいでしょうか。

ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議 長（原 源次） これで質疑を終わります。

議案第7号「令和6年度南箕輪村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議案第7号「令和6年度南箕輪村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」について、提案理由を申し上げます。

本案は、高額介護サービス費等に不足が生じるため、予備費からの組替えにより、必要な予算を確保するものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議 長（原 源次） 細部説明を求めます。

山崎福祉課長。

福祉課長（山崎 一） 議案第7号の細部説明を申し上げます。

予算書の4 ページを御覧ください。

歳出を説明いたします。

2 款保険給付費、4 項 1 目1347高額介護サービス等費ですが、介護保険施設に入所する方が当初の計画を上回って推移し、自己負担が高額になる人が増えた結果、限度額を超えた分を給付する高額介護サービス費と介護保険と医療保険の自己負担が限度額を超えた分が払い

戻される高額介護合算サービス費について、合計で240万円の増額をお願いするものであります。

おめくりいただき、5ページの9款1項1目予備費であります。補正額240万円を予備費からの組替えにより確保しますので、歳入の変更はありません。

以上で細部説明とさせていただきます。

議長（原 源次） 議案第7号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

唐澤議員。

9 番（唐澤 由江） 9 番、唐澤です。

この高額介護サービス費というのは、何件分でしょうか。

議長（原 源次） 山崎福祉課長。

福祉課長（山崎 一） 件数で言いますと、月々変動しておりますが、おおむね100数件程度で推移しております。

以上です。

議長（原 源次） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

ちょっと待ってください。休憩します。

（火災報知器作動により中断）

議長（原 源次） 何でもなかったようです。

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はございませんか。

よろしいでしょうか。

〔質疑なし〕

議長（原 源次） これで質疑を終わります。

議案第8号「令和6年度南箕輪村水道事業会計補正予算（第4号）」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議案第8号「令和6年度南箕輪村水道事業会計補正予算（第4号）」について、提案理由を申し上げます。

本案は、収益的収入及び支出の予定額につきまして、支出の水道事業費用を6万円増額し、支出総額を2億5,993万2,000円とするものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（原 源次） 細部説明を求めます。

武井建設水道課長。

建設水道課長（武井 厚） 議案第8号の細部説明を申し上げます。

補正予算実施計画明細書により説明いたしますので、議案書3ページを御覧ください。

収益的収入及び支出につきまして、支出を説明いたします。

1款1項2目配水及び給水費の37節保険料であります。事故等の損害賠償責任及び機械設備の損害保険の経費率が上がったため、6万円の増額補正をお願いするものであります。

以上、議案第8号の細部説明とさせていただきます。

議長（原 源次） 議案第8号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 源次） 質疑なしと認めます。

議案第9号「令和6年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議案第9号「令和6年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第2号）」について、提案理由を申し上げます。

本案は、収益的収入及び支出の予定額につきまして、支出の下水道事業費用を1,199万2,000円増額し、支出総額を6億1,307万2,000円とするものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（原 源次） 細部説明を求めます。

武井建設水道課長。

建設水道課長（武井 厚） 議案第9号の細部説明を申し上げます。

補正予算実施計画明細書により説明いたしますので、議案書3ページを御覧ください。

収益的収入及び支出につきまして、支出を説明いたします。

1款1項2目処理場費の21節修繕費であります。浄化センターの流入ポンプ1台と水処理施設内の曝気装置2台が故障をしたため、613万8,000円の増額補正をお願いし、25節動力費は、浄化センター及びマンホールポンプ等の電気料金について、処理水量の増加等に伴い不足する額と、電気料金に含まれております燃料費調整額及び再エネ促進賦課金等が当初予算時に未計上となっておりますので、大変申し訳ございませんが、不足額と合わせて570万円の増額補正をお願いするものであります。よろしくお願いいたします。

また、1款2項1目支払利息及び企業債取扱諸費の49節企業債利息15万4,000円の増額につきましては、昨年度借入れしました企業債の利息分が不足するため、補正をするものでございます。

以上、議案第9号の細部説明とさせていただきます。

議長（原 源次） 議案第9号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 源次） 質疑なしと認めます。

議案第10号「工事請負変更契約の締結について」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議案第10号「工事請負変更契約の締結について」、提案理由を申し上げます。

本案は、令和6年第5回村議会臨時会において議決を得た令和6年度南箕輪小学校北校舎

改修工事の契約内容に変更の必要が生じたので、地方自治法及び南箕輪村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（原 源次） 細部説明を求めます。

藤澤教育次長。

教育次長（藤澤 勇） それでは、議案第10号、令和6年度南箕輪小学校北校舎改修工事の細部説明を申し上げます。

令和6年度北校舎につきましては、現在施工中であります。工期の変更契約を締結したく、南箕輪村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものです。

本件工事につきましては、令和6年7月の第5回村議会臨時会において、工事請負契約に係る議決をいただきまして、工事に着手しております。

議案書の2ページ、説明資料により説明をさせていただきますので、御覧ください。

1の工期の変更につきましては、当初工期、着工令和6年7月29日から竣工令和7年1月17日まででしたが、変更工期で、竣工日を令和7年3月28日までとするものです。

2の変更理由でございますが、断熱パネルの設置がビス止めの施工方法であり、初めて採用する工法で、当初の想定より施工音が大きく、授業との調整の中で所要の日数が必要になり、学校の春休み中に施工する必要があるためでございます。

1ページを御覧いただきまして、契約の相手方は上伊那郡南箕輪村3898番地1、原建設株式会社、代表取締役、原武光でございます。

以上、細部説明とさせていただきます。

議長（原 源次） 議案第10号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 源次） 質疑なしと認めます。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会とします。

お疲れさまでした。

事務局長（高木 謙治） 御起立願います。〔一同起立〕礼。〔一同礼〕

散会 午前10時54分

議 事 日 程 (第2号)

令和6年12月17日(火曜日) 午前9時00分 開議

第1 一般質問(質問順位第1番から)

4番 三 澤 澄 子

7番 百 瀬 輝 和

5番 加 藤 泰 久

6番 山 崎 文 直

1番 西 森 一 博

8番 太 田 篤 己

○出席議員（１０名）

１番 西 森 一 博
 ２番 都 志 今朝一
 ３番 笹 沼 美 保
 ４番 三 澤 澄 子
 ５番 加 藤 泰 久

６番 山 崎 文 直
 ７番 百 瀬 輝 和
 ８番 太 田 篤 己
 ９番 唐 澤 由 江
 １０番 原 源 次

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村 長 藤 城 栄 文
 副 村 長 田 中 俊 彦
 教 育 長 清 水 閣 成
 総 務 課 長 清 水 勝 宏
 危機管理課長 宮 下 裕 司
 地域づくり推進課長 高 橋 里 江
 会 計 管 理 者 城 取 晴 美
 財 務 課 長 市 川 美 保
 住民環境課長 松 澤 さゆり

健康医療課長 武 島 亮 子
 福 祉 課 長 山 崎 一
 こ ども 課 長 武 井 香 織
 産 業 課 長 有 賀 正 浩
 観光森林課長 有 賀 仁 志
 建設水道課長 武 井 厚
 教 育 次 長 藤 澤 勇

○職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長 高 木 謙 治
 議 会 事 務 局 次 長 宮 澤 文 敏

会議のてんまつ

令和6年12月17日

午前9時00分 開議

事務局長（高木 謙治） 御起立願います。〔一同起立〕おはようございます。

〔一同「おはようございます」〕御着席ください。〔一同着席〕

議長（原 源次） お疲れさまです。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

会議に入る前に御報告いたします。加藤代表監査委員から、終日欠席する旨の連絡がありました。

日程第1、一般質問を行います。

本定例会の一般質問は、一問一答方式により行います。質問時間は、答弁を含め1人50分とします。時刻掲示板の確認をしながら、時間内で質問、答弁を終わらせるようお願いいたします。件名ごとに、それぞれの確な質問、答弁をお願いします。また、発言は挙手をし、議長の許可を得てから行ってください。

それでは、質問順に発言を許可します。

4番、三澤澄子議員。

4番（三澤 澄子） 議席番号4番、三澤澄子です。通告しました3項目について質問をいたします。

1番として、人と人がつながり交流する公共施策についてということで質問します。

1として、12月議会の初日で、村長2期目に向けて立候補を表明されました。質問通告書を作成したのが11月22日になったため、質問要旨が十分なものになっていないというふうに思いますが、その点は御容赦願いたいと思います。

村長は、この4年間の自己評価はコロナや焼却灰の対応があったため不十分な面もあったが、自身としての公約はおおむね実施できたと、9月議会の都志議員の質問にお答えをしています。先日は、汗を流して真面目に働き、人と人のつながり、人と自然のつながりを大事に取り組んできたと、2期目もそのようにしたいというふうに決意を述べられました。

私、最近、地方財政の新しい地平「人と人のつながり」の財政学というこの本なんですけど、自治研究社で出されている本を手に入れました。これを読みました。人と人のつながりを地方行政にどのように実現していくのか。まちづくりや福祉・教育・子育ての広い分野で、実例を挙げて学べる本であります。

そこで、1として、村長の任期の中で人と人がつながる施策として実現してきた、取り組んできたことは何かをお聞きいたします。

議長（原 源次） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議席番号4番、三澤議員の質問にお答えをいたします。

人と人がつながり交流する公共施策についての大項目の中で、まずは、村長の任期の中で実現してきた施策は何かという御質問をいただいております。

私が村長になって新たに取り組んだ施策についてを答弁をさせていただきます。

なお、前提といたしまして、人と人とのつながり、また、人と自然とのつながりを促進する施策につきましては、これからさらに力を入れて具体の施策を示していきたいと考えておりますので、その辺りはあらかじめ御理解をいただければありがたいと思っております。

そもそもの話となりますが、私が村長になった時期は、新型コロナウイルス感染症が大変猛威を振るっていた時期でありまして、その時期に人と人をつなげ、交流する施策を前面に打ち出して展開するには、いささか不適當な時期でありました。その後、5類に移行してからも、隣組の付き合いをはじめ、お祭りやイベント等の再開など、切れてしまったつながりを元に戻すことが第一優先、そんな状況でありました。

そのような期間が大部分でありましたので、限られた時間の中ではありますが、実施してきた施策の一つは、持続可能な自治会検討委員会の発足であります。行政からお願いしている業務を減らしたり、時代に合った形への変化を促したりすることで住民の負担軽減を図り、行く行くは本来の自治を進めていただくことができる環境づくりに向けて、一步踏み出したところであります。

そのほか、大泉区をはじめ地域公園の整備の開始や、お母さん同士のつながりづくりにも寄与しておりますゆったりタイム in 大芝等も、具体例として挙げられると存じます。

また、風の村米だよりの施策も、広い意味では、村の農業者の皆さんとお子さんや若い世代を食を通してつなぐ取組と考えています。

また、今回御質問いただいた村の施策には含まれませんが、公民館を開放する南原の楽集会の活動もこの後の質問でも取り上げさせていただきますが、個人的に参画し、鋭意取り組んでおるところでございます。

以上です。

議長（原 源次） 三澤議員。

4 番（三澤 澄子） 確かに、本当にコロナ感染症が蔓延する中での大変な村政運営だったというふうに思います。

その中で、今、村長が述べられましたように、これから取り組んでいくことのほうが多いかなというふうにも思いますけれども、今回は自治会検討委員会で本来の自治を取り戻すという趣旨で、今、村長は取り組んでおられるというふうに思いますし、毎日庁舎に来ると、正面のところで自治会検討会の皆さんが真剣に議論している姿が今、映っているわけでありましてけれども、なかなかそれが村民全体にどうやって浸透していくかっていうところはなかなか難しいところかなというふうに思っていますが、その中で、今、言われました施策の中で、2点目として取り上げたいと思います。

自治会在り方検討会はまだ続いております。村長の目玉施策でもあります。動き出した改革に、不燃ごみ収集立会いと広報配布の委託が始まっているところであります。今朝も不燃ごみ収集があつて、私も出してきたところでありますけれども、区・組の役員の立会いがなくなったために、3人のシルバーさんが収集を担っているわけであります。北殿区は戸数も多いので、膨大な量なんですよ。本当に収集事業が、3人の方がもう各部署につけないので、もう置いていってくれっていう形にもなるし、一生懸命やっていたいっているのは確かでありますし、今まで分別ということできちんとできているので、その点はやりやすいというふうにおっしゃっていましたが、例えば、プラスチックの袋なんかは名前が書いていないとか、その置き方がちょっと、重いもの軽いものがある中で、重ねてくると崩れてしまうほど

の量が積み上がるとかいう状況の中を飛び歩いて、3人がやっていただいております。

でも、やっぱり感想とすれば、今までは今の3倍ぐらいの方がついていただいて、声をかけながら、御苦労さまと言いながらも、それぞれ役として出てくる人も数年に1回とか2回という数だとは思いうんですけれども、そういう中で、分別とかそういうもの、ごみの収集についてもしっかり認識ができるっていう点でも、お互いの交流ができるという点でもある意味良いシステムだったなというふうに思うので、その辺のところも、またこれから検証していただければというふうに思うわけであります。

村報の配布については、組の役員が配布していたものが全村委託配布となりました。区によっては配布が遅れたというところもありましたが、北殿は今までは1日が区の集金と配布の仕分日だったために2日から3日に届いていたところが、委託によって1日に必ず届くようになっています。区の直轄世帯には、今までは区の行事等を挟み込まれて配布されていたものが、今度は全く情報が入ってこなくて不便だという声もあります。

この間のこういう両方のことで委託にかかる費用は、区で担っていた場合とどのような変化があるのかをお知らせ願いたいと思います。

組の役員さんからは、毎月声をかけられるところは声かけしながら配布をしてきたと。高齢化が進み、独居等が増える中で、人と人をつなげる大事な取組ではないかと言われております。

議会だより広報モニターの声、147号です。

村の広報でもデジタル化、IT化、AIが盛んに話題として取り上げられ、急いで導入しなければ、時代に遅れるかの風潮があります。しかしながら、デジタル化、IT化、AIの導入は目的ではなく、ツールにすぎないと思います。まず、村民のニーズを正しくくみ上げ、構築すべきシステムを具体化した上で、それをデジタルで実現するという基本の流れを忘れないでいただきたいです。

村報は村のメインの情報広報紙であり、村民に漏れなく届くべき媒体です。その目的からすると、プッシュ情報として全村民に活字媒体として確実に届けられる方法が肝要だと考えます。デジタル媒体はあくまでもサブの位置づけです。急激なデジタル化は、多くのデジタル難民、村民を生み出し、本来の情報の伝達、広報の浸透が妨げられると考えます。熟考を求めますというモニターさんの声がありました。

そういう観点から、今、始まったばかりでありますけれども、いろんな施策、また検証し直すことも大事ななというふうに思いますので、その点をお願いいたします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 行政協力業務の切替えについて、様々御質問をいただいております。

まず、ごみの資源ごみの立会いではありますが、現在、特に若い方を中心に働き方が非常に多様化をしております、ある人は松本のほうで夜間働いていて、このごみの立会いがあるのでわざわざこっちに戻ってきて、その後、また引き続き松本に戻って働かなければならなかったなど、そういった切実なお話もいただいている中で様々検討し、今回、村のほうで直轄で行うということで変更させていただいたところでありますので、御理解をいただきたいと思います。

続きまして、広報紙の配布であります。広報紙の配布につきましては、村がシルバー人材

センターの皆様を中心に委託をいたしまして、村内の住民登録のある世帯全てに配布を行っております。

広報紙配布日の遅れにつきまして、通告書ではいただいておりますが、今、質問の中では1日に届いているというお話でありましたが、その辺りの状況をお知らせいたしますと、初めての配布を行ったときは、配布方法や配布世帯等、住宅地図で一つ一つ確認しながら行っていたため、最もかかった方で7日、平均で4日かかりました。しかしながら、翌月からは、最もかかった方は7日と同日でありましたが、平均では3日と大きく1日短縮してきておりまして、今後も業務に慣れていくことで、さらに短縮されることも期待するところでもあります。

シルバー人材センターの皆様の懇談会でも、今後意見を交わして、業務の効率化に努めてまいりましょうと御挨拶をしたところでございます。

あとは、今、これまで広報紙に区が独自に挟み込みをしてお届けをしたものができなくなってしまったというお話もいただきました。これは、すみません。私、担当課と調整はしていないんですが、実は役場で仕分をしてから各地区に配っておりますので、その役場で仕分をするときに、例えば、もうこの物は全部北殿区に配りますっていうのは分かりますので、その段階で挟み込んでしまうことがもしかしたらできるかもしれないと、そこは検討してもいいのかなというところは、今、感じたところでございます。

これは、後ほど担当課のほうとちょっと調整をしてみて、実現可能か検討したいと思えます。

次に、経費についてであります。

今年度につきましては、毎年計上しております区・組未加入世帯への広報紙の配布委託料125万円、これは毎年計上しておりますが、今回の変化に伴いまして、配布委託料を新たに164万円増額で計上させていただいております。

これ、来年度以降であります。この配布を村が直接行ったことになりますので、これまで毎年各区にお願いしておりました行政事務委託料、こちらを減額させていただくことは先日の区長会でも説明をし、了承いただいたところであります。ですので、ここの部分の経費の増減は、担当課ではないと考えておるところであります。

また、組の役員の皆様から、1軒ごとに届ける大切さを言われるという点であります。議員のおっしゃる御意見ももつともであります。一方で、働き方や生活スタイルの変化等により負担を感じているという声があることも事実でありますので、ここの部分は行政協力業務の負担が軽減したことによりまして、他の面での地域コミュニティの創設の発展に期待をするところでもあります。

また、最後に議会だよりの広報モニターの声についてであります。現在、10月に塩ノ井区、南原区、大泉区の全世帯を対象に、デジタル化に関するアンケート調査を実施いたしました。現在、取りまとめを始めておりますが、この調査は、そもそもデジタル化の方向性を検討していくことが目的でありまして、アナログの広報紙の配布を取りやめることを前提にしたものではありません。デジタル化することで、現在、村報を御覧いただいていない世代にアプローチができればと私としては考えています。

そのため、この実施したアンケートにも1ページ目で大きく記載をいたしましたが、アナログの広報紙の配布を希望する世帯につきましては、仮に、今後デジタル化が行われた後も、

引き続きアナログの紙の広報紙を配布を予定しておると記載させていただきました。

広報モニターの声にもありますように、村民の皆様の御意見をお聞きし、方向性を決定していくこと、また、村からお知らせする情報をデジタルを活用しプッシュ型で届けていくことなど、今後、検討してまいりたいと思っております。

以上です。

議長（原 源次） 三澤議員。

4 番（三澤 澄子） アンケートを今しているところだというお話でありました。

今、ちょっと広報のお届けについてでありますけれども、村長はアナログの必要な方にはお届けすると、そうでない方はデジタルで取るというような考え方なのかなというふうに思いますが、アンケートにもありましたように、一旦、全部広報を届けるというのがそもそもの基本だということがアンケートのほうに書いてあるわけですね。デジタルで欲しいという人に、何か考え方が逆じゃないかなというふうに思って、デジタルでいいという人にだけはお配りしなくてもいい、だから、でもそれがどういうふうにできるのかということについて言えば、なかなか難しい。だから、それを分けていくことの難しさはかなりあるんじゃないかなというふうに思って、基本はお届けするけれども、デジタルで取る人はそれでよいという考え方のほうがいいのかなというふうに思っています。

そういうものが必要という方には、もちろんお届けするのは大事なことでありますけれども、その辺のところ、今、ちょっと考え方が何か逆じゃないかなというふうにいつも思うので、その辺のところはちょっとまた村民の声もよく聞きながら、今、アンケートも本当に一部のところに限定したアンケートであります。本来なら、村民全体にアンケートを取るのが私は筋だというふうに、公平という観点で言えば思うので、この3つの区だけのアンケートで方向性を出すというの、前も言いましたけど、疑問なやり方だなというふうに思っております。

続きまして、3に移らせていただきます。

そういう観点から、村で何が不足しているのかなというのを考えてみました。

その中で、村民が世代を超えて自由に使える、交流できる場所が、近隣の情報、報道を見ても、南箕輪には足りていないなというふうに感じているところであります。

先日も北部の研修会の折に、みのわB A S Eの様子をちょっと見せていただきました。中学生、高校生がグループで楽しそうに利用しています。また、高齢者も同じ場所で自由に使える空間となっています。もちろん管理人の方がいて全体を見ていますし、カフェなども併設していて、一年中自由に使える、集える場所として本当に良いところだなというふうにちょっと見せていただきました。

村民の声を聴く会では、公民館を開放したいが、人を置くことができず困っていると。村公民館も現在、常勤者がいない状態の中で、本当にかなり前から申込みをして使うという状況であります。地区公民館の開放に人的支援や運営管理の支援はできないかという声があります。その点をお聞きいたします。

それから、続けて書いてしまいましたので、3の中でちょっとまた続けます。

また、公共施設においてですけれども、図書館、こども館、村民センター学習室など、自由に使えるところは場所としてあるわけですが、なかなかそれが本当にそうなっているのかという、なかなか難しい。特に、こども館は機構改革によって自由に使えるスペー

スがかなり制限され、本当にこども館としての役割も果たさなくなっている中で、これらの公共施設が連携してフリースペース、学習スペース等の確保ができないかということをお聞きします。

昨年の中学生議会では、大芝に学習できる場所を設けて、学生の集客を求めています。教育長さんは、大芝の森の学び舎を有効活用できないか相談しているとお答えになっています。まっくんお休み処に大芝に関係する小中学生の学びや総合的な学習の履歴を掲示し、大芝を学びの拠点の一つとして考えていきたいと答えています。

検討して、その後、具体的な取組はどのようになっているかお聞きします。

実は昨日フェイスブックを見ていましたら、地域おこし協力隊の杉本健輔さんのフェイスブックが載っておりまして、おおしば本の森を充実しましたというフェイスブックが載っておりまして、本棚を増やして本をたくさん追加しました、おすすめの本はこんな本ですというようなことが載っておりましてけれども、これは味工房の休憩スペースを使ったそんな取組だというふうに思いますけれども、その点について、今の3項目についての御答弁をお願いします。

議 長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） いただいた質問につきまして、前半部分は私から、後半部分は教育長からそれぞれ答弁をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、村民が自由に使える、交流できる場所をというところは、私も大変重要な視点と考えておりまして、それは、先ほど最初の御質問でもお答えさせていただいたとおり、これから力を入れていきたいというところであります。

本当に大きな建物を建てるというところもありますが、小さな配慮としては、例えばベンチと机を置いておくとか、そういった人が集いやすいような仕組みを整えるというのは非常に大切でありまして、ちょっと話題がずれますが、我が家も子供が大きくなってきてちょっと部屋に籠もるようになったので、こたつを設置したところ、皆そこに集まるようになりました。そういった細かい配慮も重要なかなと思っております。

すみません、話題がずれました。元に戻します。

公民館の開放に人的支援、管理方法の支援という御提案であります。

公民館の開放については、私も個人的に参画しております南原の楽集会の活動を例に挙げて説明をさせていただきたいと思います。

楽集会の活動は令和4年から始まり、そろそろ丸3年となります。一番の苦労は、やはりこの区の財産である公民館の開放について、地元区民の理解が得られるかどうかということでありました。これは、各区で事情が大きく異なっておるかと思います。また、持続可能な自治会検討委員会の中で、現在、区長の事務手続が多く、長期的に区の事務を担う事務員を各地区で雇用すべきではという提案がなされています。

村といたしましても、集落支援員の制度を活用し、来年度から希望する区に対して人的支援を行っていく方向性で、現在、検討を重ねています。この制度が広がるようであれば、これが直接地区公民館の開放につながるかは別といたしまして、村の各地区の公民館に人が常駐する機会、そういったことにはつながっていくと思います。

三澤議員も機会があればぜひ楽集会にお越しいただき、今月22日はこども食堂も行いますので、運営等の現状を御覧いただければ大変ありがたいと思っております。

引き続きまして、教育長から答弁をいたします。

議 長（原 源次） 清水教育長。

教 育 長（清水 閣成） 続いて、私のほうから答弁をさせていただきます。

今、村長のほうからこども食堂という言葉がありましたけれども、私もこども食堂に少し関わらせていただいて、地区の公民館で開催していると。例えば、先週の土曜日、非常に多くの子供たちが集まって、北殿公民館ですけれども、いいなってそんなことを思っているところでもありますので、各地区に、ほかの地区でもそういうような動きがあるっていうのは承知していますけれども、そんなことも公共施設を使っていく、コミュニティを形成していく一つの拠点になるかなってそんなことを思っております。

私のほうからは、フリースペースの確保についてということでお答えいたします。

議員おっしゃるように、フリースペースの場所として、村では図書館、それからこども館、村民センター、村民センターの中でも、2階の学習室等々が考えられます。加えて、村の公民館や、今申し上げた各地区の公民館が考えられます。

現在、実施しているフリースペースであります。夏休みの期間中、村民センターの学習室の開放を今まで、平成30年からだと思っております、してきております。また、今年度は、こども館においても実施してまいりました。

それぞれ利用のニーズが高い、人数が多いから高いという見方があるか、ちょっとその辺りは人数では表せないものがあると思うんですが、ニーズをどう見るかということがあるかなというふうに思っています。数字的、人数的にはそんなに高くはないかなという、そんなことを承知しておるところで、いずれにしろ大事な場所というふうに考えております。

図書館の開館時間ですが、平日は午後6時、こども館は6時半、それ以降開館している施設は、村民センターと村の公民館になります。ともに月曜日が休館日、こども館は日曜日が休館日でございますけれども、中学生が利用するという想定を描いたときには、村の公民館が場所的にも適しているかなというそんなことを思いますけれども、管理人をどう配置するかということが重なってくるところであります。

また、村民センターの学習室、月曜日を除く平日、少し遅い時刻まで開くことは可能ですので、平日それから土日に開放できないかな等検討してまいりたいと思っておるところであります。また、現在、こども館を幅広く開放できるように検討を進めているところでもあります。

先ほど議員お話のように、学校教育、向こうに移ってということで、少し施設の整備が必要になってくるかなというふうに思っております。財源が伴ってまいりますけれども。

昨年、中学生議会で私がお答えした森の学び舎の活用についてでございますが、先ほど本というお話しいただきました。すごくいいなっているふうに思いながらですが、ただ、全体的に考えたときに、森の学び舎、子供たちが行くときにアクセスが非常に難しい。公共交通機関がない、そんなような課題があるかなというふうに思っており、現時点では子供たち、学び、いわゆる総合的な学習の時間とかで、クラス学年等々、グループ等々であそこに行っているいろいろな交流、学びを深める、そういうふうに活用できればいいかなというふうに思っておるところであります。

以上でございます。

議 長（原 源次） 三澤議員。

4 番（三澤 澄子） これから様々な取組が進むかなという現状の中で、気に留めていただいているところもあります。現状でできているところもあるわけですが、それが、本当に村がどこへ行っても子供たちが世代を超えて生き生きと交流できている場面があちこちで見られるっていうのがやっぱり村の理想的な姿かなというふうに思いまして、それがやっぱり人と人をつなぐ大事なこの地域のコミュニティの在り方かなっていうところを気に留めながら、これからの取組、現状も含めてでありますけれども、しっかりと取り組んでいただけたらと思います。

また、こども食堂とか南原の楽集会なんかも見させていただければなというふうに思っております。

時間がないので、2として、大芝高原の課題と道の駅についてを質問します。

大芝高原道の駅についてです。多くの人から疑問の声が上がっています。道の駅になった経過、道の駅の定義と設置基準、大芝で道の駅として登録されている施設はどこかをお聞きます。

実はこういうエピソードなんですけれども、前に味工房でお買物をしていたときに、どこか関西のほうから道の駅を巡ってきた御夫妻がおいでたんですね。来てみたら、道の駅としての機能が何もないので、売店の方に、ほかにこの近所に道の駅ってありますかって聞かれたんだけど、売店の方はちょっとお答えできなかったのも、私が長谷のアルプスむらというところと飯島へ行けば2つの道の駅がありますので、どうぞそちらへというお話をした経過がありますけれども、やっぱり働いている人も、ここが道の駅だってふうになかなか思っていないんですね。

だから、本当にこの大芝で道の駅を設定してきたこの意味、それから、それがどうやって大芝高原全体の広がりにつながっているかっていう点で疑問に思っておりますので、ちょっと今、1についてのお答えをお願いいたします。

議 長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 大芝高原の課題と道の駅について、道の駅になった経過、定義、設置基準、そして、登録されている施設について御質問をいただいております。

まず、経過であります。前提として、私の前の当時の理事者による政治決定があったようであります。この辺りの政治的決定プロセスは、私も議員になる前で存じ上げておりませんが、ベテラン議員の皆様にはお詳しい方もいらっしゃるかと思います。

政治的決定後に、役場内では推進委員会、庁議での了承を経て申請が行われ、本村の道の駅大芝高原は平成30年4月に登録をされ、7月にグランドオープンを行いました。オープン時の前村長のコメントを申し上げます。

「この大芝高原を既存施設を有効活用しながら、必要最小限の施設整備で道の駅へ登録することを目指し、その基幹施設である農畜産物の加工、販売施設、味工房等の施設の再整備を進めてまいりました。さらなる魅力アップとブランドづくりを進めるため、新たな加工品の開発、地産地消の促進に取り組んでおり、このたびの道の駅登録が契機となり、大芝高原がさらなる地域振興、観光振興の場として発展し、本村にとって大きな効果をもたらすものと期待しております。」そのように述べられております。

整備内容であります。プール側駐車場、管理事務所、トイレ、そして、味工房の再整備が行われました。

次に、道の駅の定義であります。道の駅は、道路利用者に安全で快適な道路交通環境を提供することや地域振興の場となることを目的に、一般道に設けられる休憩施設であります。国土交通省道路局において登録が行われております。

次に、設置基準であります。道の駅として登録されるには、24時間無料で利用できる駐車場とトイレ、道路情報、地域の観光情報の提供の場、地域振興のための施設を備えている必要があります。また、申請主体は基本的に市町村のみとなっております。

最後に、登録されている施設であります。大芝公園管理事務所一体の施設、味工房周辺施設、足湯となっております。フォレスト大芝、森の学び舎、大芝の湯等は含まれていないというところであります。

以上です。

議長（原 源次） 三澤議員。

4 番（三澤 澄子） その開所当時から私は議員としておりましたので、経過については、今、村長おっしゃるように、前村長が政治的決定ということであります。そのところが、ほかの道の駅とは大きな違いがあるというふうに思います。

農畜産物、地産地消など、地域振興に期すという村長のお言葉が今、言われたわけありますけれども、道の駅の運営主体、今、村長が言われたように市町村が申請し、市町村が主体というふうになっています。

登録してあるところは味工房の施設、トイレのある管理事務所ということは承知しておりますけれども、その中で、私はほかのところの道の駅も調査してくる中で、運営状況ということなんですけれども、道の駅として登録してあるところを、そのそのものの運営状況や経済効果をもって、そういうところで多分できていない、つくってはいないと思うんですけれども、その部分についての評価はどんなふうに行っているのかということと、村民に分かるような形で発表できるのかということと、ちょっと疑問でもありますけど、その点をまずお聞きするということと、ちょっと調査してきた中で、道の駅花の里いいじまでありますけれども、これは、そもそもの発足が、地元の生産者の皆さんが利用組合をつくり、運営が主体でありまして、平成6年度には社団法人に移行するということとあります。町からは指定管理料が300万円ほどで、経営は開設以来、黒字で開設していると。田切の里も同じように、田切区民が出資した生産者が中心となる株式会社が運営主体で、同じく300万円の指定管理を受けています。

そういう中で、花の里いいじまの客数、動向なども教えていただきまして、安定して、1年間を通じて本当に毎日多くの人々が利用できる様々な取組をしているところでありまして、道の駅としての機能を本当に果たしながら、地域振興や産業振興、それから、観光にも帰しているなということがよく分かる取組をしておりました。

南アルプスむら長谷はユーチューブでこの間ちょっと見て、信州の道の駅ベストテンに入っている。6位に入っていました。特に予約でいっぱいパンが有名でありますけれども、どの施設も地域の人が主体に関わり、町の経済や観光にも貢献している分かりやすい施設、それが道の駅じゃないかなということと、うちの村は、そのところが大きく抜け落ちているというふうに思うんですけれども、それと、道の駅としての効果について、どのように効果というか、経営状況というか、そこら辺が分かるようになっているのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 道の駅の運営主体はどこか、その経営状況はという中で、関連のある多くの質問をいただいております。

私も現在、たまたま回り番ではありますが、全国道の駅連絡会の理事を務めております。そういった情報が手に入りやすい環境でありますので、国土交通省の関係の方々とか、あとは、先輩の道の駅を8つ持っている方が今、会長をされていますので、そういった方々から村の今の太芝高原の課題もちょっと共有させていただいて、どうしていけばいいかというところは相談を受けていただいているところであります。

相談をする中で、大きくちょっとここが課題だなと思うのは、やはり道の駅というのは、国道または県道に面している道の駅というのが多くありまして、そこだと、国道や県道の予算を使って合わせて整備が進んでいるというところは、大変羨ましい点であります。

また、太芝高原であります、通常の道の駅であります、道沿いにあるのが普通であります、うちの大芝高原は少し奥に入っていないと施設が見えてこないというところ、こういったところは、通常の道の駅とは違うというところであります。

ただ、全国道の駅連絡会の方が視察に来ていただいているんですが、ある意味、そのほかのところとは差別化ができるので、今後、道の駅については、その自治体の特徴を体現、表現していく方向性に支援をしていく方向性ということを今のところ聞いておりますので、そういったところを今後どうにかして生かしていけないかというところは考えておるところでございます。

御質問いただいた内容に移ります。申し訳ございません。

運営主体であります、道の駅になってから、一貫して村の開発公社に委託をしております。また、駅長は開発公社の社長が務めております。

次に、経営状況であります、味工房、基本的には味工房が今は道の駅になっておりますが、経営状況は、2023年度営業収入は6,551万円、営業費用は9,644万円であります。売上げの主なものは、アイス、プリン、会員直売、野菜とか会員の皆さんが作っていただいた直売、その3つとなっています。反対に経費として割合が高いのは、一番が人件費、水道光熱費、委託料となっています。

指定管理料を2,700万円充てておりますが、2023年度は、最終的に390万円ほどの赤字を計上しています。この辺りの数字につきましては、現在、令和7年度からの村の開発公社の3年間の経営改善プランを策定しておりまして、その中で、過去3年間の数字もまとめておりますので、年明けには議員の皆様にごデータとしてお示しできる予定であります。

このプランを策定する中での分析結果であります、毎年12月から2月、まさに今の時期であります、売上げが大きく落ち込んでおります。その対策が重要であります。また、主力製品は、先ほどアイス、プリン、会員直売と申し上げましたが、どれもここ数年売上げが横ばいでありまして、新たに収益の柱となるコンテンツの開発が大きな課題と捉えています。

テナントでありますガレットカフェ、そして、最近はドーナツが好調でありますピザ、この両店の売上げにつきましては、徐々にではありますが、増加傾向が見られます。

以上です。

議長（原 源次） 三澤議員。

4 番（三澤 澄子） 経営状況、予想したとおりでありますけれども、やはり成り立ち

が違うので、令和7年度からは経営改善のプランをしていくということでもあります。その点に期待しながら、やはり大芝の立地条件は、よその道の駅へ行くとすごい羨ましがられます。あれだけいいものを持っているんだから、もっとやり方があるんじゃないかっていうふうによく言われます。そういう中で、味工房やパン販売のところも数人しか入れない建屋、それから、農産物直売も申し訳程度なんでありす。

今、空いている大芝荘やパル大芝、フォレストはほかのところで使いますが、3年間休止で放置されたままである村の大事な財産を、農産物直売や食事ができて休憩できる場所へ、人が集える駅として取り組む考えはないかお聞きします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 御提案いただいた施設のうち、御指摘のとおり、フォレスト大芝につきましては当議会でも議案審議をお願いしておりますが、来年度からコテージ等と同様に、1棟貸しを進める予定で動いております。スポーツ系の合宿が基本となりますが、例えば、大学のゼミ合宿など、利用先の開拓にも取り組んでまいります。

議員御提案の各施設の活用につきましては、今後、道の駅のエリア拡大と合わせて検討していきたいと思ひます。

以上です。

議長（原 源次） 三澤議員。

4 番（三澤 澄子） ありがとうございます。

4であります。このところはちょっと急ぎながら、大芝高原の遊具、アスレチック、スポーツ施設の改修についてであります。

施設計画に基づいて進めるというふうになっておりますが、アスレチックは他にない人気の施設でありまして、寄附を受けて新設されたものもあり、シーズン中にはにぎわってました。やはり、その中でも一部使用不可のところが混在していることで、残念な状況があると使用した人からも言われておりますし、改修予定されている遊具や野球場なども改修ができていない現状でありますので、今年度の進捗とこれからのちょっと展望だけ少しお知らせ願ひたいと思ひます。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） アスレチック、遊具、野球場の改修状況について申し上げます。

まず、アスレチックでありますが、令和4年度に網登り、さらに平均台の入替えを行いました。網登りは修繕です。令和5年度は株式会社泉翔様の御寄附を活用し、ドキドキ橋、壁抜け、ロープ渡りを三基一体として設置いたしました。また、ターザンロープの入替えも行っております。令和6年度は、現在使用禁止となっている丸太つり橋と丸太ステップの新設を予定しております、3月までには完成見込みであります。3年間で合計いたしますと、8基の改修または新設を行いました。

今後の計画であります、令和7年度以降も、順次2基から3基ずつの入替えを予定しておりますので、御期待ください。

次に、遊具についてですが、大芝湖西側の遊具エリアに、今年度中にインクルーシブ大型遊具が完成をいたします。その他の遊具もちょっと老朽化が進んでおりまして、撤去も含めて、これから改修を進めていきたいと思っております。

最後に、野球場につきましては、令和4年度にバックスクリーンボードの塗装工事、スコ

アボードのキャットウォークの修繕、防護マットの一部改修を行いました。令和7年度には、信濃グランセローズの公式ゲームの開催も検討していただいておりますが、防護マットの整備を条件としていただいているところであります。

総じて、公園内の施設整備改修については多額の費用が必要なため、都市公園で活用できる社会資本整備総合交付金やスポーツ施設等で活用できるt o t oの助成金を活用し、これからも改修を進めてまいりたいと思います。

以上です。

議長（原 源次） 三澤議員。

4 番（三澤 澄子） 次に3、コロナ5類後の行事、イベント再開での課題ということで質問いたします。

昨年から5類に移行した後、いろんなイベントが再開されていますが、課題も指摘されています。

1として、敬老会の再開と敬老祝金の届け方についてお聞きします。

北殿区では、今年の敬老会はコロナ前と全く同じ形で、区公民館主催で再開されました。村の祝賀会の後、飲食をしながら交流、村民や保育園児の舞台発表など、いつもと同じように和やかな会となりました。また、村の祝賀会では、80歳の敬老祝金の手渡されました。北殿区は20名以上の対象者のうち、出席者は5名だったため、残りは村で持ち帰りとなりました。

その後、近所の人から、去年は自分が80歳で、村から届けてくれた敬老祝金が、今年80歳になった奥さんに届かないのはどうしてかと聞かれました。担当課に問い合わせたところ、該当する人には祝い金が出るが、受け取り方は本人に通知してある。窓口へ取りに来たら渡せるとの返事でありましたので、そうお伝えしたところ、怒り心頭でありました。

村の発展に長い間尽くしてきた長寿を迎えた皆さんに、あまりに機械的な冷たい対応だと思いませんか。後でその方にお届けするということで喜ばれていましたが、そのほかの祝い金も、対象となる方全員にお届けできたのかお聞きをいたします。

ちょっとすみません、時間がないので、続けて質問をさせていただいていいですか。2のほうまで。

議長（原 源次） はい。

4 番（三澤 澄子） すみません。あとで。

その点をお願いいたします。

2として、村文化祭はコロナ前と同じ形での取組に戻りました。展示も発表も参加者が激減しています。この3年間に公民館活動のベースが崩れています。それぞれの発表はすばらしく、残念な思いがします。

一方、北殿区の文化祭でありますけれども、展示しながらお互いに交流し、その作品に関心し、元気で活動できることに喜びがあります。当日は、農産物の販売やおにぎりや豚汁を食べながら発表を楽しみ、大いににぎわっていました。地域の防災・減災力をどうソウゲイするかという研修を受けた際に、北殿区の文化祭は、地元行事と防災活動のマッチング作業の良い例であり、人と人をつなぐコミュニティの在り方がここにあるなというふうに感じたわけであります。

いろんな行事に150年を位置づけていますが、村民が150年どんな村をつくってきたか、ど

んな村になっていくのか、一つ一つの取組に村民の気持ちを集める工夫をしていただきたいと思います。

すみません、まとめて質問しました。

議 長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 敬老祝賀会につきましては、コロナが感染拡大した令和2年は全区で中止、令和3年は南原区でのみ小規模で実施。令和4年は全区で中止となっております。令和5年度からは6地区で実施、令和6年度は8地区で実施となっております。祝賀会を実施していない区であっても、記念品や商品券などを配付するなど、敬老行事として何らかの取組が行われたと聞いております。

敬老祝金の届け方の実態については福祉課長から、村文化財については教育長から答弁をいたします。

議 長（原 源次） 山崎福祉課長。

福祉課長（山崎 一） 敬老祝金の渡し方について含めて説明をいたします。

敬老祝金については、80歳、88歳及び99歳以上になる方に対して給付していますけれども、80歳になる方については、各区の敬老祝賀会の場をお借りして贈呈式を行う中で、理事者がお渡ししております。贈呈式に出席されない方は役場の窓口に来ていただき、来られない方については、職員が訪問してお渡ししております。

敬老祝賀会対象になっていた人数が52名の方でしたが、出席者は22名にとどまっております。届けた方の人数は8名、職員が直接届けております。欠席者52名の方に職員が届けるという方法は、非常に人数的に困難かということを考えておりますので、こういった方法は当面続けていきたいと思ひますし、安易に口座振替という方法もありますけれども、祝賀会への出席をまた減らしてしまうのではないかと懸念もありますので、区の祝賀会の動向も見ながら、当面はこの方法でお渡ししていきたいというふうに考えております。

以上です。

議 長（原 源次） 清水教育長。時間がありませんので。

教 育 長（清水 閣成） 端的に。

村の文化祭でございます。コロナ禍前、それから今という、そういうことをまず最初に。コロナ禍のところでは非常に減というか、激減という言葉は議員は使われていますが、令和5年度、令和6年度を比べた場合に、令和6年度は若干、参加団体数が増えている状況がございます。コロナ禍前に比べて人数的な減少はあるんですけれども、私が内容なんていう言葉を使っているのか、展示それからステージ発表等々、本当に参加される方、あるいは見る方々に元気、エネルギー、感動、楽しさをいただいている、それはコロナ禍前とも変わらない、そう思っているところであります。

村の文化祭についてなんですが、学び合い、集い合い、笑い、ここに文化団体の会長さんが書かれていますけれども、地域の日頃から文化活動をしている方々の御参加、協力があるとのこと、文化活動にお気軽に参加、それから、公民館長は公民館と文化と題して集い、学び、結ぶ、公民館活動の大切さをここにお聞きしています。私も生意気ながら、ふるさとをため込むということで、子供も大人もということで書かせていただいております。

コロナ禍等々を踏まえながら、今までを振り返って今後に向けてでありますけれども、文化団体のほうも高齢化、それから、団体数も減少の傾向があるかなというそれらを踏まえ

ながら、先ほど議員もおっしゃられましたけど、地区公民館とのつながり、そこを描けないかな、情報共有ということを含めてでございますけれども、それから、ふるさとをため込むというそういう観点、言葉から、子供たちの参画をもっと、それが世代間交流ということにもなるかなというふうに思っております。

それから、公民館活動のさらなる充実、公民館長、公民館スタッフの願いであります。また、ちょっと距離がある別の話になりますが、文化講演会の在り方も、今年大勢の方が参加していただいて、今後ともということであります。いずれにしても、今、申し上げたことを文化団体と話し合っていきたいなというふうに思っています。

それから村の文化祭、本当に一つの日頃の活動の発表なりっていうか、大きな節目でありますよね。そういったところで、そこをみんなで大事にしていきたいな、生涯学習の発表の機会として、そんなことを思っているところであります。議員、何かお考えがありましたら、また私どもと共有をさせていただきたいな、そんなことを強く願っています。

それから、ひとときという言葉も、今年150周年と重ねて使っています。ひとときと人と木を重ねているところなんですけど、ひとときって私、個人的にうんと大事な言葉、駆け足で動いている世の中の中でひととき、何かそういうことをまた150年を契機としながらも、うんと大事にしていきたいな、その中に文化祭もあるかなってそんなことを思っているところです。

以上でございます。失礼いたしました。

議長（原 源次） 三澤議員。

4 番（三澤 澄子） また私もいろんなところに参加しながら、意見していきたいと思っております。

時間が来ましたので、以上で、私の質問を終わりにさせていただきます。

議長（原 源次） これで、4 番、三澤澄子議員の質問を終わります。

ただいまから、10時5分まで休憩といたします。

休憩 午前 9時53分

再開 午前 10時05分

議長（原 源次） 休憩前に引き続き会議を開きます。

7 番、百瀬輝和議員。

7 番（百瀬 輝和） 議席番号7番、百瀬輝和。

日本原水爆被害団体協議会にノーベル平和賞が贈られました。ノーベル委員会のフリードネス委員長は、受賞決定の際に語りました。世界には、地平線上に暗い空を見ている人たちがたくさんいます。続けて、この賞をもって私たちはそれを引き上げたい。私たちはグローバルコミュニティであり、核兵器の脅威は私たち全員に及ぶ可能性がある。

また、ノーベル文学賞受賞のショインカ氏は、「世界では幾つかの正義がぶつかり合い、戦争が起こっているように見えます」との問いに対して、氏は、「ほかの人に身になって想像力を働かせることが正義の基本です。ですから、いろいろな種類の正義があるとは思えません。相手の身になってみる姿勢が大切であり、その想像力がない正義は、独善となり、対話拒否となり、押しつけとなり、いじめとなる。それは正義という名の悪となる。」

自分の世界の地平線をずっとずっと遠くに持っていき、想像力で心の地平線を広げ、足元から行動を起こしていきたいと思っております。

最初の質問です。150周年を迎える村の歴史、文化の継承について伺います。

昭和59年発刊の村誌があります。上下巻あるんですが、厚いこの上巻のほうですかね、遺跡については。ここに書かれている文化の継承について伺いますが、村内の遺跡は48か所あります。その中で、村内の有名な遺跡は神子柴遺跡、塩ノ井の天伯遺跡、南殿の宮ノ上遺跡、大泉の高根遺跡があります。

この村誌と、あと、村では、「南箕輪の史跡」という本と「南箕輪の史跡の話」というこの3種類が出ていますわけですが、村の遺跡調査や出土品について私が思うには、村は重要視してこなかったのではないかと感じているのは、この私だけなのかなと思うんですが、ほかの人はどうでしょう。

そこで、久保の上ノ平遺跡について今回は伺います。

久保地区にある上ノ平遺跡は、10月に村の計画している合葬墓地建設のために試掘を行いました。10メートルまっかくで約2メートルぐらいの深さの試掘を行ったわけですが、上ノ平遺跡は、南箕輪の史跡の話の31ページに、平成7年墓地公園造成に伴う緊急発掘調査で明らかになった遺跡で、そのときの調査は約3,000平方メートル、また、久保のゆいの会で出した「くぼって」という本があります。この中では、平成7年4月から9月まで緊急発掘調査を実施、その後、平成10年に第2次発掘調査を実施、墓地公園予定地1,000平方メートルと宅地開発予定地2,000平方メートルを対象に実施されております。

縄文時代中期、弥生時代後期、奈良平安時代の3時代の大変貴重な遺跡となっております。縄文土器も多数出土しております。憲法に指定されている装飾絵文浅鉢型土器、人体文付有孔罎付土器などがあります。弥生時代の住居5軒と方形周溝墓9基、遺構が発掘されて、数多くまとまっているのは珍しいと書かれております。

奈良時代の住居も16軒発掘され、土師器、須恵器、墨書土器、鉄製品などが出土しております。墓地と土地開発公社所有の今、ゲートボールで使わせていただいておりますけれども、村の土地は発掘調査が終わっておりますが、南側と北側の土地は民地になっておりまして、発掘をされておられません。

村として保護していく必要があると私は考えますが、また、村の大切な遺跡、埋蔵文化財です。村としての保護をしていくために、村の指定をして、次の段階で県の指定を受けていく取組も重要だと私は考えます。

村の遺跡を使った歴史を学ぶ公園などの計画もされていけばいいなって考えますが、村としての保存と今後の活用について伺いたいと思います。

議長（原 源次） 答弁を求めます。

清水教育長。

教育長（清水 閣成） 議席番号7番、百瀬輝和議員、150周年を迎える村の歴史、文化の継承についての中で、上ノ平遺跡の保存と今後の活用はについて答弁をさせていただきます。少しお時間をいただきます。お願いします。

まず、遺跡の保存についてですが、議員お話しのように、久保上ノ平遺跡は平成7年、村が墓地公園の造成工事を、さらに、土地開発公社が宅地造成工事を行うに当たり、緊急発掘調査を行ったところでございます。

発掘調査では、縄文時代の中期、弥生時代後期の集落と方形周溝墓、奈良・平安時代の集落という、議員3時代というふうにおっしゃいましたが、4時代と私は解釈していますけれ

ども、4つの時代にわたる複合遺跡であることが明らかになっております。非常に高い密度で遺構が出土されています。

縄文土器をはじめ、様々な時代の遺物が出土し、そのうち、人体文付有孔鏝付土器と野外特殊遺構で出土した装飾絵文浅鉢型土器2点が県法に指定されています。また、集落の一部を調査したのみであって、遺跡の全体像ははっきりしないものの、村の歴史を伝える重要な遺跡であるということは間違いないというふうに認識しております。

久保上ノ平遺跡の包蔵地のうち、半分ほどは村や開発公社が所有、残り半分は、個人が所有する農地でございます。

今後、遺跡を現状のまま保護するためにも、まずは文化財専門委員会に諮り、来年度中に久保上ノ平遺跡を村指定史跡とし、将来にわたり保護していくべき遺跡であることを周知していきたいというふうに考えております。

御質問の県の史跡指定を目指す取組についてでありますけれども、村の史跡に指定後、文化財専門委員や村の関係者のみならず、県の文化財保護委員の方、専門的な知識を持つ学識経験者の方など、文化財保護・活用に携わる方々から御意見を伺いながら、時間は要すると思われませんが、情報収集等をしながら取り組んでまいりたいと思います。

続いて、今後の活用についてなんですけれども、久保上ノ平遺跡からは、縄文時代全盛期である5,000年ほど前、日本遺産に認定されている中部高地の特徴、八ヶ岳の周辺になりますけれども、中部高地の特徴を備えた土器が出土しております。中部高地とのつながりを感じることができるということで非常に魅力を感じるところでございますが、一部は郷土館に展示しており、見学された方からは、見応えがある、すばらしいねっていうそういう好評を得ているところでございます。

郷土館が常時開館できない状況でございます。これらの土器類を見る機会も限られてしまっていますが、来年度、村民センターのホワイエ等々で展示ケースで展示する等、定期的に展示物の入替えを行いながら気軽に出土品を見ていただける、そういう機会を大事にしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（原 源次） 百瀬議員。

7 番（百瀬 輝和） しっかりと専門家の委員会もあるわけですし、今回携わっていただいた堤博士の意見なんかもしっかりと聞いていただいて、ちょっと後でまた堤博士の話はしますけれども、お願いできればと思います。

大事なやはり遺跡なので、ちょっと前段で言いましたが、村として重視をしてこなかったんじゃないかなっていうふうに私自身は思っているし、周りの人たちもそう思っていると思いますので、これがしっかりとお願いできればと思います。

次に、伊那街道について伺います。

この伊那街道についても何回も質問をさせていただいていますが、一向に進む気配がないので、改めて質問させていただきます。

この伊那街道は三州街道とも呼ばれ、中山道の塩尻宿から分岐して、辰野、伊那、飯田と南下し、阿南、浪合、根羽、足助を経由して、岡崎で東海道に合流する脇街道として庶民や商人に多く利用され、物資輸送の担い手として中馬も活躍しました。

多くの地域では、街道の面影がなくなりつつある現在、村内では、久保、北殿、田畑、神

子柴に一部、昔の街道の面影が残っています。特に久保では、箕輪木下境の箕輪坂の道標のあるところから南に200メートルほど、昔の面影が残る貴重な街道跡があります。現在は、久保ゆいの会で年に4回ほど枝払いをしたり、草刈りを行い保全に努めておりますが、村として今後の取組をどう考えているか伺いたいと思います。

議 長（原 源次） 清水教育長。

教 育 長（清水 閣成） お願いします。

伊那街道の今後の取組はについてお答えします。

自分自身の中で、議員お話しの進まないんじゃないかと、私の中でも、スピード感というものをどう持つかということをお胸に置いているところでございます。伊那往還、伊那道、三州街道、飯田街道等々、いろんな呼び方がされているということは、議員のお話からもということ、それから沿道の住民の生活に欠かせない道路として、江戸時代から昭和までの時代に活用された、利用された道というふうに承知しているところであります。

伊那街道は、議員さん御質問のとおり、久保、北殿、田畑、神子柴に一部の昔の街道の面影が残っております。保全活動が地域の方のお力によってなされているところもあります。

今後の取組ですが、地区ごとに保全活動を行っていることから、保全についてそれぞれの地区の考えがあると思われまふ。また、箕輪町あるいは伊那市とのつながりも当然あるわけでございますので、地域で活動を行っている関係者の皆様、村内外を含めてでございますが、皆様から、これからどういうふうにご保全していくかお考えをお聞きするとともに、面影を感じることができる街道を地区の皆さん、文化財専門委員や村の関係する部署と今後どう保全するか、検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議 長（原 源次） 百瀬議員。

7 番（百瀬 輝和） やはり、遺跡だとか遺構だとか昔のものっていうのは、現実の生活の中ではあまり必要ないっていう考えが多くの方が持たれると思うんですね。今、こういう多様化する社会ですから、物価が上がったり物が高騰したり、いろいろもうせわしい生活を送る中で、昔の人の生活ってどうだったのかなっていうことを思いつつ、またそこで自分を見返す時間もできてくるのかなと。

時間は流れてきちゃっております。その中で、昔の人たちの生活っていうのをどうこうロマンを持って勉強できていくかっていうのが、非常に今のこの現代人にとって大事なことになるんじゃないかなって、興味のない人は全然興味がなくて、そんなものをやっていたらいいよって思うかもしれないんですが、私はちょっと歴史だとかそういうのが非常に好きというか、見るのが好きなもんですから、そんなふうに思います。

また、下伊那のほうの阿南とか浪合とか根羽のほうは、この伊那街道の何か保存をするグループができたみたいな記事も読みましたし、やはり街道、三遠南信がもう開通する、来年ですか、青崩が通れば153、151、152というのが開通して、静岡、岡崎へ出るのに楽になるということです。

また、伊那谷からこの中京圏、220万人が今いると言われております。長野県は200万人を切っちゃっておりますが、またそういう経済圏の取組の中でも、こういう歴史文化を継承して学んでいくっていうことが大事になってくるのかなっていう、この馬を使った中馬も、ここは3頭立てが許されて物資が行き来したというふうに伺っておりますし、そんなものも学びな

がら進んでいくのがいいのかなと思いますので、よろしくお願いします。

次に、人体文付有孔鏢付土器に愛着のあるネーミング、ニックネームをつけてみたらどうかっていう質問をさせていただきます。

この土器は、海を渡って平成21年に大英博物館で展示され、平成22年には東京国立博物館で展示され、国宝級の土器と肩を並べて展示された大変貴重な珍しい土器です。上ノ平遺跡を10月に発掘をしていただいた堤隆博士とお話をした際、この土器に名前をつけたらどうでしょうかっていう話があり、今回の提案をさせていただくことになりました。

見れば見るほど味わいのある土器なんですね。多くの方に関心や興味を持っていただく取組になると思うし、また、150周年を迎えるこの村として良い機会になるんじゃないかっていうふうに私自身は考えますが、この提案、いかがでしょうか。

議長（原 源次） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 議員お話の温故知新というそういう言葉で、私、先ほどのお話を受けていますが、関連するこのネーミングに関してかなと思っています。お答えします。

今、お話のように、村指定文化財であります人体文付有孔鏢付土器でございますけれども、大英博物館、それからその後、東京国立博物館で展示されて、非常に大事なということで認識しております。考古学の愛好者の間では大変有名であるっていうふうに聞いていますが、この土器を目当てに郷土館へ見学に訪れる方もいらっしゃいます。

また、令和5年度には、山梨県立の考古博物館のほうへ貸出しも行いました。私も見に行ってきましたが、並ぶ中ですごく見応えがあるっていう、そういう思いを強くしています。

名前の募集方法や時期など検討すべきことがございますので、150周年に合わせて、今年度中に実施は難しさがあるかなというふうに思っておりますが、知名度の高い土器でございますので、全国から広く名前、ニックネームとかネーミングを募り、皆さんから愛される名前をつけることができれば、村の活力、先ほどの温故知新ではないですけど活力、あるいはPRということになるかなというふうに思っております。

そんな機会を大事にということで、前向きに検討してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（原 源次） 百瀬議員。

7 番（百瀬 輝和） そうですね。愛着のある良いネーミングができればありがたいと思いますので、よろしくお願いします。

今回の試掘でも新たな発見があったわけです。遺跡の調査は財政的にも予算がかかることですし、日数もかかる。計画的に行っていかなければなりませんし、村にはもう専門の職員もいないわけですから、そういう職員の採用も考えていただければと思いますし、先ほども言った現実の生活の中では、あまり重要視されない部門になっております。ただ、保存と活用をしっかりとしていけないといけない時代に入ってきているのかなと思います。

歴史にはロマンがありますし、特に縄文は1万年続いた時代だと言われております。1万2,000年前から2,000年ちょっとまで縄文時代が続いたと。

前回の大阪万博の岡本太郎さんが造った太陽の塔、あれは縄文土偶をモデルにして、縄文人がつくった土偶、全く同じ形のものがあって私はびっくりしたんですが、それをモデルにしたとも言われております。よろしくお願いします。

次に、2項目めの北原工業団地について伺います。

村の工業誘致をできる場所、土地はほとんど今はない状態で、農地を転用して利用していくしかない状況になっております。そうした中、平成18年、北原工業団地の検討がされ、進めてきたところですが、平成21年に農地法が改正され、農振除外ができにくくなり、今では進んでいない状態であると聞いていますが、指定されている土地は地権者が30名いると聞いております。38筆あるとも聞いておりますが、現在までの経過について伺いたいと思います。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議席番号7番、百瀬議員の質問にお答えをいたします。

北原工業団地について、まずは、現在までの経過について御質問をいただいております。権利関係にも通じますので、丁寧に説明をさせていただきます。

平成19年に村第4次総合計画が策定され、計画の中で企業誘致の推進が施策となり、北原工業団地の区域拡大の検討が始まりました。平成20年3月には、拡大予定地の30人、38筆の地権者の皆様を対象に意向調査を行いました。その調査結果を受け、役場内でプロジェクトチームを結成し、協議を重ね、平成21年1月に地権者向け説明会を開催いたしました。以降、北原工業団地を上伊那産業振興会の企業誘致パンフレットに掲載するなど、PRを行ってまいりました。これまで問合せはあったものの、誘致には至っておりません。

それから10年以上が経過した令和4年10月に開催いたしました久保区のおでかけ村長室で、地権者の方から、北原を工業地域にする話があったが、一向に話が進んでおらず、説明もないと私に御相談をいただきました。地権者への説明が長期間行われていないのは問題であると考えまして、地権者全員へ、北原工業団地拡大予定地の現状についてを文章にて通知をさせていただきました。

また、令和5年6月の議会定例会の太田議員からの一般質問でも、次のようにお答えをしています。通常の手続きでは、工業用地として活用が難しい状況であります。現在、該当の地権者の皆様には、担当課から説明を始めたところであります。そのようにお答えをいたしました。

次に、通知の内容であります。一つは平成21年当時と状況が大きく変わり、農業振興地域の整備に関する法律による農振除外の運用が厳格化され、工業団地を拡大することは実際にはかなり困難になっていること、そして、農業に資する施設を建設するのであれば企業誘致が可能であるが、現段階でそのような話は村に来ていないということをお伝えをいたしました。

10年以上の間、見通しをお示しできておらず、また、相続等で地権者が変わっているケースもあり、これ以上、平成11年の状況のまま先延ばしするには土地活用の観点からも不利益が生じることから、北原工業団地拡大の予定を一旦白紙にさせていただきたい旨をお知らせをいたしました。

なお、通知には、返信用の文書と封筒を同封し、詳細をお聞きしたい方につきましては、直接説明をさせていただくという形を取りました。結果、1名の方から希望があり、直接御説明をしております。

また、そのほかに、簡易な問合せにつきましては数件電話でありましたので、都度職員が回答をしております。

以上が、これまでの北原工業団地の経過でございます。

議長（原 源次） 百瀬議員。

7 番（百瀬 輝和） 村が進めてきたということで、地権者への意向調査、平成19年にしている。

先ほどあったかどうか分かんないですが、平成20年に私が聞いた中では、平成20年に地権者向けの説明会を開いたというふうに聞いております。内容は、村の関係機関と連携して、有利な制度や助成金を活用しながら誘致を推進していくとそのときは説明をされたというふうに聞いておりますが、それから19年を経過しております。地権者の方たちも、そこがしっかりと工業団地になれば、土地も変な話売れるしということで、企業振興のために使っていただければという思いが強い地権者の方たちもいたのかなというふうに思います。

実は、その久保で恐らくおでかけ村長室に相談された方が私にも相談に来ていまして、今回の質問になっているわけなんです、この地権者の方たちをお願いをして守ってきていただいたこの北原工業団地の土地になるわけですね。白紙に今、戻してというような村長のお話もあったんですけれども、村の今後の方針、地権者への説明会を始めたときはしているわけですね。今回は郵送で送って、説明を受けたい方は聞きに来てくださいとか、説明に行きますよなのか分かりませんが、合同ではやるつもりがないのかということと、今後、その説明の対応と地権者へのしっかりとした対応をお願いしたいと思いますけれども、この土地についてはどういう、まだもし農業施設が来るようだったら、そこには建てていきたいというお考えがあるのかどうなのか、そこら辺はどうなのでしょう。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 回答いたします。

現在、可能性として考えられるのは農業施設、先ほど申し上げました。それに加えまして、地域未来投資促進法に関する件、この2つが可能性としては残されております。

現在、この地域未来投資促進法に関する上伊那の基本計画が少し変更されて承認されておりまして、指定された業種が少し増えました。その指定された業種でその企業が作成する地域経済牽引計画が承認されれば、そういった場合も農振除外が可能となっております。農振除外もそういったときでしか可能じゃないというところがございます。

しかしながら、現状のやり取りの中では、現状の状態が農地でありますので、県からも指導を受ける中で、積極的に誘致を行っていくというのはなかなか難しい状況であります。実際、企業誘致の交渉の場におきましても、これは北原の場所ではございませんが、現状は農地、村の場合は現状は農地だったんですが、やはり農地ですと、スケジュールやコストが造成済みの物件と比較して不透明でありまして、私もこれまで企業の方と2度ほど交渉の場につきましたが、造成済みの土地と比較をされまして、そのときは、その比較された造成済みの土地が非常に安かったというのもあるんですけど、村の土地が選ばれなかったというところでございます。

今後どうしていくかということですが、今後、企業から村内へ企業進出の相談があり、それが農業に資する施設を建てたい、もしくは地域未来投資促進法が活用できる、そういったことであれば、北原工業団地はまとまったエリアでありますので、あそこがそういった企業誘致の場になるようには進めていきたいとは考えています。

ただ、現在は白紙に戻しておりますので、その際の地権者への対応であります、そういった具体の条件が合致して検討が前に進む確度が高いようであれば、改めて地権者の皆様に

対して速やかに説明会等を行い、御意向等を受け進めていきたい、そういったところでございます。

やはり長期間今まで、言い方が悪いですが塩漬けになっておりましたので、それをこのまま引っ張るといのはなかなか難しいというところがありますので、一旦白紙にしたというところは御理解をいただければと思います。

以上です。

議長（原 源次） 百瀬議員。

7 番（百瀬 輝和） 30人いて38筆ある地域でありますので、村としての丁寧な説明と姿勢で対応をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

次に、3項目めの運転免許証の返納者への村の支援策について伺います。

村では、高齢者及び障がい者タクシー利用金助成券の補助をしています。高齢者の方には、①として、免許証を保有する方と同居していない場合、②として、免許証を保有する方と同居しているが、その方による送迎が困難である場合にタクシー券を毎月、月によって枚数が違うんですが、補助をしていると思います。

③、④、⑤は障がい者の方への助成になっていきますので、運転免許証の返納の方への支援策とすると、この①、②の高齢者の方の部分になると思いますが、村の支援策について伺います。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 免許証返納者について、大項目の中で、免許証を返納した方への村の支援施策はという御質問をいただいております。

現在、交通弱者となる高齢者を対象に行っております施策は、議員から御指摘のあったタクシー利用料金助成に加えまして、福祉移送サービス、まっくんバス運賃の無料化、南部小学校区を対象としたぐるっとタクシーが挙げられます。

利用条件ではありますが、タクシー利用料金助成とまっくんバス運賃の無料化は75歳以上、福祉移送サービスは70歳以上、ぐるっとタクシーは65歳以上が対象となっております。

このうち、御質問いただいているタクシー利用料金の助成の状況であります。11月末現在、申請をいただいたのは175名で、村の75歳以上の方の約8%に当たります。昨年度末が約7.6%でありましたので、申請は緩やかに増加傾向が見受けられます。

申請をいただいた高齢者の状況であります。運転免許証を所持する方と同居していない方が6割、同居している方が4割となっています。また、タクシー券の利用率であります。ここ数年は48%前後で推移をしている状況です。

また、先ほどタクシー利用の中で、①と②、③以降は障がい者というところで具体の説明がありました。そこの部分をもう少し詳しく御説明いたしますと、高齢者のタクシー利用料金助成の対象については、運転免許証を持たない75歳以上で、①として免許証を保有する方と同居していない場合、また、②として、免許証を保有する方と同居しているが、その方による送迎が困難である場合として規定をしております。

この制度は、当初、高齢者において交通手段を持たない75歳以上の世帯を対象としていましたが、令和2年度 of 要綱改定で、免許を持たない75歳以上の方で、ほかの家族も免許を持っていない場合に加え、免許を持つ家族がいても、日中不在等で送迎できない方を対象に加えた経緯があります。

そのため、現在の要綱では、本人が運転免許証を持っておらず、家族も免許を持っていない場合、または、運転免許を持っている家族が日中不在等、病気等で運転できない場合というところを表しているということになります。ちょっと難しい説明で申し訳ございません。

以上です。

議長（原 源次） 百瀬議員。

7 番（百瀬 輝和） 今回、このタクシー券についてお聞きしているわけなんですけれども、この①、②って、僕は同じなんじゃないかなっていうふうに捉えられるんですけれども、②の場合は、4月だったら6枚しかもらえないということ。

ただ、このタクシー券についてなんですけれども、要綱をちょっといただいて読みますと、1枚当たり500円で、1回の乗車で2枚まで使用することができますっていう書き方なんですよね。2枚ですから1,000円まで。例えば、私のところから役場まで乗っても、今は1,300円ぐらいタクシーかかるんですよ。

ちょっとなぜこれ聞くかっていうと、返納された方から少し相談を受けて、その方はあんまりタクシーに乗れない方だっていうふうに捉えているんですが、この2枚しか使えないっていうと、百瀬さん、余っちゃうんですよ、タクシー券がっていうふうな相談もありました。

そういう中で、ほかの自治体をちょっと調べますと、返納者の助成として免許証を返したわけですから、身分証明書で免許証って結構使われますよね。そういう中で、運転経歴証明書っていうのを代わりに出してくれるんですよ、返納された方に。身分証明書になるように。それがお金がかかるので、大体1,100円ぐらいかかるのかどうなのか分かりませんが、それに助成している自治体もありますし、1回の利用枚数の見直しもしていくべきなんじゃないかなっていうふうにこの件を質問する中で考えているんですが、①、②については、この書き方だと僕は全く車に乗れない方で、送り迎えも②についてもしていただけない方ですから、①と全く同じなんじゃないかなっていう考えもできるわけなんですけど、その点、お考えどうでしょう。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） タクシー利用券、2枚までというところへの御提言と、あとは、運転経歴証明書に関する御質問をいただいております。

まず、タクシー券2枚までというところの説明をさせていただきます。

1回に利用できる枚数を2枚としたのは、令和2年度からであります。この制度は、当初、4月1日現在のタクシーの初乗り料金を補助するものであります。令和2年2月にタクシー運賃、こちらの改定がありまして、初乗り料金が700円から640円に、こちら値下げをされましたが、同時に料金加算となる距離加算の距離も短くなりまして、実質、タクシー料金は値上げをされたところでございます。

このため、利用券を1枚500円に、初乗り料金から500円に変更した上で、初乗り料金とした補助金額を1,000円まで拡充し、利用では500円券を2枚まで利用できると、そういった改定を行ったところであります。同時に、交付枚数につきましても、それまでは年間24枚だったものを32枚に拡大をさせ、充実を図ったというところでございます。

方針については、最後まとめてお答えさせていただきます。

次に、運転経歴証明書取得の費用の助成でありますけど、現在、この証明書取得費用につき

ましては、1,100円かかってまいります。高齢者の免許返納を促すため、実際、助成金を出している市区町村もありますが、高齢者が移動手段を自家用車から公共交通へ切り替えることは非常にハードルが高く、この1,100円を助成することがどれほど効果があるかどうかは、担当課で見極める必要があるというところでございます。

これら運転経歴証明書取得費用の助成、また、タクシー利用券の1回に利用できる上限やまた、配布枚数につきましては、現在、村の交通弱者に対する施策として、村地域公共交通計画の議論の中でまさに議論を重ねておるところでございます。

そういった中で、方針であります、タクシー利用助成につきましては、利用できる方の幅、また、その額については拡充をしていく方針というところまでは進んでおりますので、この2枚というところが変わっていく可能性も、少なからずこれからしっかりと検討していくというところでございます。

令和7年度にはその詳細を設計いたしまして、令和8年度から事業が実施できるように、今、担当課では進めておるところでございます。

以上です。

議長（原 源次） 百瀬議員。

7 番（百瀬 輝和） 拡充していただくようよろしくお願いいたします。

次に、4項目めの住宅太陽光発電、特に発電パネル設置への補助金について伺います。

この補助金、以前も同僚議員が質問していると思いますが、そのときは県の補助金があるので、村としてはというようなお話だったと思いますが、県の補助金はパネルと蓄電器がセットでないと補助金が受けられないというような補助制度になっていると思います。

県の環境部環境政策課ゼロカーボン推進室のホームページによると、住宅用太陽光発電システム及び蓄電システム設置費用補助金の自治体が独自で行っている、長野県下では60市町村がそのリストに出てきていました。補助金の対象の幅も広く行っているような感じです。見ると。個人住宅の新築、既存住宅、事業所、地域団体、種類でも広く取り組んでいるところがあって、パネルと蓄電池のセットの場合と、パネルだけ、蓄電池だけの単体への補助、また、電気自動車を購入した補助金だとか、その電気自動車の充電施設への補助金、LED照明への補助金、PPAモデル、これは太陽光発電事業者に貸した場合、そういう事業者に貸している場合も、その住宅に住まれている方への補助を独自に出している自治体もありました。

ゼロカーボンを宣言している村として進めていく必要があると私は考えますが、環境保全や温暖化対策、非常に重要な取組だと考えますが、この件、村長いかがでしょうか。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 住宅用太陽光発電パネルについて補助金をというところで、様々御提言をいただいております。

村では、県が令和元年に表明した気候非常事態宣言2050ゼロカーボンへの決意に賛同しておりまして、2030年度の温室効果ガスの実質排出量の削減目標を、2010年度比60%削減と設定をしています。この目標を達成するために、議員御提案の電気自動車等の次世代自動車の購入や、家庭向け、事業者向けの太陽光発電の導入は欠かせない取組であると認識をしています。そして、この取組を推進するためには、村独自の補助金は有効な手段でありまして、御提案のとおり進めていかなければなりません。

一方、予算には限りがありますので、優先順位をつけて取り組む必要も出てまいります。

そのような中、南箕輪村地域温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定するに当たり実施いたしましたアンケートでは、今後、導入を検討したいとされた再生可能エネルギー設備は、上位から電気自動車41.9%、高断熱の窓、壁が17.9%、家庭用燃料電池が15.5%という結果でありました。また、同様のアンケートで、既に導入済み、導入しているよとされたものは、上位から高断熱の窓、壁が43.1%、ヒートポンプ給湯器が40.1%、太陽光発電が27.6%でありました。

これらアンケートの結果から、現在導入を検討されている方の割合が高く、また、当地域でも導入事例が多くありまして、また、導入予定なしと回答された割合が最も低かった住宅断熱改修の補助制度を先行して、令和7年度から進めていきたいと考えています。当地域が寒暖差が大きい地域であることも、先行する理由の一つであります。

一方、先ほどのアンケートにおいて、南箕輪村が重点的に取り組むべきことの最も多かった回答は、太陽光発電や太陽熱、風力発電、バイオマスなど、再生可能エネルギーの使用を進めとなっています。

今回の議員の御提案のとおり、個人住宅、事業者への太陽光発電システム及び蓄電システムの設置について、蓄電システム設置はすみません、県のほうなので、太陽光発電システム、パネルについて、村独自の補助金の創設を進めていかねばならないと考えています。

そのための予算確保に向けて、国や県の補助金申請に必要な温室効果ガス排出量の削減目標に向けた個別具体の計画、これがまた必要になってまいりますので、これを令和7年度に策定をしてまいる予定であります。

以上です。

議長（原 源次） 百瀬議員。

7 番（百瀬 輝和） 前向きな答弁だと思います。ただ、車社会の中で、やはり電気自動車、私もPHVに乗っているんですが、非常にガソリン、燃料を食わなくてCO₂を出さない車なのかなと思います。役場の公用車も電気自動車に移行しているときだと思います。

ただ、その中で一つ、今回はないんですが、充電施設が公共施設になかなかないという、大芝の味工房の前にありますけれども、あれは急速充電の車しか使えないんですよ。私の車は使えないんです。普通充電だもんですから。普通充電の今、電気自動車はかなり増えていますし、PHVも普通充電、電池を傷めないっていうこともあるんでしょうし、サービスエリアなんか見ると、急速充電と普通充電の2種類に分かれている。ホテルなんかでも、普通充電が今、主流になってきております。

やはり、充電施設についても、村としてしっかりと取り組んでいかなければならない課題なのかなというふうに感じておりますので、ゼロカーボンに向けての取組をしっかりとお願いしたいと思います。

最後に、詩人の谷川俊太郎さんの生きるという詩からです。

生きているということ、いま生きているということ、人は愛するということ、あなたの手のぬくみ、命ということ。

これで質問を終わります。

議長（原 源次） これで、7番、百瀬輝和議員の質問は終わります。

ただいまから11時10分まで休憩とします。

休憩 午前 10時52分

再開 午前 11時10分

議長（原 源次） 休憩前に引き続き会議を開きます。

5 番、加藤泰久議員。

5 番（加藤 泰久） 議席番号5番、加藤泰久です。通告どおり、3件について質問をいたします。

今年も残すところ14日となり、月日と時間の過ぎる早さを感じる今日この頃でございます。本村においても、今年は大きな災害もなく、平穏無事な1年であったことに感謝するところであります。

それでは、質問に移りまして、マイナ保険証について質問をいたします。

9月の定例議会において、同僚議員からマイナ保険証についての質問がありましたが、12月2日より従来の健康保険証の新規発行が停止され、マイナ保険証へと移行するとされております。

そこで、マイナ保険証を所持していない年配の方から、身近な村じゃどういふふうに対応してくれるんだというような質問もありまして、不安に思っているところでもありますので、改めてここで質問をさせていただきます。

政府の政策であります、日本が世界に誇る国民皆保険であり、医療等が保証されております。マイナ保険証への本格的移行となりますが、村民に対しても、移行に対して不安、説明不足があります。高齢者により、今後の取組や取扱いについてはよく聞かれるところでもあります。

マイナンバーカードに紐づけされたマイナ保険であります、村におけるマイナンバーカードの加入率について質問をいたします。

議長（原 源次） 答弁を求めます。

住民環境課、松澤課長。

住民環境課長（松澤 さゆり） それでは、議席番号5番、加藤議員の御質問にお答えします。

1件目のマイナ保険証についての1つ目の御質問でありますマイナカードの加入率ということになっております。マイナンバーカードにつきましては、加入率ではなく、保有率という形でお答えをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

12月1日現在、村の人口が1万6,043人、保有枚数が1万2,310枚、保有率については76.7%となっております。

以上です。

議長（原 源次） 加藤議員。

5 番（加藤 泰久） 新聞によりますと、全国では4人に3人、大体75%の人がマイナンバーカードを保有していると報じられております。その加入者の80%の人がマイナ保険証を登録していると報じられておりますが、本村でのマイナ保険証の保有率を質問いたします。

議長（原 源次） 健康医療課、武島課長。

健康医療課長（武島 亮子） それでは、2つ目のマイナ保険証の加入率について、御質問にお答えいたします。

10月1日現在の数字になりますが、本村の国民健康保険の方のマイナ保険証加入率、保険

証としての登録率になりますけれども、こちらは64.8%、それから、後期高齢者医療保険の方の登録率は61.8%になっております。

以上です。

議長（原 源次） 加藤議員。

5 番（加藤 泰久） マイナ保険証の未加入者や未登録者の多くは、高齢者や障がい者が多いと思われそうですが、未登録者の説明や対応について質問をいたします。お願いします。

議長（原 源次） 質問、3番ですか。

5 番（加藤 泰久） 3番。

議長（原 源次） 3番ですか、はい。

マイナ保険証の高齢者、障がい者への対応ですか。

5 番（加藤 泰久） そうです。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議席番号5番、加藤議員の質問にお答えをいたします。

マイナ保険証について、通告では、マイナ保険証の高齢者、障がい者への対応はということになっておりますので、それに回答するとともに、未登録者というところの御質問をいただいておりますので、併せてそちらの部分は、担当の健康医療課長から回答させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、通告いただいておりますマイナ保険証の高齢者、障がい者への対応についてであります。マイナ保険証をお持ちの高齢者や障がい者の方で、暗証番号の入力が難しかったり顔認証ができなかったり、そういった配慮が必要な方につきましては、申請をいただければ、紙の資格確認書を発行することができます。この担当は健康医療課となっております。

そのほか、担当課に熟年者の皆様を中心に多く問合せがある内容を回答いたしますと、まず、利用期限、こちら利用期限であります。現在、お手元にある国民健康保険と後期高齢者医療保険の保険証は、来年の7月末まで利用することができます。来年の7月末以降は、マイナ保険証を持っている方はマイナ保険証で、未登録者、要するに持っていない方は、これまでの保険証と同様に、資格確認書が自動的に7月末までに御自宅等に送られてまいります。

国民健康保険の資格確認書、これまで保険証として使っていた資格確認書になりますが、これは、これまで使っていた保険証と比べて変わっている点は1点だけでして、左上の文字が資格確認書となっておりますので、言われないと、あれ、もともと使っていた保険証とどこが違うのっていうのは気づかない、それほど小さな変更点となっております。紙の大きさとかも全部同じでございます。

ただ、後期高齢者医療保険のほうは、これまでよりサイズが大きくなりまして、一般にはがきサイズになりますので、御承知おきいただければと思います。

今後こういった対応、広報紙などでお知らせをしていきますが、御心配な方は、お気軽に健康医療課までお問合せをいただければと思います。

引き続いての答弁は、課長よりいたします。

議長（原 源次） 加藤議員。

5 番（加藤 泰久） 新聞やテレビ等におきまして、それぞれの対応が説明されておりますが、高齢者にとっては、村の行政ではどういうふうにして説明を求められるわけであり

ますが、いずれにしても高齢者や弱者でありますので、丁寧な説明、村報だけではなかなか理解し難いところがあると思いますので、そのような対応をお願いしたいと思います。

4 番に移りまして、未登録者の 1 年後の対応はということですが、マイナ保険証の登録者は、従来の保険証の有効期限が切れるまで使えておりますが、有効期限が切れたあと資格確認書が発行され、資格確認書の有効期限は最長 5 年と報じられておりますが、これらの未登録者の説明、対応をどのようにするか。

5 年と言っても分からないみたいなことを問う人がおりますけれども、この辺について説明をお願いいたします。

議 長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 未登録者の 1 年後の対応はということで、5 年ではどうなのかというところの御質問をいただいております。

長野県では統一をいたしまして、制度としては 5 年間というのがなっておりますが、長野県は統一して、今までと同様、1 年というふうに現在のところ決まりましたので、1 年後、有効期限が切れるタイミングで、先ほども申し上げましたが、新しい資格確認書が自動的に役場から郵送で毎年届くようになりますので、御安心いただければと思います。

以上です。

議 長（原 源次） 加藤議員。

5 番（加藤 泰久） そういう説明で、高齢者、未登録者等も安心して、役場からの書類送付で今後過ごしていけると。安心がそこにあるかと思います。

次に、5 番目の個人情報の保護対策はということで、顔認証や暗証番号などで利用手续の煩わしさや別人のデータ誤登録、紛失などの不安や、高齢者や障がい者で施設に入所している人などの暗証番号、マイナンバーカードの管理など、個人情報の保護対策はどのようにになっているか。お願いします。

議 長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 個人情報の保護対策はということでもあります。

まずは、一般的な話になりますが、マイナ保険証に限らず、銀行のキャッシュカードの暗証番号も含め、そういったセキュリティに関する番号等の管理は各個人がやっていただく必要がある、この部分は致し方ない部分でございます。

マイナ保険証は、マイナンバー制度の一環として導入されたものであります。マイナンバー制度では、個人情報はそれぞれの機関で別々に管理をしておりますが、他の機関が管理をしている情報が必要となった場合につきましては、法律で定められた事務の範囲内で、情報提供ネットワークシステムを通して、個人情報の照会・提供を行う仕組みとなっております。

具体例を申し上げます。例えば、私がマイナ保険証を使って病院を受診したとします。病院に行くと、窓口のマイナンバーカード読み取り機にカードを挿入しまして、4 桁の暗証番号を入力します。この 4 桁の暗証番号は、挿入したマイナンバーカードの IC チップに格納されております利用者証明用電子証明書を利用するためのものです。マイナンバーカードのスイッチを入れるためというふうに、簡単に言うとそんな感じです。

この利用者証明用電子証明書がスイッチがオンになって利用可能になりますと、病院では、その人の社会保険診療報酬支払基金や国民健康保険中央会にその人の資格情報等を照会することができるようになります。そして、その照会の結果、私の加入している医療保険が、私

は長野県市町村職員共済組合でありますから、それが分かるという手続となっています。

さらに、このマイナ保険証に関わる個人情報の保護対策であります。もともとこのマイナンバーカードのＩＣチップに入っている情報は４つだけでして、氏名、住所、生年月日、性別、この４情報だけです。マイナンバーすら、このＩＣチップには入っていないというところがございます。番号がですね。なので、もちろん医療情報のような人に知られたくないプライバシー性の高い情報は、このカードの中にはもちろん入っていません。

また、このマイナ保険証だけでは、税や年金、医療等に関する情報を引き出すことはできません。ですので、病院においてマイナンバーカードを挿入して暗証番号を入れてスイッチがオンになっている状態で引き出せるのは、病院側からすると医療情報に関係するものだけで、その人の税や年金とか、そういった病院には必要ない情報というのはアクセスできないというような状況でございます。

そうは言っても、世の中は悪い方たくさんいらっしゃいますので、そのカード内の情報を何とか不正に読み出そうといたしますと、自動的にこのＩＣチップが破壊され、読み出せなくなる仕組みとなっております。ですので、国としては、個人情報の保護としては、万全の対策を講じていると説明があるというところです。

以上です。

議長（原 源次） 加藤議員。

５ 番（加藤 泰久） カードに関しましてはキャッシュカード等ありますが、やはり、目的を持って銀行へ行って使うというようなことでありますが、このマイナ保険証、病院等においては、体がちょっと弱っているとか、いろいろ自分自身でなかなかコントロールできない部分もあつたりしますので、いずれにしても、紛失等については、個人責任の下で気をつけていかなければならないというふうに考えております。

ただいまの答弁、説明にもありましたように、マイナ保険証の仕様もちょっと複雑でありまして、現在の利用率が、10月時点で15.67%と低迷しているというように報じられております。今後とも難しい部分があるかと思いますが、丁寧な説明をしていっていただきたいと思います。

２ 番目に移りまして、不登校について質問をさせていただきます。

文科省の2023年度調査によると、小中学校の不登校だった児童生徒が前年度比４万7,000人増の34万6,480人で、過去最多であることが発表され、文科省の問題行動・不登校調査で分かり、発表されました。

以前、同僚の議員の質問で、中学校の不登校者が40人と聞き、驚き、心配をしているところであります。

改めて、ここで不登校の実態について質問をいたします。

本村での小中学校の不登校児童生徒の人数は、何人でしょうか。

議長（原 源次） 清水教育長。

教 育 長（清水 閣成） 議席番号５番、加藤泰久議員、不登校についての中で、本村小中学校の不登校の児童生徒数についてお答えいたします。

御存じですが、心身の不調等によって、年間で30日以上欠席の生徒が不登校の対象となります。病気等の欠席は除くということであります。お願いします。

本村、過去２年間の状況をお伝えします。

令和4年度です。南箕輪小学校24名、南部小学校6名、中学校が40名、令和5年度ですが、昨年度、南箕輪小学校13名、南部小学校10名、南箕輪中学校40名が児童生徒数になります。

なお、昨年度とか、私、一般質問の中で、全校何人に対して何人ってというそういう答えをしていましたが、今、あえて何名という人数だけお伝えしました。と申しますのは、私の中では数字では表せない。例えば、24名といった場合に、お一人お一人子供たち一人一人が状況が違うということの中で、それをくくっての30日以上欠席という、そういうことでの数字が先ほど34万人って議員おっしゃいましたということを私の中でそしゃくしながらの人数ということでお伝えしました。よろしくお願いします。

議長（原 源次） 加藤議員。

5 番（加藤 泰久） 2番目に移りまして、不登校の要因の調査・分析はということで説明をいただきたいんですが、ただいまの質問のように、人数にはそれぞれの要因があるということですので、その辺のところを踏まえた中で答弁をお願いします。

議長（原 源次） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） お願いします。

要因の調査・分析という言葉についてお答えいたします。

不登校の理由は、本当に様々なことが重なっている中というふうに私の中で受け止めています。今回から質問項目が見直され、学校側が判断した要因ではなくて、本人や保護者、スクールカウンセラーから把握した事実、もっと言うと、どのような困り感を子供たちが持っているかということについてまとめたものであります。

中学校では、一番多いのは、学校生活にやる気が出ないというそういうような相談等々が多くということで、そういうことであります。それから、次に、障がいに関因する特別な教育支援に関しての相談が多いということ、それから、不安、抑鬱の相談、そして、生活リズムの不調に関してというような相談が寄せられていると、それが要因としてということで挙げられています。

小学校では、中学校と同様であります、学校生活にやる気が出ないが一番多く、それから、学業の不振、頻繁な宿題の未提出に関してという、それが乗っかりながらのってということでの相談、それから、生活リズムの不調に関して、不安、抑鬱の相談となっております。

これらの傾向は、全国とほぼ同じかなっていうそんな受け止めをしているところでございます。

議長（原 源次） 加藤議員。

5 番（加藤 泰久） 不登校の調査や分析がただいまされましたが、次に移りまして、その3番の要因の対策・対応ということについて質問をいたします。

文科省によると、新型コロナ禍で生活リズムが乱れたことによる登校意欲の低下や、休養の必要性について、保護者の意識の変化などが挙げられると報告されております。

一方、県の教育委員会では、小学校は前年度比894人の増の、ちょっとこれ人数が違いますけど、三千何ぼの人と、中学校では前年度比431人増で4,041人と発表されております。これもまた、学校生活に対するやる気が出ない等の相談が不登校児童の30%を超えていると、生活リズムの不調に関する相談も20%を超えているということでもあります。また、小学校では、親子の関わり方に関する問題や相談が目立っていると報じられております。

中学では、不安や鬱の相談も20%となっておりますが、これらの要因に対する学校の対応

はどういうふうになっているか、その点について質問いたします。

議長（原 源次） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） お願いします。

不登校の子供たちへの支援として、村の取組を2点お伝えいたします。少しお時間をください。

1点目でございますが、日常的に取り組んでいる内容であります。

先ほど議員もお話されました学校生活にやる気が出ない等々、いろんなことを子供たちが抱えている中で、あるいは御家庭で抱えている中でありますけれども、教育委員会としては小・中学校と連携して、学校現場での教育相談の継続、個別の支援会議、定期的な家庭訪問の推奨、それから、校内の中間教室や村の中間教室の活用、オンライン授業等での学びの場、学びの保障の確保に努めているところであります。

具体的なことについてお伝えします。

適応支援委員会です。気になる生徒の情報共有です。中学校では週1回、職員、関係職員、S Wスクールソーシャルワーカー、これは県の配置でございますがS W、それから、村の教育相談員も参加しながら、不登校生の状況や不登校傾向の生徒、集団に適応できず、適応という言葉が私、あまり好きじゃないんですが、適応できず悩んでいる生徒について、現状と今後の対応について協議する委員会がございます。

小さな変化を捉えて勇気づける声かけ、あるいは温かい支援、きめ細やかな対応を具体的にどうしていこうかということで、子供たちにアプローチしているところであります。

小学校では、南箕輪小学校では全自動スクリーニングということで、この子供さんはどうだろう、こういうところが少し困り感を持っているかなとか、そういうことを全職員、あるいはS Wに入っていただくんですが、スクリーニングを行いながら、必要によって支援会議にS W、あるいはスクールカウンセラーに入っていただきながら会議を持っていくと。南部小学校ではスクリーニングは行っていないんですが、子供たちの様子を丁寧を受け止め、支援会議につなげてきています。

小中学校とも、関係機関では特にS Wには大きなお力をいただいているところであります。県でも、S Wの人数を各事務所に人数増ということで、力を入れてきています。

それから、続いて、温かい学級づくりということを推進しています。子供たちが安心して自分のクラスにいられるということ、それには、多様性を受け止めた温かい学級づくりがうんと大事というふうに考えています。を3校で目指しています。授業づくり、学級づくりを両輪として、どの子も安心して学校生活できる環境を整える努力をしています。

その際、Q-Uという客観的に子供たちの関係性を見るものがあるんですが、Q-Uを活用して、子供たちがどういうクラスの中に位置づいているかなっていう、自分でアンケートをしながらそれを全体に見るものでございますが、集団の在り方とか子供たちの状況を見ながら、必要に応じながら、その子へのアプローチ等々をしているところであります。教育相談員もここに関与しながらということであるところでございます。

それから、多様な学びの場の活用ということで、先ほど申し上げましたが中間教室、それから、具体的に申し上げますと、南箕輪小学校のゆりのき、南箕輪中学校のわかたけ教室、それから、村の中間教室がこども館にございます。それから、南原のコミュニティセンターにだんだんクラブということで、今年度6月から教育支援センター、中間教室的な立ち位置

で居場所を開設いたしました。南部小学校区の子供たちを中心としながら利用されているというところがあります。

大きくもう一点目でございますが、担任が子供と向き合う、その時間が大事というふうに考えています。先生方の多忙感があっては、なかなかそこが難しさがあるということで、日課の検討をしながら、できるだけ5時間目を週の中で生み出せないか等々検討を重ね、今年5時間目の授業ということで、特に中学校も部活絡みでそういうことを、日課の検討を具体的にしているところでございます。先生方、放課後、子供たちのことを先生方でゆっくり話したりとか、あるいは明日の授業どうしようか、教材研究をしたりとか、そういうようなことを大事にしながらの日課の検討でございます。

以上でございます。

議 長（原 源次） 加藤議員。

5 番（加藤 泰久） 次に移りまして、4番、家庭での生活の影響はということですが、国や県の報告の中にありますように、家庭での生活のリズムが乱れるとかいうような問題が指摘されておりますが、家庭での生活が大きく影響していると私は思われますが、どのようなお考えかお願いいたします。

議 長（原 源次） 清水教育長。

教 育 長（清水 閣成） お願いします。

家庭での生活の影響はということで、議員、今お話されましたけど、特にゲーム依存的な傾向があるかなってというのは考えているところでございます。昼夜逆転ということで、生活リズムを崩しているケースもあります。

先日、人権講演会で、県の子供たちの生活の中でのメディアの利用等々に詳しい方のお話を聞いたんですが、やはり子供たちの傾向としては、スマホを低学年から持っている、小学校低学年から持つとか、あるいは親御さんのを借りているとか、そういう中で、今のゲーム依存という傾向もあり得るかなってというお話を聞いています。それが学習面にも影響してということで、ゲーム依存がゆえに昼夜逆転、学習もなかなかっていうそのところのサイクルが悪いつていうか、そちらのほうにいつている不登校という状況にいつているかなっていう、そんなことを思っているところもあります。

家の中で自分でやりたいものを見つけて自分で生活をコントロールできる。私、この力が大事っていうふうに思っている、自己統制力といひましょか、この力がとても大事なんだけど、そういう自己統制ができる場合もあるんだけど、家庭でそうもいかないっていう状況もある。なので、御家庭で子供と一緒に考えたルールづくり等の必要性、もっと言うとう家庭力の向上を願うところでもあります。

また、学校に登校できない子供たちには、中間教室、先ほど申し上げた場所等があるわけですが、そこでの学習支援、あるいはメンタル的な支援、困り感を受け止めて、どう一緒に共有しながら次を考えるか等々の営み、また、フリースクールなどの民間施設との連携を図りながら、それぞれの児童生徒に応じた学びの場の確保、そこに努めていきたいなと思っております。

実は、昨日ちょうど教育委員会に電話がありまして、おばあちゃんからの電話だったんです。うちの孫が学校へ行かなくて心配だと、そういう相談をしていいんですかっていう電話だったんです。いや、もちろんですと。おばあちゃんが言うのには、こういう相談はしちゃ

いけないのかというような、そんなこともちょっと言葉にされたりして、何かそこを御家庭で抱えないで、ぜひ学校あるいは関係者とつながりながら、子供の困り感を共有して一緒に前を向く、だから、そんな営みが大事なかなというのを昨日は思ったところであります。

それから、不登校支援に関して特に思うのは、人とつながっていく、学校の教室の仲間でもなくとも、担任でなくとも、近所のおじさん、おばさんでもいいし、あるいは関係機関の方でもいいし、そういうつながっていくっていう、そこをうんと大事にしていく必要があるかなって、そんなことを思っているところでございます。

以上でございます。

議長（原 源次） 加藤議員。

5 番（加藤 泰久） ただいまのような対応をしっかりとしても、家庭生活、また、社会の状況の変化により、不登校の生徒がどうしても増えるんじゃないかと想像いたしますので、不登校の生徒への支援というようなことで、校内外の教育支援センターの設置の支援とか相談員と支援教員の配置、また、信州型フリースクールの認証制度等の取組を充実していただきたいと、このように思うところであります。

次に移りまして、村内一斉の清掃デーの創設の提案ということで、質問させていただきます。

村では、持続可能な自治会検討委員会で自治会の負担を減らし、10年先を見据えた持続可能なコミュニティをつくるための検討を行っていると言われておりますが、行政から、区・組に依頼している業務の負担軽減は大変歓迎するところであります。

これにより、組・区の自治体における地域コミュニティの活動をしていた部分が消えるところではありますが、田畑区におきましては、交通部、衛生部、防犯部等の活動部署がなくなり、活動が減少し、人々の地区に対する思い、考え方が希薄となると想像されます。今後に大きな課題を残したと思われております。

各区では、河川清掃やごみゼロ運動を行っておりますが、村内一斉ではありません。以前、私がこの点につきまして一斉清掃を提案したところ、村長の答弁によりますと、なかなか生活様式もあれで、一斉にやることは難しいと。このような答弁をいただいております。

しかし、150年前に7地区により南箕輪村が始まり、地域の合併、分村もなく現在に至っております。各区・組には、文化的、歴史的、宗教的、教育的行事があります。地域が形成され、現在の村として継続しているところであります。

移住者が73%の村としても、各戸・区・地域の人々、村の地域への思いは希薄になっているように思われます。

そこで毎日通る道、通学道路などの草刈りや清掃を村一斉に行うことにより、地域の美化となり、村の環境美化につながると考えております。行政が村内一斉清掃デーを企画することで村民の環境美化意識が高まり、奉仕活動により、地域の活動が強まると考えております。

来年150周年を迎えるに当たり、過去の地域、村民の村への思い、住みよい村づくり、住んでよかった村づくりのためにも、村民が一つになり、村で年2回の清掃デーを企画することを提案いたしますが、いかがでしょうか。

ちなみに、伊那市では、以前より年2回、市民全員で実施しております。よろしく願います。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 村内一斉清掃デー創設の御提案をいただいております。春、秋2回の一斉清掃日を創設してはというところでございます。

まず、今進めております持続可能な自治会検討委員会の発足したときの私の発信であります。引き続き、人と人とのつながりの部分であったり、豊かな自然環境を守る部分、また、防災の面につきましては、引き続き各自治会で担っていただきたいという発信をしておりますので、こういった地域をきれいにするというところは、豊かな自然環境の維持につながりますので、私としてはなくすことなく、逆にこういったところを自治会の方々にぜひ今後は担っていただきたいという思いがあったというところは御理解をください。

また、田畑区につきましては、私が認識している限りは、衛生部はなくなるのではなく、区長さんが兼務するということをお聞きしております。また、私のほうでも確認をしてまいりたいと思っております。

現状であります。村では毎年、中学生議会でもお答えいたしましたが、長野県のごみゼロの日統一美化キャンペーンに合わせまして、一斉行動というところで、各地区の衛生部に御協力をいただきまして、住民の皆様には不法投棄の回収をお願いしているところでございます。

加藤議員の御提案、こういったところに草刈りもということがありましたが、草刈りにつきましても、地区によっては行っているところもあるというところでございます。

今年度も、5月末から6月上旬にかけて、各地区一斉の行動を行いました。実績といたしましては、村全体で村民の方2,711人に参加をしていただきまして、可燃ごみ360キログラム、不燃ごみ140キログラム、合計500キログラムのごみを回収をしていただきました。

傾向であります。コロナ禍前の令和元年度は540キログラムでありましたので、40キログラムではあります。ここで集まる不法投棄のごみの量につきましては、現状は少しずつ減ってきているというところでございます。

そういった中、年間で、現在、村から各地区の衛生部長会をお願いしている内容は2つありまして、今、御説明いたしました春の一斉行動と、加えまして、夏に行っております天竜川河川清掃、帰化植物駆除事業、この2つを現状はお願いしているというところでありまして。

そこに、今回御提案の秋の一斉清掃というところでございます。こちらについては、そういった豊かな自然環境を守っていくというのは、今後、自治会の皆様にも引き続き御協力をお願いしたい事項でありますので、担当課では、今後、衛生部長会等と相談しながら、検討していきたいと考えておるというところでございます。

また、村といたしまして、毎月村内の不法投棄パトロールを実施しております。日常の活動の中でも、住民の皆様には自主的に不法投棄のごみを拾っていただいていることもあります。村といたしましても、住民の皆様と一緒に、今後も地域の美化活動を進めてまいりたいと思っております。

伊那市の件につきまして説明がありましたが、ちょっと私の把握している内容と違いますので、その部分につきましては、住民環境課長より御説明いたします。

議 長（原 源次） 住民環境課、松澤課長。

住民環境課長（松澤 さゆり） それでは、伊那市の場合、全地区でやっているという形で加藤議員さんのほうへお答えいただきましたが、伊那市の環境部のほうに問合せをしたところ、各地区に春と秋に河川清掃をお願いしていますが、全地区の一斉の活動では行っていない

ていない地区もあるということを確認を取っております。

清掃日を市役所で掲示しまして、その日の活動を行い、その日に不法投棄や河川清掃で出た葉っぱやごみなどを持ってきていただければ、市のほうで処理をするという形を取っておりまして、その日でなければ、市役所のほうに持ってきていただいても処理はしないということで、一斉の清掃日ということを設定しているという形です。

伊那市の担当者によりますと、多分、河川清掃は、昔のいざらいの名残りということであるという形ではないかということで、お話を聞いております。

以上でございます。

議長（原 源次） 加藤議員。

5 番（加藤 泰久） 伊那市の一般市民の参加している方、多数からそのお話は私も聞き取っております。

河川清掃と言いますけど、村内においては、河川としているものは今、言う事項で結構きれいになっておりますので、河川清掃、それに関わる草等においては除去することも必要かと思いますが、伊那市の例は、一般市民、参加市民からの情報でありまして、それで、この清掃デーを企画することによって、組にも区にも入っていない地区に住むような方も順次それに参加し、やっぱり地域が一つになれるというようなことを大きく期待するところであります。ぜひともよろしく願いいたします。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。

議長（原 源次） これで、5 番、加藤泰久議員の質問は終わります。

ただいまから、午後 1 時 30 分まで休憩とします。

休憩 午前 1 時 5 2 分

再開 午後 1 時 3 0 分

議長（原 源次） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

6 番、山崎文直議員。

6 番（山崎 文直） 6 番、山崎文直です。私、今回の一般質問、2 項目について質問をしたいと思います。

1 つ目の質問項目です。村内の交通安全対策についてであります。

この交通安全対策の質問については、本年 6 月の定例会についても、村内の通勤時間帯の混雑解消、安全対策について質問をいたしたところでございます。

その後、私もこの通勤時間帯等について、村内の地域、特に西部地域を見て回ってみました。そうしますと、村内では南原、大芝、北原の従来からある工業地帯、それから、伊那市の羽広地区にあります工業地帯、特にこの地区につきましましては、大芝高原林のすぐ西まではほぼ造成が終わり、工場などの進出がこれから見込まれるところであります。また、箕輪町の南原地区にも、従来から大規模な工場等があります。そうしたことから、特にこの上伊那のこの中部地区の西部地帯に、これから工場等が大きく進出するものというふうに予想されます。

そうしますと、一面では人口増加にもつながり、この上伊那地区の産業も発展しということで、良い方向に向かうという期待される点もありますけれども、ここに勤務する多くの社員の皆さんは、南箕輪を通過する社員の皆さんですね。伊那市から箕輪、村内の従業員の方

もちろんのこと、村内を通過してこの伊那西部地帯の工場地帯に勤務する人がさらに増えるということが考えられます。そうした点で、危険という部分についても増えることが予想されます。

そういう意味で、今後、産業が発展するにつきましても、早急にこの村内の交通安全対策というのでも講じていく必要があるのではないかとということで、今回、再び質問するようにしたわけであります。事故が多発してからですと、そういうので、今から対策が必要ではないかというふうに思うわけであります。

前回のときにも、その工場に勤務する車の方々が、村内のこの細い道路等にも通行をして、危険度が増すのではないかとという質問をしてみました。その辺で、私も一案を出しましたけれども、それについては、残念ながら採用というわけにもいきませんでした。やはり、今後いろんな面で交通安全対策をしていく必要があるのではないかとこののをひしひしと感じるところであります。

ということで、この1番目の質問であります。

できる対策は事前にしていくことがいいことであるというようなことが、ちょうど来年度の予算編成をこれから控えている部分でありますので、この交通安全対策、特にこの通勤者の安全対策、こんなところについて、具体的な案がありましたら聞かせていただきたいというふうに思いまして、1番目の質問とするところであります。どうかよろしく願います。

議 長（原 源次） 答弁を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議席番号6番、山崎議員の質問にお答えをいたします。

村内の交通安全対策について、来年度予算編成を控え、具体的な対策事項はという御質問をいただいております。

まず、村の交通安全対策事業につきましては、地区要望及び通学路交通安全プログラムに基づき、計画的に推進をしています。来年度予算編成につきましては、現在、財務課と担当課で練っていただいているところでございます。

基本方針としましては、令和7年度地区計画や通学路交通安全プログラムにおいて、カーブミラー、路面標示、ガードレールなどの設置を行うとともに、横断歩道や信号機などの設置については、公安委員会に要望してまいるというところでございます。

そのような中、村内の通勤時間帯の混雑解消については、村内の現状を把握する中で、対策方法やその効果について、引き続き関係機関の意見をお聞きし、検証してまいります。混雑が多い西側エリアの対策、こちらにつきましては、近隣の市町と今、具体の協議は行っておるところでございますが、まだ協議段階でありますので、ここでの答弁は差し控えさせていただきます。

また、年に1回、村、伊那建設事務所、そして県議の皆様と、村内を巡って改善箇所の要望等を上げておる中ですが、その中で、やはり西側エリアの混雑の解消に一つつながるというところでは、県道吹上線の整備であります。特に、大泉地区のところ、狭くなっている地域が多くございます。その部分をどうにかできないかというところは、今年度はかなり時間を使って、また場所も適宜移動して、県の皆様と協議を重ねて、新しい発見も幾つかあったというところでございます。

そういったところで答弁とさせていただきます。

議長（原 源次） 山崎議員。

6 番（山崎 文直） 具体的な回答というか、そのことで吹上線が出ました。吹上線も長年の願いであります、まだ全部、全線歩道が整備できていないところもあるかと思えます。そういう意味でも、今後とも長い目でも取り組んでいく必要があるだろうなというふうに思います。

また、そのほかのいろんな主要道路、ぜひともいろんな機関等調査をしながら対策を練っていくということで、将来的にわたって、この伊那西部地区の交通安全対策、非常に危惧するところでもありますので、引き続きの取組をお願いをしたいなというふうに思います。

2 番目の質問事項であります。

前回もこの中で、村内道路の特に通学路等の話も回答がありました。この中で、交通安全協会や学校関係機関など、いろんな交通安全対策をする組織が村にも幾つかあるかと思えます。

私も以前に経験しましたが、その学校関係者との懇談会等もございました。特に子供を守るというところでは、この関係機関のこの話合いってというのは非常に大事だなというふうに思いますので、この間、毎年されている会議だと思えますので、例えば、今、各地区から出ているような意見要望というものがどんなようなものがあるんだろうなというのを分かる範囲、答えられる範囲で結構ですので、お聞かせいただければというふうに思います。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 交通安全協会や学校関係機関などからの意見要望はどのようなものがあるかという御質問でございます。

これまで積み上げてきたものもありますが、新たに寄せられた要望というところでお伝えをいたします。

村交通安全協会、こちらからは、新しい要望というのは特にございませんでした。反面、学校関係では多くありまして、小中学校の保護者の皆様等から通学路改善要望を、村通学路安全推進協議会が集約をさせていただいております。その結果、まずは大泉区の吹上線の横断が危険であるということと、塩ノ井旧道から青ノ坂付近、緩やかなカーブとなっていて、歩行者が危険ではないか。南原の広域農道の横断について、横断歩道は設置されているんですが、通行車両のスピードが速く危険、神子柴であります、神子柴の街灯のない狭い通学路の防犯安全対策を進めてほしい、そういったような要望が7件ほど、学校関係のほうからは寄せられたところでございます。

早速、これらにつきましては、総務課、建設水道課、教育委員会事務局、小中学校、県、公安委員会等、関係者が合同で現地確認を行いまして、対策を要する箇所について、これを通学路交通安全プログラムに落とし込みまして、対策方法を検討しまして、計画的に対策については実施してまいるというところでございます。

以上です。

議長（原 源次） 山崎議員。

6 番（山崎 文直） 学校関係者からも、毎年いろんな要望が出てくことだと思います。予算の関係等もありますけれども、未来を背負う青少年が危険な目にできるだけ遭わないようにということを考えながら、対策を進めていってほしいなというふうに思います。

3 番目の質問です。

前回の質問の後、議会報のところで村民の皆さんから一つの提案がありましたので、お聞きしたいところであります。

この交通対策について、A I を用いた信号機の設置もどうなのかというような提案がございました。私もこのA I の部分については知識微量でありますので、お伺いするところであります。

従来から、大型の道と小型の道のところの信号機っていうのは、大型の道のほうが信号がついている時間が長いというか、そういう調整ができるようなことは私も聞いたことがありますけれども、A I を用いた信号機っていうのがあって、これがどのような効果を現すのか、そういうものの機器の開発っていうのがあるのかどうかという部分で、専門的なところの御意見等が分かりましたら教えていただきたいなというふうに思います。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） A I を用いた信号機の設置についての御質問であります。

A I を用いた信号機の開発について、この村役場を含めて、特に村役場に対して新しい情報が入ってきているかというところは特にないというところで、一般的にこちらのほうで調べをしたというところの回答をさせていただければと思います。

A I 信号機であります、A I が交通量や平均速度などのデータを基に渋滞状況を予測し、信号の制御を自動的に最適化するシステムというところを今、予定されているということであります。従来の青と赤が固定的に変わるパターンの信号制御と比べまして、効率的な交通の制御が可能というところでうたわれております。

現在は、試験的に導入をしているところもあるようですが、本格的に導入というところはなかなかないというところであります。交通量に応じて信号の時間を調整します。そのことによりまして、各車にとっては燃費が向上し、輸送コストの低減、移動時間も短縮し、環境負荷も同時に軽減できるというところであります、一説によると、このA I を用いた信号機の導入による渋滞が緩和されたことによる経済効果は、数兆円という報道もあったというところでございます。

しかしながら、本格的な実用化には、セキュリティ面でのリスクや、また、恐らく入れ替える必要が出てきますので、そのイニシャルコストの発生、まだまだ大きな課題があるというところでございます。本格的な導入時期についても、時期は確かでないというところであります。

村につきましても、導入をしていけばいいのかなと思いますが、恐らくこういったことは都市部から始まって、都市部でうまくいけば村にもということになりますので、まだ導入に関しては見通しは立っていないというところでありますので、御理解いただければと思います。

以上です。

議長（原 源次） 山崎議員。

6 番（山崎 文直） これからの技術だというふうには思いますけれども、例えば、もしそのモデル的なところっていう部分の試してつけたらどうかとかいうようなことがありましたら、ぜひ積極的に手を挙げていただけていうことも必要なのかなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

2 項目めの質問であります。

文化財の保護の検討についてであります。

1 番目の文化財保護の点につきましては、先ほども同僚議員から質問がありまして、この文化財の保護やそれから収蔵、展示に向けた動きっていうのが徐々に動き出した感があるのかなというふうに捉えております。

その間、教育委員会の中で文化財専門委員会の先生方も非常に一生懸命取り組んでいただいているところがあります。敬服するところでございます。それから、教育委員会全体の中でも、この文化財に対する行政、こういうのにこれから一生懸命取り組んでいただくっていうことが必要かというふうに思います。

そういう点で、分かる範囲で現状とある程度の目標、そういうようなものを聞かせていただければ、お願いしたいなというふうに思います。それを参考にして私たちもいろんな意見反映をしていきたいなというふうに思いますので、どうかよろしくお願いします。

議 長（原 源次） 清水教育長。

教 育 長（清水 閣成） 議席番号 6 番、山崎文直議員、文化財の保護の検討についての中で、文化財の保護の検討について、文化財専門委員会や教育委員会での現状と目標についてお答えいたします。

まず、文化財専門委員会の現状についてですが、現在、村内外在住の 7 名の方にお力をいただいて、文化財専門委員として、文化財の保護活動などを担っていただいております。このうちお一人の方には、郷土館の見学希望者の対応、週 1 回の郷土館及び文化財資料保管倉庫、いずみ苑になりますが、で収蔵されている文化財の整理作業などを行っていただいております。このほか、委員の中には、古文書の整理や研究をされている方もいらっしゃいます。

教育委員会事務局では学芸員を求めてきているのですが、人がいない等、諸事情により、文化財専門委員とともに資料の保護や整理を行うことが難しさがある状況であります。これらの作業を文化財専門委員の方にお任せしてしまっている現状でございます。

現時点の目標でありますけれども、週に 1 回の整理作業日に事務局の職員も文化財専門委員とともに整理を行い、少しでも所蔵している文化財の整理と現状把握を進め、今後、文化財の保護や活用をどうしていくかの検討、それから、午前中の同僚議員の方から御質問ありましたけど、文化財の保護あるいは活用っていうことと重なるんですけれども、学芸員の採用を願っているところであります。

おかげで、大芝荘に大宗館の大事なものを虫干しっていうようなことも今、動いているところでございます。よろしくお願いいたします。

以上です。

議 長（原 源次） 山崎議員。

6 番（山崎 文直） 先日、私たちも南殿の文化財保護の会がありまして、松本方面のほうに視察等、行ってきました。大都市の松本とこことを比較するっていうわけでもありませんが、一つの案としては、松本市の場合、東の山麓に昔の古墳だとかそういうところがあります。そこに一つの博物館が建築されて、縄文時代、弥生時代、古墳時代の文化財がそこに保管されて、展示をされている。その近くには、ずっと昔の住宅があります。それから、島内のほうに昔の浮世絵の美術館だとか、昔、松本のお城の近くにありました昔の明治時代の裁判所をそこへ移築して、その辺を整備をして、昔の女工哀史のこの女工さんたちが泊ま

った建物を復元をしてやっているというような形で、その項目別に分散をして施設をつくってありました。

一つの考え方として、一つの建物の中に、太古の時代から現代までのものを全部展示すると非常に大変なのかなという部分もありますので、そういう点では、分散をしてやるというのも一つのかなというふうに思います。結果的にそこがいろんなところを回って歩くものですから、言ってみれば観光地とはいえませんが、そこを見学する人たちがあちこち回ってそこで食事を取ったり、勉強したり、そういうことができるという部分もまた一つの考え方かなというふうに思いますので、どうぞ御参考をお願いをしたいと思います。

2番目の質問であります。

村内の画家の方から、作品の寄附の申出があるというふうに聞いております。今、まだ存命中でございます。作品は、これから多く手がけるというわけにはいきませんが、そういった美術家、画家、皆さんの作品を収蔵するっていうのも、今後考えられる美術館、展示館、そういうものに対する一つの考え方として、今までは考古学というようなところにあるような視点もありましたが、現代美術、そういう点も含めて、これから収蔵、展示っていうのも考えられることだというふうに思います。

そういう意味で、一つ私が思うのは、考古学とかそういう部分については、所有権の問題は、発掘した教育委員会だとかそういうところにあるかというふうに思いますけれども、この画家の皆さんとか彫刻家の皆さんとかいう作品、現存している方の作品であれば、その人の所有権はどうするのかとか、今後、それを扱いをどうするのかという部分でありますし、美術家の皆さんはかなり村内にもいらっしゃいます。

将来的にわたって、そういう人たちから例えば寄附された作品等がありましたら、それをももちろん一度に全部展示するわけにはいきませんので、県立美術館も大作も期限を設けて交互に展示するっていうような方法を取っておりますから、そういう意味でなと思いますが、現存されている美術家の皆さんから寄附された問題と、文化財の考古学的な資料としての展示っていうのは考え方が少し違ってくるのかなというふうに思いますので、この辺について、現段階で結構です。検討の状況等を聞かせていただければというふうに思います。

議長（原 源次） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） お願いします。

先ほど、松本の例をいただきながら、前の質問ですが、分散型等々、アイデアをいただきながらでございます。ありがとうございます。

今の御質問でございます。村内画家からの作品寄附の申出について、収蔵や展示についてどのように検討されているかということでございますけれども、先ほども所有権あるいはその扱いについては、ちょっと私、見識がないので、今後、そういう状況の中でどういうふうにしていくかっていうのは、教育委員会の中で固めたいなと思っておるところでございます。

議員御指摘のとおり、人生の終わりを見越してといいましょうか、いわゆる終活という言葉を使っていかが、ちょっと私の中で悩んでいるところもあるんですが、その一つとして、村内在住の日本画家の方から、御自身の作品を村へ寄贈したいというお話、ありがたいお話をいただいているところであります。画家の代理人の方を通じてということでもあります。

この画家の作品につきましては、絵画になりますけれども、現在も村長室をはじめ、役場庁舎及び村民センター内に合計7点展示してございます。このほか、以前、大芝荘や村内の

各施設にも寄贈されております。

ちなみに、周知のとおり、村民センターホールステージのどんちょうはこの画家のデザインでございます。このたび寄贈されます作品は、絵画が50点ぐらいというふうにお聞きしております。作品の収蔵につきましては、寄贈に備え、速やかに収蔵先ほか、検討してまいりたいというふうに思います。

なお、展示につきましてですが、既存の絵画との入替え展示を行うことは現時点では考えておりません。村民文化祭や村民センター、図書館での企画展示などを検討し、可能な中、実施してまいりたいというふうに思います。

また、将来、先ほどの分散型云々とも絡むんですけれども、新しい郷土館ができましたら、そこで展示できればという考えも持っているところでございます。

以上でございます。

議長（原 源次） 山崎議員。

6 番（山崎 文直） 今、お話にいた画家の方以外にも、文化の南箕輪ですから、美術家は大勢いらっしゃいます。将来的に、そういう皆さんがいろんな大作を残していかれるってことは考えられると思います。

そういった点で、将来的に見てどうやって扱っていくのかなと。期間を展示して、交互に展示を繰り返していくってことも考えられるかと思います。そういう点も含めて、今後の将来の展示施設のときのための参考にもしていただきながら、取り組んでいただきたいなというふうをお願いをしまして、私の質問を終えたいと思います。ありがとうございました。

議長（原 源次） これで、6 番、山崎文直議員の質問は終わります。

ただいまから、午後 2 時 10 分まで休憩といたします。

休憩 午後 1 時 5 8 分

再開 午後 2 時 1 0 分

議長（原 源次） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

1 番、西森一博議員。

1 番（西森 一博） 議席番号 1 番、西森一博です。通告書に出した 4 つの質問をさせていただきます。

まず、1 つ目ですが、自主防災会について質問させていただきます。

地域に住む住民同士で助け合う共助の精神に基づいて、2003 年の 12 月に中込区のほうで自主防災会が発足して以来、2005 年までに、12 地区全てにおいて自主防災会が組織されております。

自主防災会の活動としまして、平常時には防災訓練の実施、危険箇所の把握、防災資機材の備蓄や点検、防災知識の普及などがあります。また、災害が起きたときには情報伝達をしたり、初期消火、避難誘導、救出や救護、避難所の運営など、活動は多岐にわたるわけです。

自主防災会の役員が主体となりましてこれらを運営しているわけですが、ここ最近、近年は災害も多くなっており、また、大規模化してきております。そんなこともあり、地域の防災力の向上に関しては、自主防災会の役割が必要不可欠ではないかなと考えております。

災害時においても、自主防災会の活動に期待されるところではありますが、災害の状況に

よって救出や救助、また、初期消火など、危険を伴うような活動に参加する場面があるのかなと思います。しかし、災害時において自主防災会の役員が活動しても、事故やけがに対して何の補償も今のところありません。

住民や行政からは、災害の対応を自主防災会のほうに求められている部分はあるんですが、何の補償もないままでは、災害時の活動に率先して参加しようとなかなか考えにくくなるのではないかなと思っています。

災害対策基本法第84条というものがありまして、こちらのほうにちょっと要約しますが、区域内の住民または応急処置を実施すべき現場にある者が業務に従事して死亡や負傷などした場合には、市町村で補償すべきということが書かれております。

ここでちょっと一つ御質問ですが、自主防災会の役員が災害活動時に負傷した、死亡も含めてですがした場合、公務災害の補償の対象にできるのかということをお聞きいたします。

議長（原 源次） 答弁を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議席番号1番、西森議員の質問にお答えをいたします。

自主防災会の役員が災害活動時に負傷したとき、公務災害の補償の対象にできるかという御質問であります。

自主防災組織につきましては、災害対策基本法で位置づけられてはおりますが、身分は消防団のように非常勤公務員ではなく、一般人です。消防団員等に対しては、消防法等で補償制度が定められておりますが、自主防災組織に対する補償につきましては、不明確な点や課題があり、個別事案ごとに判断が行われると捉えています。

具体的には、災害対策基本法に応急措置の業務に従事した者に対する損害補償の規定があります。しかしながら、その対象は県知事や村長、村職員、警察官、海上保安官、自衛隊から、応急措置の業務への従事命令や指示を受けた場合というところで限られております。具体的な行動状況、また、法的要件となっている協力要請の状況などを踏まえて、個別具体的に判断されると思います。

具体的には、過去の東日本大震災、その東日本大震災における補償の実態を見てみると、この応急措置の業務に従事した者に認められた方、認められて補償を受けた方はいらっしゃると思いますが、1桁ということで、あの災害で1桁というところであるのは、非常に少ないというのが実態であると思います。

そのため、法的に補償が難しいという実態もありますので、ほかの市町村では、自主防災組織の皆様に対して、災害時における対応補償として、そのための保険などに加入しているケースもあります。

現状、村では保険といたしましては、自主防災組織の保険といたしまして、防火防災訓練災害補償等共済制度に加入しております。これは、自主防災会それぞれ地域が防災減災の予防活動、訓練などの知識向上のために実施する防火防災訓練など、事前に訓練計画書を届け出た際に認められる保険でありまして、今回、西森議員から御質問いただいているこういった抜本的な補償には該当していないというところでもありますので、今後、検討を進めていかなくてはならないと考えております。

以上です。

議長（原 源次） 西森議員。

1 番（西森 一博） ありがとうございます。

やはり言われたように、どこで補償していくのかっていうのが明確になってない、区でやるのか、それとも自主防災会単独でやるのか、村で補償してもらえるのかっていうのがはっきりしていないっていうところがありますので、今後、ちょっとしっかり検討していただくという必要があるのかなと思います。ぜひとも検討を進めていただければと思います。

次に、この2005年に全地区で自主防災会が組織されて、約20年になります。幸いに南箕輪村では大きな災害もなく、20年の時がたてば訓練はマンネリ化してしまい、資機材の管理も手薄になってきております。自主防災会は、災害時の指示や訓練の指導と資機材の使い方や点検など、専門的な知識が必要になる専属の役員というものがなくなるのかなというところでもあります。

しかしながら、この役員の担い手不足というものが昨今ちょっと多く占めておりまして、この専属役員がいなくなりますと、災害時の対応力が低下するというような懸念があります。これらの専属の役員が減ることを想定しますと、この資機材の使い方や点検の方法、また、防災訓練など自主防災会同士での連携や防災士を村全体に派遣するなど、訓練や災害時に自主防災会役員が手薄になったとしても、ほかの地区から応援に行けるような、そんな取組も必要だと私は考えております。

一つ質問ではありますが、自主防災会や防災士が連携して、区を超えて応援できるような体制づくりというのも進めてみてはどうかという御質問です。

議長（原 源次） 危機管理課、宮下課長。

危機管理課長（宮下 裕司） 西森議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず、現在、御質問があった自主防災会、あるいは防災士会、防災士の活動あるいは現状について触れさせていただく中でお答えさせていただきたいと思います。

村では、地区単位で組織された自主防災会が12地区ございまして、防災活動さらには連携など相互に協力し合えるよう、村の自主防災組織連絡協議会が組織されています。

防災士につきましては、防災士資格保有者をはじめ、地域住民や地域の各種団体との関わりが深い長年防災活動に御尽力いただいた消防団OB、幹部経験者になりますけど、その方が防災士会に31名、現在登録をしております。防災士の活動としましては、災害時のみならず、ふだんから自主防災組織の活動に関わっていただく中で、地区の防災訓練の企画運営、そして、防災への助言などに御尽力いただいているところでございます。

この自主防災組織連絡協議会と村の防災士会との合同会議を開催しておりますが、現時点では、地区同士の意見交換や防災活動の情報共有の場など、平時の活動における情報交換の場というところにとどまっているというか、状況にあります。地域や防災士が相互に協力し合えるような活動には至っていない状況でございます。

さて、議員から御質問いただいた、区を超えて応援できる体制づくりを進めてはということですが、まずは、先ほど触れましたけど、地元であるそれぞれの地区の防災活動や体制について、いま一度、自主防災会と防災士が一緒になって現状把握及び防災活動を、いま一度見詰め直していただくことから始めてまいりたいなと思います。

理由としましては、議員から御質問があったとおり、自主防災会では直面している課題として、役員の高齢化あるいは固定化、人材不足、そして、地域住民の防災の意識が低迷というか、低いっていうところが挙げられます。また、防災士につきましては、人材の掘り起こ

し、スキルアップ、そして、防災士自体の活躍できる場が少ないというところが課題となっております。

これらのいろいろな課題をまずは精査していく中で、御提案いただいた自主防災組織と自主防災会同士の連携をはじめ、団体やボランティアの協力体制、そして、地区を超えた防災士あるいはボランティアも含めて、応援、支援の体制につながるような活動を、そのことが防災・減災強化につながっていくと思われますので、そこをまずは中心に、防災担当として事業のほうを推進してまいりたいと思います。

以上となります。

議長（原 源次） 西森議員。

1 番（西森 一博） ありがとうございます。

やはりいろんな組織がある中で、今、どうしても単独で動いているところが非常にあるのかなと、その横のつながりをこれから徐々に広めていっていただくことがちょっと望ましいかなと思いますので、今後ともよろしくお願いします。

次の質問に移らせていただきます。

福祉避難所について質問させていただきます。

福祉避難所とは、災害対策基本法施行令第20条の6第5号のこの資料によりますと、ちょっとこれかなり文が長いので、ここをちょっと要約させていただきますと、高齢者、障がい者、乳幼児などの要配慮者が滞在することを想定とし、相談または助言などの支援や良好な生活環境の確保ができる場所であり、内閣府令の基準に適合される施設とされているわけがあります。

なお、この福祉避難所には、指定した福祉避難所と協定を結んだ福祉避難所というのがあります。当村では、協定を結んだ福祉避難所が村内外で10か所となっているわけであります。

災害が起きたときには、要配慮者も近くの避難所に避難はします。そこで、避難所においてこの方は特別な配慮が必要なのかなとか、医療的なケアが必要なのかなというものを確認した後、災害対策本部を通じて、医療救護所や福祉避難所を開設する流れとなっているとお聞きしております。

福祉避難所に避難する場合なんです、介助者とか介護者と一緒に避難する必要があります。また、受入れ可能な人数には限りがあることと、施設の事情によっては、平時から施設を利用されている方が優先される、そんな可能性が高くなるなど、このようなことがなかなか一般的に周知されていないのが現状かなと思われます。

私、防災士として、10月に駒ヶ根市で障がいのあるお子さんの集まりがありまして、そこで防災の講師をさせていただきました。そのときに、福祉避難所についてちょっとお尋ねしたわけですが、そしたらその方々、お母さん方ですが、福祉避難所について詳しく知らないという方が結構おりました。というのも、災害が起きましたら、すぐさま福祉避難所が開設されて、すぐに避難して対応してくれるものだと思っている認識のある方々が多かったかなと。こうした誤った認識を持ってしまうと、もう行政に頼ればいいていいところが出てきてしまうわけですね。そうしますと、自助としての備えというものが不十分になっていく可能性があります。

そこで質問なんです、施設の受入れ条件など、要配慮者とその家族に、この周知を進めているのかというのをお聞きいたします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 福祉避難所について、施設の受入れ条件など、要配慮者と家族に周知を進めているかという御質問であります。

福祉避難所の件につきましては、今、議員から丁寧に説明がありました。少し重複する部分もありますが、御容赦ください。

災害時における要配慮者の避難については、まずは、公民館等の指定避難所に避難し、その後、必要に応じ、災害対策本部を通じて福祉避難所のマッチングを行うことが、これが原則となっています。村では、現在10か所の施設等と福祉避難所の協定を、議員御指摘のとおり締結しております。受入れ人数には限りがあり、また、介護者が同伴する必要がある、そういったことが条件となっておりまして、希望すれば、誰でもすぐに福祉避難所に避難できるわけではありません。

これらの条件につきまして、現在、村では、この要配慮者、また一般の方々全体に広く周知することは行っておりません。今、行っておりますのは、個別避難計画の作成を進める中で、この福祉避難所について、要配慮者本人やその家族に説明をする、そういった機会は非常に多いというところでございます。

具体的にそういった中には、事業所と調整の上、託老所に直接避難する個別避難計画を作成した方もいらっしゃいますが、基本的には、多くの方は親族の御自宅や公民館を避難場所としておりまして、そこでもし滞在できない場合については、村が仲介マネジメントをした上で、福祉避難所に移動するという計画が立てられていることが多いというところでございます。

この福祉避難所につきましては、今後もこの個別避難計画作成の機会を周知の良い機会として捉えまして進めていくとともに、直接避難が少しでも拡大していく、こういったところも大切な視点でありますので、この福祉施設との話合いも併せて行っていきたいと考えております。

以上です。

議長（原 源次） 西森議員。

1 番（西森 一博） ありがとうございます。やはり、自助努力っていうのは非常に必要になるのかなというところであります。

それを踏まえて、やはりちゃんと説明はする必要があると思っておりますので、ぜひとも個別避難計画の中でつくっていく、家庭の中で説明をしっかりとっていただければなと思います。

次に行きます。

災害の規模が大きくなりますと、要配慮者の数も多くなることが当然想定されます。福祉避難所で受け入れられる人数には限りがあり、先ほど村長も言われていましたがありますので、全ての要配慮者を受け入れることは不可能であると。また、避難所になります公民館で、要配慮者の受入れの体制というものが不十分かなというところでもあります。

災害が起きましたら、いわゆる看護師さんとか医者などの有資格者の方がすぐに派遣されるというものは保証はありません。内閣府で出しています福祉避難所の確保・運営ガイドラインというものがあるんですが、それによりますと、一般の避難所でも、要配慮者スペースや要配慮者班を設けることで、要配慮者の確保に努めるとされております。

また、そういったものを自主防災会とか地区を通して指導してくださいということも書かれているわけですが、やはり公民館のほう、まだまだその辺の対応、要配慮者に対する対応がかなり不十分であるというところを踏まえまして、避難所に要配慮者スペースの設置や対応方法などのマニュアルというものが必要ではないかなというところで質問させていただきます。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 公民館などの避難所に要配慮者に対する対応方法などのマニュアルが必要ではという御提案をいただいております。

先ほども申しましたが、村が協定を交わしている福祉避難所だけでは、大規模災害時を想定いたしますと、要配慮者の受入れ体制というのは十分ではないというところであります。

実際、震災が起きると、倒壊の危険がある自宅での生活や車中泊を余儀なくされまして、結果として、健康を害してしまった被災者がおられたというところは聞いております。基本的には、親族宅への避難をお願いするというところではありますが、公民館等の一般の避難所においても、要配慮者の受入れ体制を高めていくことは、御指摘のとおり大切な視点であります。

今年の村の防災訓練では、要配慮者2名に実際に北殿公民館に避難をしていただき、自主防災会の方々を中心に、適切なスペースの確保やトイレなどの動線確保、そういったことを実践をしていただく予定でありましたが、あいにく、台風10号の影響により延期となっております。来年以降もこのような訓練の機会を設けることで、村や自主防災会とともに、要配慮者への対応方法も含めた適切な避難所運営につながるように訓練をしていきたいと考えています。

また、議員から御提案いただいた自主防災会が避難所運営に取り組む上で指針となるよう、要配慮者への配慮も踏まえた避難所の環境、スペースの確保、対応方法などを記載した避難所の運営マニュアル、こちらについては作成していきたいと思っております。

作成時期であります、来年度に県が避難所運営マニュアルの策定指針の見直しを行うというところありますので、それを受けてつくっていききたいというところありますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長（原 源次） 西森議員。

1 番（西森 一博） ありがとうございます。ぜひマニュアルはもう現時点でも必要かなというところなんで、ぜひぜひ進めていただければと思います。

次の質問に入らせていただきます。

次、医療救護所について質問をさせていただきます。

平時なら、けがや病気になれば医療機関に行って診察をしてもらえるわけですが、災害時には搬送システムや医療機関の機能が低下することにより、傷病者の受入先がなくなる状態になりますというのも、伊那中央病院が災害拠点病院となっているわけですが、災害時には一般患者の受入れが当然制限されます。主に重症者が優先されるわけがあります。そのため、多くの人命を守るためには、医療救護所というのが非常に重要になってくるかなというところあります。

この医療救護所ですが、医師会やDMATなどから派遣された医師などによって、軽症者

やトリアージなどが行われます。救護所で処置が難しいと判断した場合には、症状に応じてですが、救急車やヘリなどで病院に搬送するというような手続を行うわけであります。

この災害時において大変重要となる医療救護所ではありますが、当村においては、この保健センターが医療救護所となります。上伊那全体では、この災害時医療救護活動マニュアルというものがありまして、それに沿って医師や看護師、薬剤師が派遣されてくるわけであります。また、医療品や衛生用品については、県と協定した企業がもう既に備蓄をしております、災害時に配送する仕組みとなっているわけであります。

医療救護所として機能をさせるためには、最低限必要とされるのが、恐らく電気と水ではないかなというところであります。在宅酸素をされているような方であれば、当然電気は必要になりますし、負傷された人の処置にはきれいな水が必要となります。在宅の医療ケアを継続中の方、要はお薬が必要とされる方などは医療救護所に行くことが当然想定されるわけでありますが、ここでちょっと御質問として、要配慮者の受入れの想定と医療救護所としての設備や備蓄状況などをお聞きいたします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 医療救護所についての御質問の中で、まずは、要配慮者の受入れ想定と医療救護所としての設備や備蓄状況はどのようになっているかという御質問であります。

災害によりまして、大規模な人的・物的被害が発生し、村内の医療機関が被害に遭われた場合や、傷病者が医療機関に集中して通常の診療が行えない場合に、村では医療救護所を立ち上げ、医療救護活動を実施いたします。

議員の御説明にもありましたように、村災害対策本部から上伊那地域災害医療本部へ医療救護班の派遣を要請しまして、村職員と医療救護班が協力して医療救護所を開設、運営をしております。

この開設した医療救護所の活動内容であります、傷病者のトリアージ、応急処置がメインとなります。医療救護所は傷病者への対応が主になりますので、要配慮者にこの傷病がある場合は受入れをいたしまして、緊急度や重症度に応じて医療機関へ搬送します。医療機関が空いているかどうかはまた別ですから、基本的方針としては、医療機関へ搬送します。

この要配慮者に傷病がない場合は、必要に応じて福祉避難所等への避難となります。また、この傷病はないけれど医療ニーズがある場合は、ほかの傷病者と同様に、上伊那地域災害医療本部と調整をいたしまして、医療機関へ搬送することとしています。

最後に、備蓄等の状況であります、本村においては、議員から説明ありましたとおり、医療救護所になる保健センターの電気と水であります、電気については役場庁舎と連動しておりますので、停電時にある非常用発電、こちらを保健センターにも通じて、電気を確保する見通しであります。

また、負傷された方に向けてきれいな水、精製水であります、飲料水も含めまして、村災害対策本部の備蓄から対応することを現在は想定しているところであります。

以上です。

議長（原 源次） 西森議員。

1 番（西森 一博） ありがとうございます。やはり、医療救護所に関してはしっかり対応策ができているということなので、少し安心しているところであります。

医療救護所において、医薬品や衛生用品は非常に大切になってまいります。災害の規模によつては、県と協定を結んだ企業から届けられるという予定になっているわけではありますが、この災害が大きくなればなるほど、物資が届かない場合も考えられるわけであります。

この協定を結んだ企業さんにちょっと私、お聞きしました。そうしたところ、被災して、当然その企業の社員さんも被災するわけですので、被災して対応できる人数が少なくなれば、備蓄品を届けるのには時間がかかってしまうだろうということをお聞きしました。それでも、同業者と協力しながらでも、何とか届けるという体制を築くということをおっしゃっております。

もう一つお聞きしたのが、いわゆるそういった搬送訓練というものをされているんですかって聞いたら、いや、していないということも聞いております。医療救護所のほうを立ち上げますと、情報伝達やそれこそそういった資材等の受け取りとか、そういったような一連の流れを訓練をするということは、非常に大切になるのかなと考えます。

ここで質問なんですが、災害時医療救護活動マニュアルですね、こちら上伊那がつくっているやつですが、それに沿ったような訓練というのはされているのかということをお聞きいたします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） マニュアルに沿った訓練を行っているかという御質問であります。

このマニュアルであります。上伊那の医師会、薬剤師会、歯科医師会、公立3病院、上伊那広域消防本部、伊那保健福祉事務所、上伊那8市町村で構成する上伊那地域包括医療協議会の大規模災害対策委員会で作成しているものであります。大規模な災害が発生したときの上伊那地域災害医療本部と各市町村の医療救護所についてを示したマニュアルであります。

上伊那地域包括医療協議会では、このマニュアルに沿った訓練を毎年実施しておりまして、昨年度につきましては、上伊那地域災害医療本部の立ち上げ訓練が行われたところであります。

また、今年度は講演会として、JMATチームによる能登半島地震におけるJMATによる医療救護活動と、伊那市危機管理課職員による被災地の課題と連携の必要性を聞き、うちの職員も学んだところでございます。行政職員だけでなく、医療関係者も多く参加されまして、実際のJMATの動きや、災害時の活動には平時からの関連性、連携が重要であることを改めて共有できました。このJMATについては、医師、看護師、管理栄養士、理学療法士のチームによるものだということでございます。

また、村に目線を落としますと、11月、先月行いました職員防災訓練におきまして、医療救護所の立ち上げを想定した訓練を行いました。保健センター内でトリアージスペースの確認、実際に仕切りや机を並べて配置を試してみたり、備蓄物品の確認を行ったところであります。

大規模災害を想定いたしますと、こういった職員全員が参集できるとは限りませんので、誰でも医療救護所の立ち上げができるよう独自のマニュアルも準備いたしまして、手順を確認したところでございます。

今後も御質問いただいたマニュアル、また村で作ったマニュアル、それぞれ活用いたしまして訓練を重ねて、より災害時に機動力を高め、瞬発力高く反応できるよう訓練を重ねてまいります。

以上です。

議長（原 源次） 西森議員。

1 番（西森 一博） ありがとうございます。訓練していただいているということだったので、ありがたいなと思います。引き続き、訓練は恐らく必要になることだと思いますので、年1回はやっていただけるとありがたいなというところと、あと、その備蓄品等、村内の業者さんでもあるので、もし可能であれば、そちらの業者さんも交えたような形で訓練が、その業者さん自体もやったことがないということだったので、業者さんの訓練にもなるかなというところでありますので、そういったこと含めて対応、訓練をしていただくこともちょっと考えていただければと思います。

では、次の質問に入らせていただきます。

個別避難計画について質問をさせていただきます。

災害時に自力での避難が困難な高齢者や障がい者などが避難先や避難支援の方法などを事前に決めまして、避難の支援をするのが個別避難計画となります。村では、個別避難計画を作成すべき対象者のうち、自分で避難できる人、自己作成できる人、支援者が作成する人、危険区域内の居住者の人、介護サービスを利用されている方に区分して、個別避難計画の作成を進めていると。

特に、危険区域内に居住する人を優先して作成しているということで、また、介護サービスの利用者については、福祉課と介護事業者のケアマネジャーと協力して作成しているということをお聞きしております。

この個別避難計画には、お名前、緊急の連絡先、避難場所、留意事項など、記入する項目があるわけですが、特に、避難を支援してくれる人の項目がこの中では重要になるのかなと思われま。家族と一緒に住んでいる方や近所との付き合いがある人であれば、支援してくれるという人は同意を取りやすいかなと思われま。しかし、お一人暮らしで近所との交流もなく、近くに家族もいないような方の場合は、支援してくれる人の協力が得られにくいかなと思われま。

また、村の職員、自主防災会、民生委員が支援者になることを想定していないと書かれておりまして、支援者がいないケースの場合ですと、個別避難計画が不十分になるのかなと思われま。

そこで、今、避難を支援してくれる協力者がいない場合に、この避難支援者をどう探していくのかということをお聞きいたします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 個別避難計画について、避難を支援してくれる協力者を探するのはどのようにするのかという御質問であります。

確かにこの個別避難計画の作成を進める中で、避難を支援してくれる人の記入ができずに作成が途中で止まってしまう方がいらっしゃいます。その中には、日頃から近所との付き合いがあっても、ここに名前を記入することで迷惑をかけてしまうのではないかと考えて記入できない方や、そもそも親族や近所との関係性が全くなく、記入できる支援者がいない方など、様々であります。

一方で、現状では議員からも説明がありましたが、災害時の避難行動においては、役場職員、自主防災会、民生委員は、この避難を支援する人となることは現状は想定しておらず、

あくまでも自助・共助の考えが基本とされておるところでございます。

支援者がいない方については、大雨など事前予想がつく災害については、自力での避難に備えて持ち出し品を準備しておくとか、早めに避難行動を開始する、そういった計画を立てるという対応や、介護保険サービスを利用している方であれば、災害が起きる前にショートステイを開始しておくとか、もし余裕があれば、福祉移送サービスや職員が避難の支援に向くことができるかもしれませんが、これは予想ができる災害でありまして、突然起きる地震災害等では、こういった対策は難しいというところであります。

ですので、まずは基本的な対策といたしまして、地域包括支援センターでは日頃からの気かけ合い、災害時には避難を手伝うよと言い合えるような関係づくりが大切になってくることを、防災面からではなく、支え合いの地域づくりの観点からも住民の皆様に発信を続けているところでございます。

同時に、個別避難計画に記入された避難支援者については、災害時に責任を負うものではなく、自身の安全が確保された上で要支援者の避難を支援していただくもの、そういったところを周知していくことでも、支援してくれる人のハードルを下げて人材を確保していくという視点も大切かと思います。

また、身寄りのない方など、周囲との関係性が全くない方の避難については、安否の確認から避難支援まで、誰がどのように行うかを村、地区、また自主防災会、民生委員会、ケアマネジャーやサービス事業所と、その人に関わる機関で検討すべきこちらについては、今は答えがない大きな課題と考えています。

そのような方の個別避難計画の作成に実際に取りかかることで、その人自身がすべきこと、地域ができることについて、具体的にそれぞれ考えていかねばならないというところであります。今後、高齢化がさらに進行いたしまして、自助の枠組みで対応できない方が増加していくことは明らかでありまして、この避難支援者を行政職員が責任を持って担当していくという考えも検討していく必要があるのかと思います。

やはり、自助で救えないものを共助で救って、共助で救えないものを広い公助で救うんですが、もうその公助からも落ちていくような方も出てきてしまいますので、その部分は、最終的には、もう一番下にあるのは公助で救わなきゃいけませんので、どうしてもというところであれば、もうしっかり公助の部分で助けていかねばならないという考え方もあるのではないかと思います。

以上です。

議長（原 源次） 西森議員。

1 番（西森 一博） ありがとうございます。

やはり自助を中心として、どちらかというと、地区と一体になって共助を充実させていくというのが当面いいのかなという気はしておりますが、でも、取りこぼしがあるようであれば、そこは公助というお答えでしたので、最終的にはそこになってしまうのかなと。いろいろ課題がある質問でありましたけれども、今後、地区としても考えていくべき問題かなと思っております。

この個別避難計画は、居住する地域で避難することが前提となって作られているわけですが、計画の情報は、自主防災会や民生委員にも当然共有されます。しかし、災害はいつ何どき起こるかは分かりません。もしかしたら旅先で起きる可能性もありますし、それは

買物中なのかもしれません。そこで、自助として個人でも情報を持つことで、災害に備えることも非常に大切になるのかなというところであります。

そこで、ヘルプマークを防災に活用してほしいと私はちょっと考えておりまして、このヘルプマークですが、私も長野県で普及活動をしておりまして、県のほうからヘルプマークディレクターという名で普及活動をさせていただいております。

簡単にちょっと説明しますと、ヘルプマークは、見た目では障がいとか病気が分かりにくいという方が持っていて、それを掲示することで、何かあったときに助けを求めやすくするというようなマークになります。こちらのヘルプマークですが、全国の共通なマークとなっております、徐々に徐々に認知が広がっているわけであります。

しかし、このヘルプマークですが、裏面に記入できるようになっておりまして、そこに情報を記入するというようになっているんですが、そこだけではちょっと非常に心もとないとか、情報が書ききれないということがあります。

そこで、ヘルプカードというものもございます、こちらのヘルプカードには、より細かい情報が記載できるようになります。このヘルプカードですが、長野県のホームページのほうからダウンロードして、それを印刷して使えるというようになっていますので、このヘルプマークとヘルプカードを一緒に所持することで、自助としてその自分の情報を持っておくことができるのかなというところで、一緒に所持することを勧めているわけであります。

質問としてですが、災害時の備えとして、個別避難計画の対象者の方にもヘルプマークやヘルプカードの所持を進めてみてはどうかということになります。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 個別避難計画の対象者に、ヘルプマークやカードの所持を勧めてはという御提案であります。

ヘルプマークまたカードの説明については、ディレクターである西森議員が説明したとおりでありますので、ここでは省略をさせていただきます。

災害時に支援や配慮の必要性について、一見周囲からは分かりづらい方にとって、ヘルプマークやヘルプカードは、避難行動や避難所での生活において有効と考えております。また、いつ起こるか分からない災害に備えて、ふだんから身につけることも有効であります。

御提案いただいたように、個別避難計画を作成する際に必要と思われる方には、ヘルプマークの趣旨やカードの使い方を説明するなど、案内をしてまいりたいと思います。また、どこかのタイミングで広報紙等も使って、こういったヘルプマーク、カードの普及についても、検討を進めていきたいと思っております。

以上です。

議長（原 源次） 西森議員。

1 番（西森 一博） ありがとうございます。ぜひお願いいたします。

以上で、私の質問は終了とさせていただきます。

議長（原 源次） これで、1 番、西森一博議員の質問は終わります。

ただいまから、午後 3 時 15 分まで休憩いたします。

休憩 午後 2 時 5 6 分

再開 午後 3 時 1 5 分

議長（原 源次） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

8 番、太田篤己議員。

8 番（太田 篤己） 議席番号 8 番、太田篤己です。通告に基づきまして、法定外公共物について質問をいたします。

まず、法定外公共物とは一体何ぞやということでございまして、私がこの言葉に出会ったのは、実はつい最近でございます。ただ、この法定外公共物というものに関心を持ったのは、私がいろいろ自分の相続した土地の関係で、いろんなところで公共物にぶつかるものですから、それに関心を持ってこの言葉について最近出会ったと、そんな状況でございます。

行政に携わる皆様方には釈迦に説法ではございますけれども、ちょっと御容赦いただいて、これは一体何ぞやということをちょっと調べた結果を述べさせていただきますが、法定外公共物というのは、道路法や河川法などが適用されないもので、かつて所有は国、管理は県でした。平成12年、このときの地方分権推進計画による法改正があって、平成17年の3月までに市町村に譲与されたというふうになっておりました。

現在は、所有・管理ともに市町村が行っており、代表的なものには里道、いわゆる赤線とか赤道といわれるものですね。それから水路、青線であるとか、あと、ため池などがあるというふうに認識をいたしました。

そこで、この法定外公共物、これが私、その関心を持ったと申しましたがけれども、結構その地図、法務局で17条地図を見たり、それから公図なんかでもいろいろ土地の関係で見ることがあるんですが、その中で、特に農村集落の中でのそういった細い道ですとか水路、そういったもの、実際にはもう道の体を成していないようなものもあったりして、そういったところで、一体これは何なんだというふうに思った次第でございます。

そこで、まず初めに、本村には現在どのくらいの法定外公共物があるのかお伺いをしたいと思います。

実は、ちょっと通告書に、この法定公共物があるのか伺いたいというふうに書いてあるんですが、これ、外が抜けてしまいまして、大変申し訳ないんですが、ここでちょっと訂正をさせていただきます、法定外公共物が本村にはどのくらいあるのかをお伺いしたいということでお願いをしたいと思います。

議長（原 源次） 答弁を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議席番号 8 番、太田議員の質問にお答えをいたします。

法定外公共物について、まずは、本村に現在どのくらい法定外公共物があるのかという御質問であります。

議員から御説明ありましたが、法定外公共物や公共物は、道路法や河川法などの法令が適用されない道路、河川、水路などのことで、いわゆる赤線、青線と言われているものであり、平成12年に改正された地方分権一括法に伴い、国有財産特別措置法が改正され、平成16年度には国と国有財産譲与契約を締結し、村に無償譲渡をされています。

この譲渡された法定外公共物の資料については、当初から事務負担の軽減と簡素化を図ることから、幅員や延長、また、面積などを示す必要はないとされ、求積図等も不要とされております。そのため、数値的な資料はなく、現在、所在地が表示されている国有財産一覧表、

そして、その対象地が示されている公図の位置図を紙の台帳として保管をしておるというところでございます。

法定外公共物の各種事務手続きにつきましては、これらの紙による一覧表と位置図により現地を確認し、管理をしているというのが現状であります。

そのような中、どのぐらい法定外公共物が村にあるのかという御質問であります。正直、紙で管理されておまして、それが重複をしているところもありまして、なかなか数えるのに苦労するというのが正直なところであります。

概要であります。おおむね数百から千程度と捉えました。議員の皆様にはこの台帳をお見せすることができますので、ぜひ職員の解説を受けながら御確認をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（原 源次） 太田議員。

8 番（太田 篤己） ありがとうございます。

ただいまのお話で、数が数百から千ぐらいということで、かなり膨大な数があるというふうに感じたところです。

なかなか把握はしづらいと思いますけれども、次の質問に移りますが、このものの維持管理、これについては、どのような規則に基づいて行われているかということでございます。

村には公共物の管理条例がありますので、その中には一応、これが含まれているということで認識はしておりますけれども、ただ、実際に読んでみて、どこで何て言うんですか、法定外公共物とそうでないものがちょっと入り混じって、どっちに判定、考えればいいのかとか、その辺もちょっとよく分かりませんもんで、その辺が分からないところもありますし、また何か、国からの譲与時の管理指針だとか、留意事項等のような詳細な規則等があれば、それを含めて、具体的にそのどのような規則に基づいて行われているかということをお伺いをしたいと思います。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 法定外公共物の維持管理は、どのような規則に基づいて行われているのかという御質問であります。

法定外公共物であります。法定外であっても公共物でありますので、公共物の管理や利用に関する事項などを定めている南箕輪村公共物管理条例及び南箕輪村公共物管理条例施行規則に基づき、維持管理を行っております。

この法定外公共物を占有したい場合や土地の形状変更、または廃止したい場合、いわゆる払下げですが、こういった申請がある場合は、この南箕輪村公共物管理条例等に基づき審査をし、事務の手続を行っています。

法定外公共物の多くは、自然に形成されたか、もしくは地域住民等によって造られ、公共的に利用されていたものでありまして、昔の馬入れと言われる狭い道路や行き止まりの道路、水路などがあります。また、個々の面積は小さいものが多く、現在も道路や水路などで公共的な用途として機能している箇所や、宅地化により機能を失っている箇所も見受けられるというのが現状であります。

この財産的管理については、条例に基づき村で行っておりますが、草刈り等の日常の管理については、昔の過去の背景から、地域住民の日常生活に密着した公共的用途として使用されてきた面もあるため、従来からの慣習によることや協働の観点から、地先の道路や水路の

管理と同様に、地域住民の皆様に御協力をいただいているところも多くあるというのが現状でございます。

加えまして、水路につきましても、各関係機関の管轄区間があるため、地元の水利組合や土地改良区などとも連携をして、維持管理をしているところであります。

以上です。

議長（原 源次） 太田議員。

8 番（太田 篤己） 続きまして、この管理する土地、これの管理についてでございますけれども、国から市町村へ譲与された理由というのは、箇所が非常に多いということ、それから、個々の面積が小さかったり場所の特定もなかなか難しいということなどがあって、そういった管理の問題からであったというようです。

そこで、その管理する土地の現在、その土地の状況確認の実施状況とその方法についてお聞きしたいと思います。また、不法占用等がその中であるのかないのか、この辺についてもお伺いをしたいと思います。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 土地の状況の確認の実施状況や方法、また、不法占用の有無についてどうするかという御質問をいただいております。

法定外公共物の多くが農道、水路、また里道などであるため、道路パトロールや住民からの相談などによりまして、その土地の状況を個別に確認しているところであります。また、土地の形状等が分かりにくい箇所については、公図などを基に現状を確認し、把握をしております。

不法占用の有無については、全ての箇所を確認することは困難であります。住民の皆さんや土地改良区など、関係機関からの相談等により、個別具体的な対応をこちらでも適宜行っておりまして、今のところ、この法定外公共物に関しての不法占用の箇所や問題は、村では把握していないというのが現状であります。

以上です。

議長（原 源次） 太田議員。

8 番（太田 篤己） 具体的にはその管理というか、ほとんど不可能というような状況にあるということだと思いますけれども、不法占用の有無ってというのは、不法占用ではないけれども、占用されているという土地はあるというふうに認識はしております。不法占用かどうか、その正当な占用なのか、正当な占用ってというのはおかしい話ですけども、そういった場所が実際にあるというのは、自分の経験の中でも実際あります。

例えば、もう田んぼの中ですとか畑の中にそういった里道があって、そこが細い道でトラクターとか耕運機ぐらいいは入っていきんですけども、その先に行くともう道がなくなっていて、そこはもう荒地になっていて、誰が何をしているのかは全く分からないというようなところもありますし、私の家のお墓、地類の一緒のお墓、それから、そのほかの方々のお墓も幾つか集まっているところにやっぱりこういったものがございまして、そこはもう土留めの柵をつくったりとか、あるいは階段をもうつくったりして、本来、公共の道というふうに思っていたんですが、なぜかできていると。そんなようなものもあります。

ですから、こういったものについては、これはもう不法なのかどうかもちょっと判定はできないんですけども、ただ一つ、これについては、本当に占用しようと思えば、悪意を持

って占有することも可能ではあるということなんですよ。要は誰も注目をしない、管理もしていないということになると、そのおそれがあるということで、実際にそういったケースで所有権が主張できるのかっていうことをちょっと調べてみたんですけども、その国有財産法や地方自治法では行政財産には私権は設定されず、ゆえに取得事項は及ばないという主張があるというふうにありました。

ただし、最高裁の判例の中で、昭和51年の12月の最高裁判例ですけども、この中では、長年にわたって公の目的に供用されることなく放置され、公共用財産としての形態、機能を全く喪失しているような場合には、自主占有してきた他人の時効取得を認めるケースもあるというようになっております。

これ、細かく見ると、かなり昔に遡って、その時点でもうそういう状況にあったことが条件みたいなふうにもなっていますけれども、ただ、もう誰も調べようがないので、最近になって不法占有を開始して、もう誰も見ていないんで、あと残り何十年かの間でも、そのままただで占有できると、そういうことが実際起こり得るんだろうと思います。河川で外国人が畑をつくってみたり、河川敷です。そういうものに同じような状況になるのかなというふうにもちょっと考えられます。

そういったこともございますので、この管理については、ちょっとなかなかこの数の多さから言いますと難しい面はあるかと思っておりますけれども、できるだけ地域の人たちも交えてぜひ考えていただいて、やっていっていただければというふうにちょっと希望するところではございます。

この件につきましては以上でございますが、最後に、土地の購入申込み、これがどのぐらい過去にあるのか。また、村として売払いできることについて、その広報というものを行っているのかどうか、この辺について伺いいたします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 法定外公共物の土地の購入申込みはどのぐらいあるのか、村として、売払いできることについて広報を行っているのかという御質問をいただいております。

まず、土地の購入申込みになりますが、直近の5年間を見ますと、令和4年度に2件、令和5年度に1件、そして、本年度まだ途中でありますが、1件あるというのが現状であります。

次に、村として売払いできることについて、広報を行っているかというところですが、平成17年の2月号で、この特集といっても半ページほどですが組まれておりまして、そこで広報した以降は、この売払いができるという広報は行っておりません。

理由といたしましては、この売払いができるものは機能に支障がないものに限られておるというところですので、積極的に広報はしていないというのが現状であります。

以上です。

議長（原 源次） 太田議員。

8 番（太田 篤己） 今の売払いに機能に問題がある場合ってというのは、具体的にはどういったことでしょうか。ちょっとその点について伺いしたいと思います。

議長（原 源次） 建設水道課、武井課長。

建設水道課長（武井 厚） 太田議員の質問にお答えします。

機能につきましてはまた確認をさせていただいて、また後で説明をさせていただきたいと

思いますので、よろしくお願いします。

議長（原 源次） 太田議員。

8 番（太田 篤己） ちょっとまた調べて教えていただければと思いますけれども、私が見たところ、法定外公共物はそのほとんどかもしれませんが、今のお話のとおり、里道や水路の機能というものをもう有していないという部分がもう多々あると思っています。その機能に障害があるというのは、もう将来、村としてそこが利活用、道路の例えば村道を造るに当たっての道路の一部として使うために可能性があるよということで、売払いには機能的にちょっと障害があるという、そういう意味なのかなと一瞬ちょっと思ったんですけれども、それはまたちょっと確認をしていただければと思いますけれども、こういったもう既に機能を有していないと思われるのが、この土地だと思います。

こうした土地というのは、将来今言った、その村として利活用の可能性というものが検討の上、ほばないというものについては積極的に売り払うということ、これは大事なことでないのかなというふうに思います。

管理をやっていないからあんまりお金がかかってないと思いますけれども、本気でこれ管理しようと思ったらやっぱりお金がかかることですし、でしたら、民間での土地の利活用にそこを売り払うことによって、トータルで全体の土地として非常に活用に利便性が生まれるよといったものだったり、商品価値が上がるというような土地にも生まれ変わる可能性があります。

また、その固定資産税をはじめとしたその税収が生まれると、今、何も村の所有ということであれば税金は入りませんが、固定資産税が安定的に入ってくるのですとか、それだけの数があれば、売り払うことで結構な税収の増加、固定資産税だけでなく、その土地の利活用が図られることによって経済効果が生まれて、そこから上がる収益に対しての税金、そういったものも可能性があります。

ですので、こういったものを積極的に売払いに取り組んでいただいて、ぜひ行政の効率化だとか、死に土地を要はお金に変えるみたいな話ですけれども、そういったことも含めて、ぜひこれからのちょっと検討材料にいただければというふうに思います。

以上、希望を申し上げまして、私の質問を終わりにさせていただきます。

議長（原 源次） 先ほど太田議員から質問ありました回答、明日回答していただけるということですので、お願いします。

これで、8番、太田篤己議員の質問を終わります。

なお、1名の議員の質問が残っていますが、明日18日の午前9時から一般質問を続けるといたしまして、本日はこれにて散会します。

お疲れさまでした。

事務局長（高木 謙治） 御起立願います。〔一同起立〕 礼。〔一同礼〕

議長（原 源次） 御苦労さまでした。

散会 午後3時39分

議 事 日 程 (第 3 号)

令和 6 年 1 2 月 1 8 日 (水曜日) 午前 9 時 0 0 分 開議

第 1 一般質問 (質問順位第 7 番から)

9 番 唐 澤 由 江

○出席議員（10名）

1 番 西 森 一 博
 2 番 都 志 今朝一
 3 番 笹 沼 美 保
 4 番 三 澤 澄 子
 5 番 加 藤 泰 久

7 番 百 瀬 輝 和
 8 番 太 田 篤 己
 9 番 唐 澤 由 江
 10 番 原 源 次

○欠席議員

6 番 山 崎 文 直

○説明のため出席した者

村 長 藤 城 栄 文
 副 村 長 田 中 俊 彦
 教 育 長 清 水 閣 成
 総 務 課 長 清 水 勝 宏
 危機管理課長 宮 下 裕 司
 地域づくり推進課長 高 橋 里 江
 会 計 管 理 者 城 取 晴 美
 財 務 課 長 市 川 美 保
 住民環境課長 松 澤 さゆり

健康医療課長 武 島 亮 子
 福 祉 課 長 山 崎 一
 こども課長 武 井 香 織
 産 業 課 長 有 賀 正 浩
 観光森林課長 有 賀 仁 志
 建設水道課長 武 井 厚
 教 育 次 長 藤 澤 勇
 代表監査委員 加 藤 篤
 選挙管理委員会委員長職務代理 塩 澤 誠

○職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長 高 木 謙 治
 議 会 事 務 局 次 長 宮 澤 文 敏

会議のてんまつ

令和6年12月18日

午前9時00分 開議

事務局長（高木 謙治） 御起立願います。〔一同起立〕おはようございます。

〔一同「おはようございます」〕御着席ください。〔一同着席〕

議長（原 源次） お疲れさまです。

会議に入る前に御報告いたします。6番、山崎議員から、欠席する旨の連絡がありました。

ただいまの出席議員数は9人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

日程第1、昨日に続き一般質問を行います。

最初に、昨日の太田議員の質問、機能に支障のないものに対する答弁を許可します。

武井建設水道課長。

建設水道課長（武井 厚） 昨日、太田議員から御質問のありました村長答弁の中で、売払いができるものは機能に支障がないものだけであるので、積極的に広報をしていないというところの機能に支障がないものとはどういうものかということにつきまして、お答えをいたします。

昨日、太田議員もおっしゃっていましたが、現在、公共物として機能していないというものでありまして、例えば認定外道路、いわゆる赤線であれば、周囲が宅地化されて道路として利用されていないとか、あと、水路であれば昔は土側溝、土を掘った側溝とかで利用されていたものが、今は水が流れておらず、水路として利用されていないというようなものなどでありまして、今現在、公共的に利用されていないといった土地ということになります。

以上です。

議長（原 源次） もう1件、御報告いたします。

本日、地方自治法第121条第1項の規定により、禰津行弘選挙管理委員長が出席をすることとなっていました。が、病気療養のため、欠席する旨の届出がありました。代わって、塩澤誠委員長職務代理者が出席をします。

それでは、一般質問に入ります。的確な質問・答弁をお願いします。

9番、唐澤由江議員。

9番（唐澤 由江） おはようございます。あらかじめ通告いたしました5点についてお聞きします。的確な答弁をお願いします。

9番、唐澤由江です。

1番、村教育委員会事務局の今後はという点ですが、1番の質問についてです。

学校教育係と教育長がこども館に、社会教育係が村民センターに、教育次長が学校給食センター長になり、公民館に館長と公民館主事、活動推進員等、今後、分断しないようにするにはどう工夫するのか。

4月の機構改革により、教育委員会事務局がこども館と村公民館、村民センターと建物が別々となった。教育委員会事務局が空中分解したかのように感じる。メリットもあると思うが、デメリットもあると思われる。3つに分断してしまった教育委員会事務局、今後、どのように運営していくのかお伺いします。村民センター内に生涯学習課長、スポーツ係長など、

配慮するのも一案か。

公民館は人手不足となって、事業が回らないという声を聞きました。ゆずり葉学級に送迎にハイエースであちこち回っているという話も伺いました。答弁をお願いいたします。

議 長（原 源次） 答弁を求めます。

清水教育長。

教 育 長（清水 閣成） 議席番号 9 番、唐澤由江議員、村教育委員会事務局の今後はどういう中で、教育委員会の係が分断しないようにどう工夫するかについてお答えいたします。

まず、空中分解ってというような言葉、あるいは分断という言葉は議員は使われましたが、そういう言葉は、私はなじまないというふうに受け止めております。

4 月から 9 か月、機構改革により、子どもの窓口一元化を含めたこども家庭センターとしての機能は、こども課と教育委員会、学校教育課等々の連携により、今まで以上に図られてきていると考えています。また、放課後児童クラブと学校教育とのつながりも同様でございます。

学校教育と社会教育につきましてですが、場所が離れても、今まで以上に連携・連帯を持つということを大事にスタッフみんながしっかり動いて、また、踏ん張ってきております。

私、教育長の願いなんですけれども、連携・連帯を大事にしてきているんですけれども、やはり社会教育と学校教育は、庁内どの部署も同じだと思うんですけれども、人と人が織りなしていく教育委員会というふうに考えております。1 足す 1 が 2 ではなく、3、4、あるいはそれ以上になることを描いて、同じ空間で共有すべきではないかなというふうに考えております。

先ほど、生涯課長というようなお言葉をいただきましたが、そういうようなことも含めて、今後どうしていくか検討してまいりたいと思っております。

以上です。

議 長（原 源次） 唐澤議員。

9 番（唐澤 由江） 1 足す 1 が 3 になるように、力を合わせてお願いいたします。

2 番に移ります。

教育次長の学校給食センター長との兼務についてです。

学校給食センター長として、教育次長が兼務することは好ましくないと思います。新規課長として抜てきしてほしかった。

教育次長の職務は、教育長の補佐、教育関係事業全般と多岐にわたります。教育センター長は、学校給食の実施についての基本的な方針や計画の策定、教育委員会との連絡調整があり、その中でも、安心・安全な給食を提供するために、学校給食に異常がないことの確認や調理方法の点検、食中毒の防止など、責任者としての職務があると思います。

教育次長がより大きな負担となりますが、兼務することにどのようにお考えかお伺いします。

議 長（原 源次） 清水教育長。

教 育 長（清水 閣成） 教育次長が教育センター長、所長でございますが、センター所長と兼務でよいのかという御質問でございます。

議員お話のように、教育次長、広く業務を追いながら、しっかり動いてきているという状況でございますけれども、教育次長が学校給食センター長を兼務しています。安心・安全な

給食の提供とともに給食の検食、12時前に検食をしてという検食、まっくんランチでの挨拶、施設等々の説明、村外からの視察が多くございますので、視察対応などなど、精力的に動いてきております。

4月から稼働しました学校給食センターが大きなトラブルもなく現に至っているということは、責任者としてのセンター所長、教育次長の力によるところが大きいとみんなが認めるところでございます。

新しい給食センター、学校給食センターが1年を経過することを見通しながら、現時点での見解でございますが、私としては、教育次長が学校給食センター所長を兼務しなくてもよいのかなって、そんなことを思っているところでございます。

以上です。

議 長（原 源次） 唐澤議員。

9 番（唐澤 由江） 問題もなくおきているということだけではなく、大変な負担だと思いますので、今後、検討していただきたいと思います。

次の質問に移ります。

3の質問です。公民館長、公民館主事が村民センターに常駐できないのか。

以前までは、公民館長と公民館主事が村民センターにいて事務を行っていて、来庁された住民の皆様も都合がよかったと思います。そういった中で、以前と同じように村民センターに常駐することはできないのかお伺いします。

ただ、現在の公民館は館長と推進員がいるようで、公民館主事は村民センターにいるというようなことが分かりました。答弁をお願いします。

議 長（原 源次） 清水教育長。

教 育 長（清水 閣成） お願いします。

公民館長、公民館主事が村民センターに常駐できないのかという御質問について、お答えします。

現在、公民館事務局という看板でございますが、村民センターに掲げています。現状は、公民館長は公民館に常駐、公民館主事は軸足が2つありますので、1つは社会教育係として、現在の村民センターで管理や村民対応などの業務、それから、もう一つの軸足が、公民館主事としての業務を担っております。

今現在なんですが、職員体制もあり、村民センターを主として公民館との行き来をしている状況でございます。また、今年6年目になりますけれども、公民館活動推進員が公民館運営に精力的に力を発揮してきています。

議員御質問の公民館長、主事が村民センターに常駐できないのかという御質問でございますが、公民館活動をスムーズに運営するためという議員の願いと事務局の運営、両方重ねてというふうに受け止めてよろしいでしょうか。

私はどちらかというと、公民館活動をスムーズに運営するためという議員の願いがあるかなという、そんなことを思っているところでございますけれども、以前、議会一般質問での質問をいただいたときに、イベントや事業実施において、公民館事務局を教育委員会事務局に置き、組織間の連携により横断的な体制を取っていきたいというふうに私はお答えしました。現在、学校教育はこども館にあります。連携は先ほど申し上げましたが、極力取ってきているつもりでございます。

公民館のあるべき姿、願いとして、住民の方が気軽に集い、学び、住民同士がつながる人づくり、地域づくりの拠点になることを挙げております。そのような目指す姿がある中で、公民館を利用する村民の方とコミュニケーションを図るということは、とても重要というふうに思っております。公民館を村民の方が使いやすく、開かれた場所にという要望もある中で、職員の村民センターというよりは、公民館常駐が望ましい体制ではないかというふうに考えております。

以前、議員から御質問いただいているんですけれども、公民館事務局は村民センター内に教育委員会事務局と同居していると。公民館活動をスムーズに運営するために、公民館に事務局を置く考えはという御質問をいただきました。そのときの議員の願いと重なりますけれども、公民館業務に当たる館長、公民館主事、活動推進員の誰かが公民館にいる状況づくり、それについて、今後検討してまいりたいというふうに考えております。よろしく願います。

議 長（原 源次） 唐澤議員。

9 番（唐澤 由江） 人手が足りないので、やはり早昼を取ったり昼当番をやったり、有休を取るにも大変だということも聞いておりますし、午前中のシルバーの予算が切られて、午後だけになってしまったという話も聞いております。

また、公民館にいつ行っても閉まっているという声も聞いておりますので、どのように善処するかは、教育長、またしっかりお考えいただきたいと思います。

次の質問に移ります。

図書館の改修についてです。

図書館は平成5年にでき、かなりの年月が経過しました。古く、大変狭く感じます。改修の計画はあるのか。

16年の平成大合併で、大都市などでは図書館のないところもありますが、図書館の果たすべき役割は大きいと感じます。読書などの知の拠点とも言えます。本を貸し出しするだけでなく、知の拠点として、また、子供たちの勉強スペースとしても活用されています。

箕輪町では、世代間交流施設みのわB A S Eがあり、その中には勉強スペースもあります。図書館の中にも奥には勉強スペースもあり、平成20年にできた世代間交流施設の勉強スペースもあります。また、昨日の一般質問の中で、村民センター学習室が勉強スペースになっているという話もお聞きました。

改修について答弁をお願いします。

議 長（原 源次） 清水教育長。

教 育 長（清水 閣成） お願いします。

図書館が狭いという声がある、改修についてということでお答えいたします。

村図書館でございますが、御存じのとおり村民センターの中にあり、平成5年1月に開館、現在、31年が経過してきております。その間、平成20年には、図書館南側に世代間交流室を増築し、より多くの方が館内での閲覧や催しへの参加、また、自主学習の場として活用されてきております。

開館当時から比べますと、人口は約1.4倍となっております。蔵書は、開館当時と比べて約4.7倍というふうに格段に増えております。また、貸出冊数ですが、人口増の1.4倍と同じく1.4倍、貸出冊数もそれだけ伸びているというそんなことでございますけれども、利用され

る方の声もあり、少しでも拡張できないかの検討も行っているところではありますが、現在、敷地の周りは道路という状況、敷地内での拡張についても、構造上の難しさがあるということで認識しております。

ほかの市町村の方々や図書館協議会の委員の方からいただいております村図書館の魅力なんですけれども、居心地のよさ、それから醸し出す雰囲気のよさという、もちろんスタッフを含めてでございますけど、があります。何人かの方から私いただいて、私、図書館長でございますので、いただいているところではありますが、今後、施設の老朽化が進む中で、修繕も含め改修が必要になってくると思いますが、当面の間は拡張、それから、先ほど申し上げました居心地のよい雰囲気づくりに向け、館内の本棚や蔵書、備品の移動、それから全体のレイアウト変更等々を重ね、教育委員会、今、社会教育係のところ、学校教育がこども館に動きましたので空間が広がっているわけなんですけれども、その空間の活用を含め、来館される皆さん、それから、議員おっしゃられた学生の学び等々、より利用しやすい環境を整えてまいりたいと考えております。

これからも地域の皆さんの声を大事にしながら、地域のニーズに応える図書館、自分の楽しいやうれしいがいっぱい詰まっている図書館を目指してまいります。よろしく申し上げます。

議長（原 源次） 唐澤議員。

9 番（唐澤 由江） 耐火書庫も蔵書が増え、苦慮しているという。本を保管する書庫がない場合は、プレハブやコンテナハウスなどを使い、耐火書庫として使用するのも考えていただきたいと思います。

5 番目の質問です。

村民文化祭も観客はまばら。生涯学習の推進を。

11月2日、3日に開催された村民文化祭、公民館長の指揮で村民歌があり、その後、すばらしい作品の展示や民謡や歌の発表もあったが、残念ながら観客はまばらであった。その中で、昔のビデオが人気だったようだ。高齢者の歌や民謡グループの発表では、練習の成果を出そうとみんなが生き生きと取り組んでいたことに感動を覚えました。

多くの人に見ていただくような取組を今後考えていただきたいと思いますが、広報の方法など、どのように考えていますか。

人生100年時代を迎え、公民館活動を通し、生涯学習の推進が重要となってきます。将来に向かい、どのような取組を進めていくのかお伺いします。

議長（原 源次） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 唐澤議員の御質問、昨日の同僚議員の質問と重なりますが、よろしいでしょうか。

三澤議員さんへの答弁も含めながらということで、お答えしたいと思います。

村150周年を迎えながらということで、今後の村づくり、あるいは人づくりを通してということでの御質問というふうに賜っております。

文化祭等々の現状は、昨日お伝えしたとおりでございます。また、文化団体連絡協議会の会長さんがここに書かれている、公民館長さんも書かれて、私も生意気ながら書かせていただき、願いはここに集約されているなというふうに思っているところでございますが、今後、生涯学習あるいは文化祭等々の在り方については、昨日端的にお伝えしましたが、地

区の公民館のつながり、地区公民館も生涯学習の大事な拠点というふうに認識しておりますので、地区公民館とのつながり、それから、子供たちの参画、子供も大人も世代を超えての交流、そういうものを生涯学習の中で図れないか、文化祭も同様でございます。

また、村公民館あるいは地区公民館の活動のさらなる充実、それから、文化講演会もまた引き続き大事という、そういうことでお伝えさせていただきました。

議員、先ほどの広報ということでお話をされましたので、先日、中学生議会で中学生の議員の方から、村のイベント等もっと広報をと、イベントの中に当然、村の文化祭などなども入ってくるわけですので、ちょっと私、一週間休みをもらったのであれですけども、小学校2校、中学校、それからこども館、村民センター、村図書館に村のイベントコーナーっていうのをつくらせていただいて、そこに、例えば観光森林からのイベント情報等々を今、掲示しているところでございますので、それぞれのコーナーに村メール、広報紙、公民館だより等々、いろんな広報の仕方があると思うんで、それと合わせながら子供たちにも、児童生徒の皆さんにも伝えていただきながら、子供たちの参画に向けた動きが醸成されるというようなことを願っているところでございます。

以上です。

議長（原 源次） 唐澤議員。

9 番（唐澤 由江） 2 番に移ります。

中学校部活動について。

中体連の部活動で、村長、教育長に上部大会の報告として表敬訪問があります。どこへ何を持っていったらいいのか、その手順をスムーズにしてほしい。役場総務課なのか、社会教育係なのか、窓口が分かりづらいといった声を聞きました。学校等に周知してもらいたいが、できるのかどうかお伺いします。

議長（原 源次） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） お願いします。

中学校部活動についてでございます。中体連の成績報告のための窓口はということに関して、お答えします。

中体連等の各部活動については、学校教育の活動になりますので、中学校の教頭が主となり、成績の報告を受け付けているっていう、取りまとめているというところでございます。教育委員会とも共有する部分もございますが、教頭が要となって動いています。

また、大会の結果ですが、各区回覧板に入れた学校だよりを通じて、地域の方にお知らせしております。

表敬訪問に関してなんですが、基準でございますが、3点ございまして、1年以上の長期ボランティア活動に参加するとき、それから、2番目としまして、全国レベルのスポーツ等の競技会に出場するとき、3として、県内の市町村対抗で行われるスポーツなどの競技大会としております。

2と3につきましては、教育委員会の社会教育が窓口でございます。全国レベルの大会にする団体または個人を対象として、村長に表敬訪問を行うこととしています。私も同席する場合もございます。非常に大事な良い機会をいただいているなと思っているところでございますが、また、周知に関してですが、学校に周知するとともに地域の方に周知する方法、これについても考えてまいりたいなというところでございます。よろしくお願いします。

議長（原 源次） 唐澤議員。

9 番（唐澤 由江） 中学校部活動に対してどのような助成があるのか、練習のために利用料の減免はあるのか。北信越国体など、練習は減免にしてほしい。大会参加のためのスクールバスの手配はどのように行うのかお伺いします。

議長（原 源次） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） どのような助成があるか、また、練習のために利用料の減免はあるか、参加の際のスクールバス等の手配はについてお答えします。

まず、助成についてなんですが、部活動に対しては、部活の各種大会の登録参加費や団体負担費、吹奏楽部のように大会参加に楽器の輸送代がかかるものは輸送料、また、学校と相談した上で、順次ユニホームの更新費用も村から中学校に対する補助金などで助成してきています。

また、スクールバスについても、大会参加においては県内に限っておりますけど、県内開催についての運行や、練習においても、村内及び伊那の陸上競技場までの運行等々、スクールバスによって行っております。

中学校の部活動使用における施設利用料についてなんですけれども、部活動は、先ほど申し上げましたが、学校教育としての活動でございますので、利用料は全額減免となっております。よろしくお願ひします。

議長（原 源次） 唐澤議員。

9 番（唐澤 由江） 部活動以外の練習において、村民体育館の使用料が高い、他町村並みに使用料を安くできないのか、答弁をお願いします。

例えば、わくわくで村民体育館を2時間使用した場合2,600円、3時間3,900円、1時間1,300円、箕輪町2時間920円、伊那市は600円というように、ほかの町村は格段の差がありますので、答弁をお願いします。

議長（原 源次） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 部活動以外で練習するのにということで、村民体育館の利用料に関する御質問です。

さきに申し上げたとおり、中学校の部活動では減免ということで、全額減免でございますけど、部活以外の利用に関してですが、わくわくクラブに登録のない、もっと言いますと、一般利用の場合は減免にならないということで動いてます。

ほかの市町村の状況も承知しているつもりでございますが、御理解をお願いしたいと思ひます。

以上です。

議長（原 源次） 唐澤議員。

9 番（唐澤 由江） 使用料の基準を見直して、要綱等、改正をお願いしたいと思ひます。

次の質問に移ります。

西天竜用水路の脇の環境整備について、長年管理されずにいた樹木や草が生い茂っていたが、令和6年の耕地係の事業内容についてお伺ひします。

議長（原 源次） 有賀産業課長。

産業課長（有賀 正浩） 唐澤議員の御質問にお答えさせていただきます。

西天竜用水路に並行して整備している排水路の環境整備について、耕地係の事業内容はとの御質問でございます。

御質問の排水路につきましては、昭和63年から平成5年にかけて、県営伊那西部地区畑地帯総合土地改良事業において、大芝、大泉、北原地区の畑作地域の雨水排水用の排水路として整備され、築造から30年以上が経過しているところであります。

コンクリート水路本体は健全ではありますが、これまで十分な管理が行き届かず、排水路部分について土砂堆積が著しい箇所が存在し、合わせて水路敷地に草木が繁茂し、周辺農地や管理道路に悪影響を及ぼしていたところであります。

このため、今年度、土地改良施設維持管理適正化事業補助金をしゅんせつ工事の一部で活用し、排水路の土砂しゅんせつ及び環境整備を行いました。総事業費697万1,000円、うち国県補助が300万円でございます。この事業により排水路機能の向上が図られたとともに、これまで草木が繁茂し通行できなかった管理道路につきましても、容易に通行することが可能となりました。

今後の維持管理につきましては、所管する西部南箕輪土地改良区の調整池等管理委員会において、定期的に草刈りや除草剤散布等の維持管理を実施して、現在のきれいな状態を保っていきたいと思っております。

なお、今回整備したことにより、これまで見えていなかった不具合箇所が2か所確認されております。具体的には、水路の勾配がとれておらず排水が滞留してしまう箇所、そして、長い距離の暗渠部分で土砂の堆積が残ってしまっている箇所であります。この2か所につきましても、今後、早いうちにしゅんせつ事業と改良工事を計画し、さらなる機能維持に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（原 源次） 唐澤議員。

9 番（唐澤 由江） 前から、汚いとか草がいっぱい生えているとそういう苦情があったんですけど、どこへ言ってもいいか分からなかったのがとてもきれいになって、住民の皆さんは大変うれしいという話を聞きましたので、感激しました。ありがとうございました。

次に4番目、上下水道の耐震化は。

政府は、全ての地方自治体に2025年1月までに計画策定を求めているが、村の上下水道の耐震化はというものです。

国土交通省は11月1日、能登半島地震の被害を受けて実施した全国の上下水道施設緊急点検結果を発表した。避難所や災害拠点病院など、重要施設に接続する上下水道が共に耐震化されているのは15%にとどまったといいます。全国の水道管の調査では耐震化率は39%、下水道率は51%だったそうです。接続する上下水道が共に耐震化されている重要施設は15%だった。

能登半島地震では、約14万戸が断水した。避難生活が長引くと、トイレや風呂、洗濯で大量な生活用水が必要になり、排水も出る。上下水道一体での耐震化が重要だ。取水施設の耐震化率は46%、浄水施設は43%にとどまった。各地に水を分配する配水池は67%だった。下水道では下水処理場が48%、下水道処理場に排水を送るポンプは46%だった。

国交省は2025年度の概算要求耐震化に向けた交付金を計上、給水車の整備、防災用井戸の整備など、給水手段の拡充も支援する。2025年1月末に上下水道耐震化計画策定を求めている

る。

いろんな資料を見ますと、長野県は特に水道耐震化が人手不足、財源不足、技術員が不足、作業が進まず困っているというようなことがあります。

関東地方のある市では、路面の埋め戻しも含めて、直径75ミリメートル管を1メートル設置するのに、19万円から25万円かかるといいます。それは、地震によって水道管に穴が開くことが多い劣化に比べ、地震の場合は継目がずれたり抜けたりするケースが多いということで、そういった直径75ミリメートル管を1メートル設置するのに、多額なお金がかかるというふうに言われています。

長野県内では、全国水準より耐震化率がとても低いと言われ、南海トラフ地震で大きな揺れが想定されている飯田市、松本市でも、対策に苦慮しているということをお聞きしています。

村の上下水道の耐震化計画について答弁をお願いします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議席番号9番、唐澤議員の御質問にお答えをいたします。

上下水道の耐震化はというところで、村の上下水道の耐震化の計画についての御質問をいただいております。

令和6年1月1日に発生いたしました能登半島地震では、上下水道施設に甚大な被害が発生をいたしました。耐震化した施設ではおおむね機能が確保できていたものの、耐震化がされていない施設等には大きな被害が生じました。広範囲の断水や下水道管の滞水など、復旧まで長期化をすることとなっております。

この地震の被害状況により、改めて水の重要性が認識をされました。上下水道については、議員御指摘のとおり、耐震化計画を令和7年1月末までに策定するよう、国から求められております。

そのような中、村の耐震状況であります。上水道事業については、新規に配管する工事や老朽管の布設替え工事においては、耐震構造となるように耐震管を布設し、耐震化の推進に努めております。

また、下水道事業については、平成10年度以降に施工した箇所は耐震化をされております。ただ、平成9年度以前に施工した箇所についても、塩ビ管区間についてはおおむね耐震化されていると考えております。簡単に言えば、平成9年以前に施工した箇所で、塩ビ管区間以外は耐震化できていないというところでございます。現在は、管路施設のヒューム管区間やマンホール継手等について、耐震工事を実施をしております。

今回の耐震計画であります。特に避難所等の重要施設に接続する上下水道管の耐震化を重点的に進めることとされており、村では、上下水道区域内に所在する各地区の公民館や保育園、小中学校など、災害対策拠点となる村の指定避難所を重要施設に位置づけ、上下水道の耐震化が進むよう上水道・下水道間で調整を行い、現在、鋭意計画を策定しておるところでございます。

また、村内には、伊那市に加えて、神子柴の水道組合の給水区間もあります。どちらも重要施設であるため、この地域につきましても、各水道事業者と協議を図りながら同じように計画を策定し、耐震化が進められるよう今後も対策を講じてまいります。

以上です。

議長（原 源次） 唐澤議員。

9 番（唐澤 由江） 耐震化計画の一部をお聞きし、また、その継続した2025年1月末までに、上下水道の耐震化計画策定をお願いいたします。

2番目の質問に移ります。

老朽化した水道管ほど破損や漏水などのリスクが高まる。持続可能な水道管対策はということですが、11月上旬、近所で水道管が吹いているということで、職員と業者が現場に来た。たしかここら辺に給水栓があるはずと言って、あちこち掘っても出てこないと言ってやりっ放しで炊き出し口付近へ移動し、工事を続けていた。ここら辺ではなく、図面を持ってきて測ってやったらと思ったり、GPS機能を使うとか、もっと効率的にやったらと思いました。

11月末まで工事は続きました。老朽化した水道管は、破損や漏水などのリスクが今後増えていきます。水道管の更新など、持続可能な水道事業を図るため、どのような計画があるのかお伺いします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 持続可能な水道対策についての御質問をいただいております。

まず、事例としていただきました大泉区内で発生した給水管の漏水につきましては、当日中に漏水自体は解消いたしました。給水管の布設位置を変更する必要が生じ、その準備などにより、全てが完了するまで期間を要したというところでございます。

今回の対応を含め、漏水等の水道事故が発生した際の職員の対応であります。水道の管路等が記載されている図面、管網図を持参し、現地で確認しながら復旧作業を行っております。

ただし、今回のような地区水道から村に移管された歴史のある管路や、また、昭和期に布設された管路につきましては、実際の管路の位置と管網図に記されている位置が異なっていることがありまして、今回のように、現場の確認作業や施設整備が必要となったことから時間がかかってくると、こういったこともしばしばあるというところでございます。

また、今回のように、現地の状況と管網図の状況が違えることが確認できた場合につきましては、もちろん今後の維持管理のために管網図を修正して、台帳整備に努めておるところでございます。

そのような中、持続可能な水道対策についてであります。村では水道ビジョン、また、水道事業アセットマネジメント等の計画を策定をしています。

先ほど答弁した上下水道耐震化計画も、これから策定いたします。これらの計画に基づき、持続可能な水道事業運営を実現するため、長期的視野に立った計画的な資産管理を行い、老朽管の更新工事や耐震化工事をはじめ、計画的に施設整備を進め、安心・安全な上下水道を図ってまいりたいと思っておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

以上です。

議長（原 源次） 唐澤議員。

9 番（唐澤 由江） よろしく申し上げます。

最後の質問に移ります。

ある新聞ですが、投票所減、1票をどう守る。

貴重な1票を守る投票所が、地方を中心に減り続けている。今回の衆議院選挙では全国4万5,429か所と、24年前に比べ、15%も投票所が減ったそうです。運営を担う人員の確保が

難しい、投票機会の平等を確保するため、各地の自治体では試行錯誤が続いているようです。

千葉県のある市ではワゴン車を到着させ、選管の職員がテントを組立て、2時間限定の移動期日前投票所を立ち上げたそうです。市の人口は11年連続で減少し、投票所を28か所から16か所に統廃合する代わりに、投票箱を乗せた車が回る期日前投票を始めたようです。

移動式の期日前投票所は2016年に島根県から導入され、各地で広がり、今回も131自治体が導入したそうです。2019年参院選から4倍増えたそうです。住んでいる地域によって、投票のしやすさの違いが大きくなれば、民主主義の根幹に関わるという学者もいます。オンライン立会いなど課題があります。投票箱を自宅まで、遠隔から立会いなどというような記事を読みました。

今回の10月の衆議院選挙は、与党が大敗した。要因は若者、自民傾斜が一転したことによると報道されています。投票率は、村は上伊那の中で最低であった。村として、モバイル投票所を企業や高校、南信工科短大学校、信州大学や商業施設へ積極的に行ったら、投票率は上がると思われます。

村の投票率向上の方策は。若者を投票させる方策についてお伺いします。

議長（原 源次） 塩澤選挙管理委員会委員長職務代理者。

選挙管理委員会委員長職務代理（塩澤 誠） では、よろしくお願いいたします。

ただいま唐澤議員の衆議院選挙等の投票率向上の対策は、モバイル投票場を幾つか設置できないかの御質問についてお答えいたします。

最初に、10月に行われました衆議院総選挙の投票率でございますが、南箕輪村の小選挙区の投票率は60.86%、前回、令和3年の選挙に比べマイナス1.56%となり、議員の御指摘のとおり、上伊那の中で最低でありました。

しかしながら、上伊那郡での投票率は、前回に比べマイナス2.53%、長野県全体ではマイナス2.56%となり、投票率の低下傾向が続いている中では、村の投票率は少し改善したとも見えます。

御質問のモバイル投票所ですが、ワゴン車など投票所の機能を設け、投票所が遠い山間部や集落や高校、大学などに出向いていき、そこで投票ができるというものになります。若者の投票率を上げる有効な取組の一つと考えられます。

伊那市では、今回、衆議院選挙で市内の高校4校で実施したとお聞きしております。村でも、高校、大学、商業施設などで積極的に実施してみようということではありますが、議員がおっしゃられたとおり、投票率の向上に一定の効果が期待できますので、取り組んでいければと考えていますが、高校については、選挙の時期によっては18歳になっている人、投票できる人が少ないことが考えられます。

例えば、7月の選挙ですと、4月から7月に18歳になる人だけになります。さらに、南箕輪村の住民だけで考えると、該当する人がかなり少ないと思われます。特に、村で行われる選挙のほとんどが4月から8月までに行われるため、投票率の面から考えると、高校では効果があまり期待できないのではないかと思いますので、大学等を考えたいと考えますが、まずは投票管理者、立会人、事務従事者を置く必要がありますので、実施できる人員体制の強化、また、投票所の資機材の整備のほうをまずは進めていければと思います。

最後に、投票率についてでございますが、投票率が低い最大の原因は、政治への関心が低いことがあると思います。私たち選挙管理委員の一番の職務は選挙の適正な執行であり、政治

への関心ということ言えば、できることは限られます。ぜひ議員の皆様にも、政治への関心が高まるように取組をお願いできればと思います。

以上です。

議長（原 源次） 唐澤議員。

9 番（唐澤 由江） 前向きな答弁、ありがとうございました。

これで、私の一般質問を終わります。

議長（原 源次） これで、9 番、唐澤由江議員の質問は終わります。

以上で一般質問を終わります。

20日の会議は、議事の都合により特に午後3時に繰り下げて開くことにします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

事務局長（高木 謙治） 御起立願います。〔一同起立〕礼。〔一同礼〕

議長（原 源次） 御苦労さまでした。

散会 午前9時46分

議 事 日 程 (第 4 号)

令和 6 年 1 2 月 2 0 日 (金曜日) 午後 3 時 0 0 分 開議

第 1 諸般の報告

第 2 執行機関の附属機関等の委員及び議会選出監査委員の就任検討特別委員会報告

第 3 請願・陳情の採決 (審査結果の委員長報告) 質疑～採決

第 4 議案第 1 号～第 10 号 討論～採決

第 5 継続調査事項

第 6 議員派遣

○出席議員（１０名）

１番 西 森 一 博
 ２番 都 志 今朝一
 ３番 笹 沼 美 保
 ４番 三 澤 澄 子
 ５番 加 藤 泰 久

６番 山 崎 文 直
 ７番 百 瀬 輝 和
 ８番 太 田 篤 己
 ９番 唐 澤 由 江
 １０番 原 源 次

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村 長 藤 城 栄 文
 副 村 長 田 中 俊 彦
 教 育 長 清 水 閣 成
 総 務 課 長 清 水 勝 宏
 危機管理課長 宮 下 裕 司
 地域づくり推進課長 高 橋 里 江
 会 計 管 理 者 城 取 晴 美
 財 務 課 長 市 川 美 保
 住民環境課長 松 澤 さゆり

健康医療課長 武 島 亮 子
 福 祉 課 長 山 崎 一
 こども課長 武 井 香 織
 産 業 課 長 有 賀 正 浩
 観光森林課長 有 賀 仁 志
 建設水道課長 武 井 厚
 教 育 次 長 藤 澤 勇
 代表監査委員 加 藤 篤

○職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長 高 木 謙 治
 議 会 事 務 局 次 長 宮 澤 文 敏

会議のてんまつ

令和6年12月20日

午後3時00分 開議

事務局長（高木 謙治） 御起立願います。〔一同起立〕 こんにちは。

〔一同「こんにちは」〕 御着席ください。〔一同着席〕

議長（原 源次） お疲れさまです。

ただいまの出席議員数は10人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

日程第1、諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第199条第9項の規定により、令和6年度定期監査結果報告がありました。報告書はお手元に配付したとおりです。

これで、諸般の報告を終わります。

日程第2、執行機関の附属機関等の委員及び議会選出監査委員の就任検討特別委員会報告を議題とします。

執行機関の附属機関等の委員及び議会選出監査委員の就任検討特別委員会の報告を求めます。

三澤委員長。

執行機関の附属機関等の委員及び議会選出監査委員の就任検討特別委員会委員長（三澤 澄子） 4番、三澤です。

執行機関の附属機関等の委員及び議会選出監査委員の就任検討特別委員会報告を行います。お手元にお配りしておりますので、御覧ください。

本委員会に付託された下記事件は、会議規則第74条の規定により、審査の結果を別紙のとおり報告します。

記、事件名、執行機関の附属機関等の委員及び議会選出監査委員の就任検討について。

おめくりいただきまして、1ページの委員会の目的と委員構成はお目通しください。

2ページをお願いします。

委員会等開催状況であります。令和5年12月15日、令和5年第4回定例会において、当特別委員会の設置に関する決議を行いました。令和6年2月5日、第1回委員会、委員会の今後の進め方について検討、討議しました。3月29日、第2回委員会から本格的に検討が始まりました。近隣市町村の状況など、村からの資料なども集めまして、設置された委員会、審議会、協議会等、68項目について、まず検討いたしました。

4月26日、第3回委員会、5月27日、第4回委員会、6月18日には、全員協議会にて中間報告と意見集約をいたしました。7月26日、第5回委員会、10月2日、第6回委員会、10月24日、第7回委員会で検討結果のまとめをいたしました。10月31日に全員協議会にて最終報告を行いました。

4、検討結果まとめ。

執行機関の附属機関等の委員に関する検討結果については資料1、議会選出監査委員に関する検討結果については、資料2のとおりです。

令和6年11月18日、検討結果を村側に報告し、執行機関の附属機関等の委員に関する検討

結果を参考に、現在の審議会等に影響の出ない範囲で、速やかな検討・実施を行うよう要望をいたしました。

資料1、執行機関の附属機関等の委員に関する検討結果報告です。

記のほうを御覧ください。

1、附属機関等の委員に関する議会としての考え方。

(1) 新たに設置する審議会等への参画の是非・人数等に関しては、村から説明を受けた上で、議会において検討する。

(2) 審議会等の役職（会長・副会長等）には就任しないことを基本とする。

(3) 審議会等に参画する委員の選出は、所管する委員会ごとに適任者を選出する。

(4) 議員に対する費用弁償は無しとする。

(5) 議員としてでなく、各種団体の代表としての参画は妨げない。

2、附属機関等の委員就任に関する変更案。

新たに参画が、南箕輪村国民健康保険運営協議会を1名、福祉教育委員より、南箕輪村人権尊重のまちづくり審議会1名、福祉教育委員より選出します。南箕輪村地域公共交通協議会1名、総務経済委員より選出します。

次に、増として、南箕輪村観光協会1人を2人に増にします。議長と総務経済委員より選出。減が、南箕輪村消防委員会3人を2人に、総務経済委員より選出。南箕輪村農業振興地域整備促進協議会3人を1人に、総務経済委員より選出します。

実施時期については、先ほど申し上げましたように、審議会等に影響の出ない範囲で速やかに検討・実施されたいと報告をいたします。

次に、6ページの資料2のほうを御覧ください。

議会選出監査委員に関する検討結果です。

結果としては、議会選出監査委員の是非の結論を急ぐのではなく、議員・監査委員のあるべき姿と監査機能強化に向けて、今後も研究していくこととしました。

記として、1、協議の中で出された意見。

議会選出監査委員のメリット。

住民代表として、幅広い行政監視の立場で行財政のチェックができる。執行機関に対する議会の権威・責任を示すことができる。

議会選出監査委員のデメリット。

自治体事務が高度化・複雑化しており、財務会計に対する豊富な知識・能力が求められる。一方、議員としての本来の活動（一般質問・決算審査など）に制限がかかる。議員定数が10人しかいない中で、監査委員選出は難しい。監査委員には守秘義務が課せられるため、得られた情報を議会審議に生かすことができるか疑問であるなどありました。

2として、議会選出監査委員選出における申合せを付け加えました。

(1) 議会選出監査委員の任期は4年であるが、常任委員会改選時の交代（2年）が望ましい。

(2) 決算審査、財政分析など、議会選出監査委員が得た情報を共有するため、決算審査前に研修会を行う。

3、その他として、議会が村財政について適正な分析を行い、政策提言につなげるために、議員一人一人の不断の努力が必要である。

以上、報告いたします。

議長（原 源次） ただいまの委員長報告について、質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 源次） 質疑なしと認めます。

ただいまの委員長報告を了とし、報告のとおり、執行機関の附属機関等の委員及び議会選出監査委員の就任検討特別委員会を、この報告をもって終了とします。

日程第3、請願・陳情を採決いたします。

総務経済常任委員会付託の請願・陳情の審査に関し、常任委員長の報告を求めます。

唐澤総務経済常任委員長。

総務経済常任委員長（唐澤 由江） 9番、唐澤です。

総務経済常任委員会に付託されました陳情第15号「建築士事務所賠償責任保険への加入について陳情書」を、村議会会議規則第91条の第1項の定めにより、審査の結果を報告します。

12月2日午前11時15分から、第1委員会室にて審査しました。

審査に当たっては、陳情に出された背景について確認を取りました。背景には、平成17年末に発覚した構造計算偽装事件があります。これは、一級建築士が行った国土交通大臣認定構造計算ソフトウェアの計算結果を改ざんした形での構造計算書の偽装を建物の建築確認検査を実施した行政及び民間の指定確認検査機関が見抜けず承認したもので、地震多発国の日本において、建築基準法に定められた耐震基準を満たさないマンションやホテルが建設されていたという事実は、人命や財産に関わるものであることから、大きな社会問題となりました。建築士事務所の信頼性が極めて損なわれ、建築士事務所の損害賠償責任の担保の重要性が指摘されました。

この事件後に、平成27年に施行された改正建築士法第24条の9では、建築士事務所の開設者は、設計業務等に関する損害賠償保険の契約締結に努めることが努力義務となりました。これは、建築士事務所の発注者に対する賠償資力の確保や、経営の安定化を図ることが目的であり欠かすことができない施策です。

採択すべき意見として、設計業務に非があった際などに、公共建築物の改修工事費などを賠償するものであり、何かあった場合のことを考慮し、発注者側も建築士事務所が賠償責任保険に加入していることに十分配慮する必要があるとの意見が出されました。

不採択すべき意見はありませんでした。

採択の結果、採択すべきものに全員賛成であり、採択すべきものと決しました。

以上、委員長報告とします。

議長（原 源次） ただいまの委員長報告に対する陳情第15号「建築士事務所賠償責任保険への加入について陳情書」の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 源次） 質疑なしと認めます。

陳情第15号の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 源次） 討論なしと認めます。

陳情第15号を採決します。

この陳情を、委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 源次） 全員起立です。

したがって、陳情第15号は採択することに決定しました。

日程第4、議案に対する討論・採決を行います。

議案第1号「専決処分事項の承認を求めることについて」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 源次） 討論なしと認めます。

議案第1号を採決します。

議案第1号は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 源次） 全員起立です。

したがって、議案第1号は原案のとおり承認されました。

議案第2号「記号式投票に関する条例を廃止する条例」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 源次） 討論なしと認めます。

議案第2号を採決します。

議案第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 源次） 全員起立です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号「南箕輪村ふれあい交流センター等設置条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 源次） 討論なしと認めます。

議案第3号を採決します。

議案第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 源次） 全員起立です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号「南箕輪村地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 源次） 討論なしと認めます。

議案第4号を採決します。

議案第４号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 源次） 全員起立です。

したがって、議案第４号は原案のとおり可決されました。

議案第５号「南箕輪村犯罪被害者等支援条例」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 源次） 討論なしと認めます。

議案第５号を採決します。

議案第５号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 源次） 全員起立です。

したがって、議案第５号は原案のとおり可決されました。

議案第６号「令和６年度南箕輪村一般会計補正予算（第８号）」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 源次） 討論なしと認めます。

議案第６号を採決します。

議案第６号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 源次） 全員起立です。

したがって、議案第６号は原案のとおり可決されました。

議案第７号「令和６年度南箕輪村介護保険事業特別会計補正予算（第２号）」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 源次） 討論なしと認めます。

議案第７号を採決します。

議案第７号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 源次） 全員起立です。

したがって、議案第７号は原案のとおり可決されました。

議案第８号「令和６年度南箕輪村水道事業会計補正予算（第４号）」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 源次） 討論なしと認めます。

議案第８号を採決します。

議案第８号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 源次） 全員起立です。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号「令和6年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第2号）」の討論を行います。
討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 源次） 討論なしと認めます。

議案第9号を採決します。

議案第9号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 源次） 全員起立です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号「工事請負変更契約の締結について」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 源次） 討論なしと認めます。

議案第10号を採決します。

議案第10号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 源次） 全員起立です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

日程第5、委員会の閉会中の所管事務の調査の件を議題とします。

総務経済常任委員長、福祉教育常任委員長及び議会運営委員長から、所管事務のうち会議規則第72条の規定によりお手元に配付のとおり、所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（原 源次） 異議なしと認めます。

したがって、総務経済常任委員長、福祉教育常任委員長及び議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第6、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件について、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（原 源次） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

ここで、村長の挨拶を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

12月定例会、お疲れさまでした。また、全議案をお認めをいただきありがとうございます。議案審議や一般質問でいただいた様々な御意見、御提言は、行政執行や村づくり、地域づくりにしっかりと生かしてまいります。

令和6年も残り僅かとなりました。一昨日発表の長野県感染症情報によると、インフルエンザの数字が定点当たり上伊那は29.25と、警報となる30に限りない近い数字となっております。コロナも若干増えてきておりまして、年末年始に向けて、改めて感染対策への御協力をお願いいたします。

現在、新年度の予算編成の作業を行っておりますが、令和7年度は骨格予算となっております。新年度の住民生活に大きな負担が生じないように、当初予算に積むべきものが漏れないようにしっかりと見定めてまいります。

一つ、大切な御報告がございます。

先週、議会全員協議会の中で構想としてお話をした木質バイオマスボイラーの導入について、議会の皆様や有識者の皆様から、ありがたいことに様々な御助言をいただいております。つきましては、次のとおり方針を改めましたので、御報告をいたします。

発電をしない、熱利用のみの小規模なバイオマスボイラーを選択肢に加えさせていただき、導入を検討する方向に改めたいと考えております。

理由といたしましては、導入のイニシャルコストを減少させることができます。また、燃料を大芝高原の整備で出た木材中心に賄える見込みが高いことなどが挙げられます。この熱利用のみのバイオマスボイラーの詳細は、年度内に改めて資料を用いて御説明をいたします。

このたびは、構想とはいえ、発表から時間がたっていない中、方針を改めたこと、大変失礼いたしました。今後も様々な意見に真摯に耳を傾けて、政策を決定してまいります。

さて、これから本格的な冬となっております。気象庁の長期予報によりますと、全国的に気温が平年並み、降雪量も平年並みになると見込まれております。豪雪にならないことを願うところでありますが、いざ降雪時には、事業者やまっくん除雪隊の皆様から御協力をいただき、雪対策には万全を尽くしてまいりたいと思います。

2025年が村にとりまして、また、村民の皆様方にとりまして大きな希望が持てるような年に、また、村政発展のために議員各位のより一層の御協力をお願い申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議 長（原 源次） これをもちまして、令和6年度第4回南箕輪村議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

事務局長（高木 謙治） 御起立願います。〔一同起立〕礼。〔一同礼〕

議 長（原 源次） 御苦勞さまでした。

閉会 午後3時24分

会議の経過の記載に相違なきことを証するためにここに署名する。

南箕輪村議会議長

南箕輪村議会議員

南箕輪村議会議員